

午前10時26分 開議

**議長（巴里英一君）** 皆さんおはようございます。ただいまから平成9年第4回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において1番 井原正太郎君、2番 松原義樹君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、泉南監報告第14号 例月現金出納検査結果報告から日程第4、泉南監報告第16号 例月現金出納検査結果報告までの以上3件を一括議題といたします。

本3件に関し、監査委員の報告を求めます。監査委員 和気 豊君。

**監査委員（和気 豊君）** おはようございます。議長の許可を得ましたので、ただいまから平成9年8月、9月及び10月分の例月出納検査を執行いたしました結果を報告いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成9年8月分は9月30日に、平成9年9月分は11月5日に、黒須監査委員と北出前監査委員が検査を執行いたしました。平成9年10月分は12月2日に、黒須監査委員と私が検査を執行いたしました。これについては、一般会計、特別会計等収入役扱い分並びに水道事業会計分の関係資料を中心に、出納関係諸帳簿及び証拠書類、預金現在高について収支内容を照合しましたところ、いずれも符合しており、出納は適正に行われていたと認定いたします。

以上、まことに簡単ではありますが、検査報告といたします。

**議長（巴里英一君）** ただいまの監査委員の報告に対し、質疑等ありませんか。———小山君。

**3番（小山広明君）** 新しく就任されました和気監査委員に対して、前監査委員との引き継ぎ等もあったと思うんですが、前監査委員もいろんな監査委員のあり方について、ここで答弁をされております。

1つは、監査になれば会派を離れてはどうかという私の提案に対して、北出氏も前向きな答弁をしておられました。そのようなことで、前回の役選の中でも議長は、議長になったときに会派を離れたということがあるわ

けなんです、やはり議会全体の立場から、会派を離れて監査に当たられたらいいのではないかなという私は意見を持つとるんですが、その点についての考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、前監査委員が食糧費について、コーヒー缶100円、今110円でしょうけども、110円、コーヒー缶1杯程度というように答弁をしないとるんですが、そういう視点はやはり引き継いで監査されるおつもりがあるのかどうかも確認しておきたいと思います。（「和気 豊君「ちょっと聞こえませんか」と呼ぶ）前監査委員が、食糧費については缶コーヒー1杯分にしたいということで、その姿勢で監査に当たっておられたと思うんですが、新しい和気監査委員については、その辺は引き継いでいただきたいと思うんですが、お答えをいただきたいと思います。

それから、監査体制の独立ということがよく言われておるんですが、現在の泉南市について、私は行政ときちっと独立した関係にはないように思うんですね、実質的には。より明確に監査体制を独立するためには何らかの方法が必要だと思うんですが、その点についての監査委員のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、今年度の10月分の一般会計を見ますと、収入支出差引残高が11億7,300万というように、かなり歳入の方が、今の場合は使っておるより多く入って、その残額があり、他の会計にも運用しておるように報告されておりますが、これまでの答弁の中では若干横ばいかちょっと歳入、徴収率が悪いというような答弁もあったと思うんですが、その辺は今景気もこういう状態ですから、実態をどのように監査委員として把握されておられるのか。

それから、銀行なんかはつぶれないという1つのイメージがあったんですが、どんどん大きなところほど危ないのではないかという世の1つの流れがあるんですが、泉南市が現金調書で一番多いのが泉州銀行6億5,400万、その次が住友銀行5億1,300万というように、銀行に現金をお預けしておるんですが、その面について預金者保護ということをよく言われるんですが、こういう行政機関が預金者扱いになるのかどうかですね。その辺の考え方はどうなのか。

それから、農協分が大変少ないんですが、泉南市農業協同組合信達支所がわずか40万、それから泉南市農業協同組合本店でも2,000万円とい

うように大変少ないんですが、やはり地域の活性化というか地域性を考えれば、もう少しこの辺はふえてもいいんじゃないかなという考えを持つてるんですが、この辺は何か理由があるのかどうか、御説明をいただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 和気君。

監査委員（和気 豊君） 5点もしくは6点にわたっての質問であります。

順不同になりますが、まず食糧費です。これは既に判決も出ております。この判決の趣旨、私も熟読をさせていただきました。地方自治法施行規則第15条2項、別記に定める予算科目、需用費の中の食糧費から支出される経費である、こういうことで食糧費の位置づけというのは地方自治法によって明確になっています。そして、判例でもその上に立って、幾ら多くても1人当たり6,000円までであって、これを超えるものについては泉南市職員の裁量権の乱用であり、社会通念上相当な儀礼の範囲を逸脱した違法な食糧費の支出であるというべきである、と明確な判例が出ております。私はこの判例、判決の上に立って、前監査委員が申し述べましたそのとおりの立場を踏襲していきたい、こういうふうに思っています。

それから、監査体制の独立性の問題であります。これは言うまでもなく地方自治法等、この関係法令で監査体制の独立性が今日まで、強められることはあれ低められることはなかった。直近の平成3年の4月2日付の法改正によっても、いわゆる行政監査、単なる財務監査だけではなくて行政監査にわたっても広く監査ができる、こういう立場になっています。さらに、外部監査の導入も最近明らかにされているところであります。そういう諸般の事情を見ると、監査体制の独立性はまさに確固として守らなければならない立場だろうと、こういうふうに考えます。

そういう点で私は、議員監査が真に独立性を発揮する立場からも、会派離脱等の問題も含めてあらゆる可能な方策を今後とるべきである、こういうふうに考えます。議会でそのあり方等に御論議をいただいて、そういう論議の上に立って、客観的に私も身の処し方を考えていきたいなど、こういうふうに思っているところであります。

それから、歳入超過が、一番直近の10月ですが、前年度はむしろ歳入超過ないしは横ばいではなかったか、今回は一定歳入が確保されている、

その現状はどうかということではありますが、確かに前年度に比べて、滞納繰越分以外についてはそれなりの税収確保がなされておりまして、10月分の市税収入状況調、お手元にあります出納検査報告書の10月分のNo.2であります。ここでも5%を超える対前年度比の減収分というのは数点しかございません。それも事務手続上のマイナス要因、これが大半であり、問題は去る9月議会あるいは6月議会でも問題になりました特別土地保有税、固定資産税、これの主に法人にかかわる部分についてかなりの落ち込みはあるものの、それ以外については財政の努力等によって一定の収税の確保がなされ、それが財政運営に一定の担保性を発揮されていると、それは御指摘のとおりでございます。

それから、銀行はつぶれないという、そういう神話が今の金融情勢の中でなくなっているのではないかとということで、行政の立場は守られるのかと、いわゆる個人預金者のみならずそういう地方自治体に対する預金者保護はどうなのかと。これについては問題なく守られると。市民生活にかかわる財政を預かっているわけですから、個人の集合体としての自治体、個人の生活を守っていくという地方自治法の立場からいえば、まず真っ先に守られなければならない立場であり、そのことは預金保険機構あるいはついせんだって成立しました預金保険法、この内容、目的、趣旨に照らしても明らかなどころであります。

それから、農協、地元金融機関への預入金が少ないのではないかとということでありますが、私もこの点については、地元金融機関等育成という立場で一定の預金はあるべき姿ではないかというふうに思いますが、従来から市が取引銀行ということで取引をしている銀行については、住友、大和、泉州の3行であります。ひっきりょうそこに預金高が集中する、住友等に集中するというのはあり得るべきことだろうと、こういうふうに思います。

以上であります。

議長（巴里英一君） 小山君。

3番（小山広明君） 意見にかえておきますが、食糧費については前監査委員の考えを踏襲していきたいということで、2代にわたってその姿勢が示されたわけでありますので、これを高く評価していきたいと思っております。

それから、体制については、今のところは外部監査導入という現実はないわけでありますので、議員監査がその重要な役目を持つだろうという認識

は、私も一致するところであります。しかし、会派離脱については、もちろん議会全体での議論をしていくことが、ずっとそのことが踏襲されていくわけなんです、自分でも、自分の姿勢としては会派離脱をしたいと言えはできることでもありますので、ぜひそれはやっていただきたい。なかなかできにくい状況は、前監査委員の分も含めますとわかるわけですが、やはり今監査ということが大変注目されとるわけですから、これからの監査委員のあり方の道をつけるためにも、和気議員には会派離脱の決断をぜひお願いをしたいと思います。

それから、地元の金融機関といいますとやはり農協ということになるんで、大変少ない。先ほども泉州銀行、住友銀行を言いましたが、泉州銀行は支店も入れますと10億近い預金をしとるわけですから。そのバランスからいったら大変大きな差がありますので、それは今後の指導の中で、市民も議会も納得するような預金の運用の仕方をぜひお願いをしたいと思います。

それから、先ほど地方自治体の預金も当然保障されるだろうという考えが述べられたわけなんです、今は預金者保護ということが1つの措置としてあるんですが、将来にわたってはそれはなくなるわけですから、今から市そのものが金融機関をちゃんと選択する、そういう情報をきちっと集めておかないとなかなかそれは実質は守られていかない面を持ちますし、市民感情からいっても、情報力を十分集めることができる市のお金は守られて、市民の個人預金が守られないということは許されないわけですから、当然優先的には弱い立場にある個人の預金が守られるということに、社会的な価値観からもいくだらうと思いますので、今から金融機関の内容についてはきちっと精査をして、市民に心配をかけないような預金の運用をぜひ指導いただきたいと思います。

意見にかえておきます。

議長（巴里英一君） ほかにありませんか。———以上で監査委員の報告に対する質疑を終結いたします。

以上で監査報告3件の報告を終わります。

この際、お諮りいたします。本日これより上程予定の議案につきましては、いずれも会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって本日これより上程予定の議案につきましては、いずれも委員会の付託を省略することに決しました。

次に、日程第5、議案第1号 泉南市助役の選任についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（巴里英一君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第1号、泉南市助役の選任につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

福田助役から平成9年12月2日付で退職願が提出され、今月いっぱいをもって辞任されますので、後任として遠藤裕司氏を最適任者と認め、助役に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の御同意を賜りたく、御提案申し上げます。

なお、同氏の経歴につきましては、議案書の3ページに参考資料として記載いたしておりますとおりでございます。

簡単でございますが、本議案の説明といたします。どうかよろしく御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（巴里英一君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——  
——小山君。

3番（小山広明君） 現在の福田助役さんが年末で辞職されるということで、後任の新しい助役の提案ですが、福田助役については大変御苦労さまでしたというか、ありがとうございました。

現在、泉南市は2人の助役制をとっているんですが、大阪府下の現状を見ましても、一番多いところで堺は3人定員ですが、現実には2人と聞いております。そうすると、堺は御存じのように泉南の10倍以上の人口を持って2人でやっておるのに、泉南市はなぜ2人要るのかという市民の疑問もありますし、私たち議会の疑問もあります。

行政改革が待たなしの状況の中で、やはり人件費の問題は避けて通れないということから考えますと、1人の助役で大変でしょうけども、市長が頑張っていたとすることを私はしていただきたいと思ひますし、そうすべきではないのかなと思ひうんですね。そういう点で市長は、この行革の状況の中でなぜ、福田助役が辞職される機会に1人でいこうという姿勢を示せなかったのかですね。

こうして名前が出てまいりますと、これは人格の問題もあってなかなか議会としても身動きがとれない状況にあります。しかし、そんなことばかり言っておれないわけですから、やはりこれは、行政がそのことができないのであれば、議会がそのことにかかわって嫌なことをやらないといひかなのかなという、そういう役目があるために私は議会があると思ひうんですが、そういう点で市長、なぜ1人で頑張ろうという決断をしなかったのかですね。今やらなかったらもう、今が一番最悪ですからね、今後2人を1人にすることはなかなかやる機会が私はないんじゃないかなと思ひうんですが、他市のバランスも含めてちょっとお答えをいただきたいと思ひます。

念のために私がいただいとるこれでいくと、大阪府下で4市、1人の助役でやっておられると。すべて泉南市よりも人口が多いと思ひうんですが、そういう点も含めて市長のお考えをお示しをいただきたいと思ひます。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 1人制助役でどうかという御質問かというふうに思ひます。泉南市もかつては1人助役ということでございましたけれども、泉南市を取り巻くいろいろな状況、あるいは市民ニーズの多様化、高度化、あるいは泉南市が非常に若いまちであり、今後大きく飛躍発展するまちであるということ、それから関西国際空港を含めた関連地域整備が大変多くあったということもございまして、前市長のときから2人助役にされたわけでありまひす。

私も、確かに一方では行財政改革を進めないといひけないといひところはあひるわけでございますけれども、しかしながら、泉南市もこの4年間で大きく飛躍発展をしてきたといひうふうに思ひっております。それは当然、いろいろな関西国際空港の地域整備が大幅に進んだといひうこともあひるまひすけれども、その背景としてやはり市民ニーズにいかにかたえていくかといひうことをそれぞれ、助役2人あひるまひすけども、役割分担の中で十分力を発揮して

いただいて、そして行政事務のリーダーシップをとっていただいたというのが大きかったのではないかというふうに思っております。

今後、来年度からいよいよ2期着工という部分を控えまして、さらに新たな関連地域整備というものをこれから策定をして、着実に実施していかなければいけないということもございますし、また情報化あるいは国際化という問題もあるわけでもございまして、これらに対応するためには2人助役でそれぞれが分担して、あるいは協力し合って、泉南市発展のために力を尽くしていただくというのが大切だというふうに思っております。それは、ただ単に人件費云々というだけではなくて、やはりそれ以上の効果を発揮しなければいけないというのは十分私も認識をいたしてるところでございまして、新任の助役にも督励いたしまして、泉南市の発展と市民生活の向上に全力で当たらせたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

なお、周辺市町ということでございますけれども、泉州地域におきましては、1人制は泉大津と、それから阪南市——阪南市は条例で2人ですが、1人辞職されておられますので現在1人ということでございますが、他の市につきましては2人助役ということでございます。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（巴里英一君） 小山君。

3番（小山広明君） 市長から2人助役の必要性の意味を聞いたんですが、これは一般的にいつでも言える理由じゃないかなと私はある意味で思うんですね。やっぱり必要経費が収入を上回っているという異常な状態の中で何を切るかということ——今後切らんといかんわけですからね。そうすると、直接市民と対置して働いとる一般職員、これを切れば即市民に影響が出るわけですから、考えるとことというのはやっぱり管理職と。少なくとも泉南市の管理職の場合は、皆さんからいただいた資料によっても、部長10人に対して部長級が24人もおるといって、それから課長が50人に対して——53人でしたか、に対して70人おるわけですね。ここにメスを入れることが、順番からいえば私は一番最初だと思うんですよ。

その頂点にある管理職として、市長を支える補佐の助役さんが今2人だから、1人を切れというわけになかなかいけないんですけども、これを2人切ることに於いて泉南市の管理職をスリム化して、市長もこの本会議で

スリム化をせないかんというのは、僕はその意図があると思うんですよ。末端——末端という言い方はちょっと語弊があるんですが、やはり職員は実務をやっとるわけですから、それを切るとなると物理的にはなかなかできないわけですからね。管理の問題はやはりメスを入れるべき内容であると思うんですね。

そうなってくると、やはり助役さんはひとつ、市長が言うことは大変でしょうけど、そこは市長がこの間の自信を持って、府との済生会病院の問題にしても、紀淡海峡を含めた第二国土軸につながる理想にしても、あ、市長は政治家としての発言が出てきたなど、私はある意味でそう思うんですよ。だから行政の長ではなしに政治家として、やはりもう少し大阪府とは対決していくという、そこは何でカバーするかといたら、やっぱり大阪府の政治家を使っていくというんかね、地元から選出した政治家がおり国会議員もおるわけですから、彼らは行政に対しては優位にある、意見を言う立場にあるわけですから。

それは、福田助役をここに置いて、ちょっと語解があったら堪忍していただきたいんですが、私はそういう意味で言っとるんじゃないんですけども、やっぱり大阪府から来られた方が帰ると、対決するときにはやっぱり帰った身分を考えますよ、人間だったら感情的に。やはり厳しいことはちょっと控えとこうかと、それは僕でもそう思いますわ、そっちに帰るんやからね。だから、そういう政治家——助役というのは僕は政治家だと思うんですが、政治家としては地元をどうしていくかというときに、俗な言葉でいえばいかに大阪府から予算を取ってくるかということに尽きると思うんですね。そら大阪府は出したがらないです。そういうことを考えたら、この時期に、地方分権というときにやっぱり政治家助役を育てるということからいえば、そういう2年で帰るというあり方は、私はどれだけ能力があってもそれを発揮できないと思うんですよ。

今回我々この問題は、市民の皆さんにも2人制の問題を提起しております。大変注目してますよ、この議案をどうするのかと。もちろん市長の考えも決定しておりますからあれですけど、議会がこのことでどうするかですから、やはりこの問題をほんとにいいチャンスとして議会の皆さんには御判断いただきたいと思いますし、市長におかれてもやはり新しいところへ踏み込むわけですから、痛みを伴うようなことを今やらないと市民は理解

しないと思うんですね。

私、先ほど堺の例を言いました、10倍以上のところを2人でやると。その部課といいますか組織の中でも膨大な組織を持つと、そこを2人でやるとのわけですから、泉南市がやれないというようなことは私はあり得ないと思いますよ。

そういう点では、これは議会に投げられたボールですから、議会がどうするかということを考えないといけませんので、ぜひ市長も、議会がどう判断をするかわかりませんが、ひとつ判断されたことについて、一緒に両輪として泉南市政に当たっていくという姿勢が必要だろうと思います。否決されたから何しよったんやということではなしに、やはり行政がやれないことは議会がやってくれるという関係がこれからうまくいけば、市民のためになるのではないかなと思いますので、議会の皆さんにもぜひこの議案については真剣に考えていきたいと思いますと呼びかけて、私の質問を終わりたいと思います。

議長（巴里英一君） ほかにございませんか。———北出君。

25番（北出寧啓君） 何点かにわたって質問させていただきたいと思います。

私はまず基本的に、議会と行政が議決権と執行権を持っているということにおいて、市長が直接選挙において選出されているということにおいて、大きな弾力的な枠の中で執行権を行使するというところに、私はそれは当然であると。その結果において、立法府として我々議決権側は、何か問題が起こればそれに対して物を言わしていただくと、そういう関係で考えているということをもまず表明させていただきたい。

今回の問題について、私は人件費の問題ということと助役の問題ということは、直接関係あるとは思っておりません。実際私もいろいろ部課長の再編成とか、1つの課において職員が少ないとか管理職が多いと、そういった問題に対しては今後行革を遂行していただきたい。ただ、その問題と助役の問題とは本質的に違うのではないかと私は思うので、その点、質問させていただきたいと思います。

私どもはまだほんとに小さな都市でありますから、逆に大きな堺とか巨大都市においては、管理職以降、広範な人材が確保されていると見て基本的に間違いはないと思います。ただ、我々小さなまちというのはなかなか

まだ近代化され得ない。機構、財政、職員、そういった面でなかなか近代化されないという観点において、一定の近代化の訓練を含めて、大阪府から出向助役に対していろんなことを学ぶ、あるいは物を提言するというこの関係が必要ではないかと思っております。

それと、我々、地方分権ということで各自治体の独立性、それは今申しました機構、財政、スタッフにおいて、職員構成において自立していくという観点は、当然市長も含めて我々が原則的に保持しなきゃならない立場だと思えます。

しかし、戦後の地方分権の、戦後初期でも地方分権制度がマッカーサー憲法等において提起され、地方自治の項が憲法に確保されたわけですけれども、その段階でも同時に新中央集権制というものがございまして、要するに分権と集権の問題でなくて、経済機構とか運営とか、そういった問題においての新中央集権制が必要だという観点もございまして、我々は地方分権ということを見ると同時に、いろんな経済、政治のシステムの中で、国・府・市町村という観点を否定的に見るのではなくて、1つの統合的に見る観点も必要かと思えます。

そういう観点に立ちますならば、やはり府との関係を強化するということも、それは従属ではなくて、もちろん知事はもはや官吏ではなくて公吏でございましてから、府民の代表でありますし、そういう観点から今後、分権と集権という体制を二面的に考えた上でのこれからの業務執行を助役にやっていただきたいと。そういう意味で府からの出向については、これは現段階ではいいのではないかと。これを最大限利用することが本市にとって必要不可欠なものではないかと思われまます。

そういった観点、何点か提起さしていただきましたけれども、それを含めた上で、今後の市長の御見解を簡単に表明していただければと思います。よろしく願いいたします。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私も行財政改革の中で助役の問題をどうするかというのは、ほんとに真剣に考えたわけなんですけど、その結果として2人、そのうち1人大阪府から来ていただいているわけなんですけど、やはりこの結果として見てみた場合に、泉南市にとって非常に大きなプラスといいますか、利益と言うとまた語弊がありますが、大きなプラスであったというふうに

思っております。それはやはり国・府・市というふうにありますけれども、それぞれが自治法上独立して当然分権の中で仕事をしてるわけなんです、やはり深いかかわりがあるのは現実、事実でございます。

その中で、やはり協調すべきは協調すべきでやっていくべきだと。しかしながら、意見の違う——まあ対立と言うとまた極端過ぎるかもわかりませんが、意見の違う分は、やはりこれは泉南市の立場で私も物を申しておりますし、泉南市へ来た限り助役は、府とは一応退職した形で来るわけにありますから、泉南市の助役として精いっぱい泉南市の立場に立って物を言うということをやっただいております。これはもう遠慮するなということをおも申しておりますし、本人もそのつもりでやっただいてるわけでありまして、ですから、やはり若いまちでありますので、これからいろんな角度で、当然補助金のことも含めて協調する部分と、それから特に空港関連等でいろいろ意見の違う部分も出てくるかというふうに思いますが、それはきっちりと分別をして物を申していくということが何よりも大切だというふうに思っております。ですから、私も一概に行財政改革の費用、コストだけで判断すべきではないというふうに思っているところでございます。

それから、御指摘がありました分権と集権という問題でありますけれども、泉南市もこれから地方分権、確立していかなければいけないということで、一部分でございますが、事務移譲のお話を進めているところでございますけれども、しかし、それを我々の市町村に分権を認めると、認めさしただくということについては、やはりその受け皿をしっかりとしないと、あるいはその体制、あるいは費用的にも当然コストがかかってまいりますから、その点を十分整理した中でやらないと混乱が起こることになりますので、この点についても十分体制の強化とともに、徐々にその分権を進めていくということが大切だというふうに思っております。したがって、いつまでもという気はございませんけれども、今しばらくは2人制の中で、1人は府の方をお迎えするということが、泉南市にとりまして最善であるというふうに考えているところでございます。

議長（巴里英一君） 北出君。簡単に。

25番（北出寧啓君） 簡単に申します。助役、いろいろお世話になって、ありがとうございました。泉南市の立場で大阪府と対峙していただいたと

いうふうに私は考えておりますし、今後助役が大阪府に帰られても、泉南市のための1つの立場をまた維持していただけるものと信じておりますし、逆に、向井市長が福田助役に取り込まれて何も言えないという関係は発生しないと私は思っておりますから、今後ともよろしく願いいたします。

それと、入札等を含めていろんな制度の改革については、やっぱり外から来て直接皆さんと関係のない立場の人がまたやれるという面もございませうし、そういういろんな利点もございませうので、それを最大限援用して今後ともこの体制を当面は続けていただきたいと。よろしく願いいたします。

議長（巴里英一君） 成田君。

5番（成田政彦君） 私は、助役1人制、2人制という前に、市長に1つお伺いしたいことがあるんです。

市長は、空港関連事業など大阪府から助役が来たら非常にメリットがあると、そういう考えのようなんですけど、私は、新空港建設問題が上がってきました、そして2人助役制になって5年目ですか、その間空港関連事業は、市の挙げとる中でも数多くあると思うんです。総合福祉センター、それから道路、そういう中における府との関連を考えますと、総合福祉センターの府の貸し付けの金額にしても、大阪府の助役が来たからこれが何%になったかどうかというのは、各予算委員会とか一般質問の中で、それはもう助役のことと関係なしで、府との直接の関係でこれが決められた問題であるし、それから市場岡田線の問題についても、これは助役が云々という問題でなくて、それ以前から国の補助金とか府の補助金、そして企業局の貸付金、お金にしても、これは助役が入ったから決められるものではないと思うんです、具体的に。

だから市長が政治的に、2人助役になるから福田さん——僕は福田さんは非常にすばらしいと思うし、福田さんそのものは府の職員としてはピカイチだと思いますよ。しかし、福田さんの政治的な力によってそういう道路がきちっと、大きい予算を取ってくるとか、そういうことは僕はないと思うんです。

だから、2人制になったからということで、例えば府から持ってくるものが有利になるとか、そういうものじゃなくて、そもそも各施設については住民の要求であり、また市長の政治的力、そういうものを発揮して持っ

てくるものだと思うんですわ。もちろん議会もそうですよ。だから、市長が言うように空港関連工事にそれは有利になる、お金が入る、そういう点で2人助役制というのは、過去私は新空港建設以来一貫してこの問題を取り上げてますけど、そういうことが恣意的に入ったというのはまずないと思います。そら予算論議してますからね、ずうっと。有利に働いてることは、僕ははっきり言ってそれはないと思うんです。

そういう点について、まず市長にね、これは重要な問題ですわね。空港関連工事で2人の助役があったら有利になるのやと、それでたくさんどっさり、嫁さんを迎えたら必ず持ってくるんやという——これはちょっと簡単に言い下した話で、私は政治というのはそんなものではないと思うんです。そういう点で、市長ね、僕は1人であっても、泉南市の組織というのは優秀な行政マンがおるし、別に上林さん1人でも十分に、このことは法に基づいてきちっとやれば成り立つと思うんです。その点を市長は2人でなければどうしてもあかんのやということになっとるのか、その点どうですか。

〔成田政彦君「私は1人であっても大丈夫と思いますよ。優秀な職員がおるから」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 目に見えて、例えば数字的にどうだこうだという問題ではないというふうに思うんですね。ですから、確かに空港関連、いろいろ事業がありましたけれども、御指摘の道路とかいうのはそれ以前から継続でやっている事業でありましたけれども、これは福田助役の前任、吉川助役時代も含めてでございますけれども、特にりんくうタウンあたりで私どもも公的な用地の確保ということを非常に皆さん、あなたの会派の方からもいろいろ御指摘もありましたし、そういうことも我々知恵を出しながら考えておったわけでありましてけれども、そういう意味ではいろんな形でそれがうまく、例えばサザンスタジアムにしてもなみはやにしても、あるいは今回の防災拠点にしても、そういう意味でこれは府との関係でありますから、ですからそういうものが極めてスムーズに事が運んだのではないかというふうにも思っております。

それから、いろんな目に見えない情報といいますかね、新しい行政情報も含めて、なかなか私ども十分入りにくい部分もありますけれども、そう

いうものがやはりいち早く入る、あるいはそういう対応ですね。国対府との対応ということにつきましても、泉南市の立場で円滑にいくように随分と力を注いでいただいたんではないかというふうに思っておりますので、私は実際執行してる立場からいいまして、成田議員の言われたこととは若干違いまして、いろんな角度から見てもやはり大きな成果があったと、あるというふうに思っているところでございます。

議長（巴里英一君） 成田君。

5番（成田政彦君） 市長、ハードの面においてはそれなりに、そんな大きなプラスはないんだけど、ソフトの面においては大阪府からの悪しき横山ノック府政の情報がたくさん入ってくると、そういうことになるんですけど、その情報は一方的な、ある意味では何も助役でなかったら情報が入ってこないということは、全く僕はね、国、大阪府の考えから見ると、助役が2人になって大阪府の助役だったら大阪府から情報がたくさん入ってくるといのは、これは何も助役が大阪府の助役でなくても、それは常に大阪府と市というのはつながってるものであって、情報が入ってこないから云々という問題は僕はちょっと……、だから府からの助役が欲しいという理屈は、ちょっとこじつけのような気がするんですけど。

それだったら別に1人の助役で、上林さん、よう頑張って大阪府へ行って情報を仕入れてきたらいいんですわ。別に2人おらないから大阪府へ行って情報が入らないという理屈にはならないと思うんですわ。総務部長だって情報は大阪府に出かけて得られるんですからね、必ずしも絶対に2人の助役がこの泉南市に必要であるということは、僕は今の市長の論からいうと、ソフトの面で云々と言われたんですけど、ちょっとその点は大いに疑問がある。

それから、市長は先ほどなみはや国体とかいろいろ言われたんですけど、あれもかなり経費は、市の持ち出しの経費がたくさんありました。そういう問題について大阪府から有利な取り計らい、そんなことはないと思うんですわ。大阪府も府下31市すべてのなみはや国体の施設を持って運営しとるんで、その市だけ有利に補助金を出して計らうということは僕はないと思うんです。東大阪でも、ここは大阪府の職員が助役でいっとるんですけど、必ずしもそうであるかといったらそうでもないし、だからそういう点でそのメリットが具体的にあったということは、私は大阪府の予算上を

見ても、地方自治体の、大阪府から出てますわね、あれをちゃんと精査し読んだら、必ずしも泉南市に有利にお金が動いてる、そういうことはまずないですわ、見とったら。

そういう点で、市長は行政マン出身だから、そういうことは怜悧に考えとると思うんですけど、もう一度そういう点で具体的に、大阪府の助役が来たら財政的にも今後有利にいくんやと、そういう確信を持って言われとるのかね。それは違うと、30市ある中、大阪府は別にみんな平等にやとるんだと、そんなことは。佐野もそうだし田尻もそうだし阪南市も。絶えず泉南市だけそういうことをやとるわけじゃないと私は思うんですけど、その点はどうですか。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 情報というのは、そら入ると思いますね、御指摘のよう。ただ、情報というのは、早いか遅いかで全く情報にならないわけがありますから、そういう速度の問題だというふうに思いますね。

それから、りんくうあたりで確かに市の投資した分もございますけれども、かなり、特になみはやグラウンドなんかは一銭もとといいますか、市の投資というものはなくて、管理棟を含めて、テニスコートを含めてあれだけの施設をつくっていただいたわけですし、確かにサザンスタジアムは上物は市がやりましたけれども、底地は無償という形で対応していただいておりますし、防災拠点も、府の防災拠点とはいうものの、市民の体育館であり市民の公園であり広場であるということでもありますから、それはここに、私ども泉南市におればなかなかその辺は御理解いただきにくいんですけども、私もいろんな近隣の議員さんとかもおつき合いありますけども、いろいろ話を聞く中では、泉南市は上手にいろんな事業を導入してるなということをおっしゃっていただいておりますし、ですから客観的に見ればそれなりの評価はいただいているのではないかというふうに思っております。

それから、そらたくさんの市、町が府下にあるわけですから、泉南市だけ突出してというのはやっぱり不公平になりますからね、そういうことは基本的には期待するということでもございませぬけども、その中でもやはりうまくいろんな理由、あるいは理屈の中で対応をしていただいているというふうに私は思っておりますから、決してほかと全く同一ということでは

なくて、いろんな施策展開の中で、私ももちろん頑張っておりますけども、助役は助役の立場で、特に府との調整という部分で力を発揮していただいとるというふうに確信をいたしております。

議長（巴里英一君） 成田君。

5番（成田政彦君） 私は、りんくうになみはや国体の——本来やったら府が全部建設すべきですよ、そんなのは。それから、今度できる防災拠点にしても、そんなの当たり前ですわ。あのりんくうには、そもそも府は泉南市のためにあそこにようけ建物ができて税金が入ってくると、泉南市は豊かになるということで、積極的にあのりんくうタウンを、あそこを埋めて、そういうための土地でしょう。そんなん大阪府から助役が来ようが来まいが、大阪府は積極的にりんくうに泉南市民のためになるものをどんどん持ってくるべきですよ。そんなこと向井市長やったら当たり前ですわ。助役がどうだは関係ない、そんなことは。もうそんなん当たり前ですわ。

それで今、府は持ってきてますわな。もっと持ってくるべきや、僕はそう思いますよ。そんな助役が1人や2人、関係ないですわ、そんなこと。市民にとって豊かになるそういう施設は、今税金が泉南市に入ってきてないと、これは大きな問題ですわ。それは大いに市長が努力して頑張ると、これは当たり前です。しかし、だからといって府から2人目の助役が入ってきたらそれが有利に働くと、それはまた筋の問題が違うんじゃないかと私は思います。

それからもう1つ、ちょっと聞きたいんですけど、議会との関係で、最初に名前の載った議案が出てきたんですけど、その前に市長として、2人制の助役を選ぶに当たっては、議案に載せる前にもっと議会とのコンセンサスを図って、よく論議した上で、この論議もそうなんですけど、そういう意味で議案に載せるべきではないかと私は思うんで、その点はどうか。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） その点の御指摘につきましては、他の議員さんからもいただいております、十分でなかったという御指摘でございますので、その点は私も率直に非常に申しわけなかったなというふうに思っております。

11月10日に議会の役選というのがございまして、そのあたりの経過

というのもございましたし、実際的に私どもも動かしていただいたというのはその後ということになりました関係上、若干日程的に非常に厳しいスケジュールになったということがあったというふうに思っております。この点については、やはり今後十分気をつけていかなければいけないというふうに私自身も思っているところでございます。そういう御指摘も今ちょうどだいたしましたので、時間的なことで御指摘のようなことが実際、期間的に短かったということについては、今後十分気をつけていきたいというふうに思っているところでございます。

議長（巴里英一君） ほかにございませんか。———島原君。

17番（島原正嗣君） それでは、簡潔に二、三点お伺いをいたしたいと思いますが、この前議長が開催をされました代表者会議等でも、私なりにうちの会派としての意向は申し述べておりましたが、意見も含めて若干お聞かせを願いたいと思います。

1つは、助役の任期の問題ですけれども、議案書には任期はちょっと書いておらないようでございますが、慣例としては大体2年と、こういう常識になっているようでございますが、ただ考え方として今回の場合は福田助役が、来年御存じのように市長選挙、市長もまた再出馬と、こういうことでございますので、任期的にいうならば大体8月ごろ今の助役さんの任期が来るだろうと。私は代表者会議で林前議長にも申し上げたんですが、助役の任期はどないしまんのやと、後の取り扱いどうしまんのやということもお伺いした経過がございます。その当時は助役さん、今の福田助役が来年の恐らく市長の任期まで残ってくれるのではないかなあという、そういう期待もしておったわけです。

ところが、今御指摘ありましたように、性急な話として助役が帰ると。嫌気が差したのかどうか、議会でもいろいろありましたから、百害さんとかいう話もあったから、それにちょっと気を悪くしてお帰りになるのかなというふうに、私はそう思っておりませんが、まあこれはちょっと余談になって失礼ですが、そういういろんな経過を経て今日に至るわけですが、ただ私ども、できるなら市長任期が4年ですから、大阪府から、外郭団体から来られる方も大体4年ぐらいおってほしいなあという思いがあるわけですね。

2年といいますと名前を覚えるのに、私の頭の中で大体1年、福田助役、

福田助役……、上林さんは前からおるから寝とってもわかるわけですが、名前を覚えるのでも大体半年、1年かかるというふうな状況ですし、また対人間関係も、2年というのはでき上がった時分だと思います。せっかくこれから本腰でお互いにいろんなことについて胸襟を開けるという時期にお帰りになるということはどうかなあという思いもありますけれども、これは基本的には大阪府の考え方があるわけですから、完全に嫁にもらったわけではありませんから、返してくれと言え返さなあかんと思いますが、ここらあたりの任期制についての考えというものを、もっとやっぱり大阪府とも今後詰めてほしいなあというような感じもいたします。これが1点です。

もう1つは、行政改革というのはいずれお互い、議会、行政、やらなきゃならんわけでございまして、既に行政の方ではスタートしてるわけです。御存じのように、改革、行革というのはお互いに痛みを伴うわけですし、助役を1人ふやす、2人ふやすということには直接関係ないにしても、やっぱり議会もいつかは今の定数問題を削減するという、その決断をするという時期が来ると思うんです。そういう場合の一般論としては、やっぱり行政も電気の節約、それからいろんなことの節約に、消耗品等の節約にも努力をしていただいているのは、今日大きな財政圧迫をしているのはいわゆる人件費等の増大によるということが基本でありますから、そういう視点、観点からするならばやっぱり議会の方も定数を減らしていくと、行政の方もできるだけ人を減らしていくという基本は、お互い協力し合って考える必要があるのではないかと。

そういうことからすれば若干どうかなあというふうな感じはいたしますけれども、これもそのときそのときの状況判断によるわけですから、泉南市はこれから第2期工事を迎えて極めて重要な時期だとおっしゃるから、それはそれなりに、私の申し上げたいのは現在でもまだ空港関連事業等においてもいろんな約束事においても、積み残された課題がたくさんある。例えば泉南済生会病院にしてもそうですけれども、この問題にしても、これは市民からすればえらい長い時間がかかってますなあという話もありますし、また今議会に新しく提案をされました済生会病院のりんくうへの移行ということもございますから、そういうことに、やっぱり受け入れる以上はもっともっと積極的に市民の負託にこたえるような行政をひとつやっ

てほしいなあというような思いをいたしているわけです。

それからもう1つは、手順、手続の問題ですけれども、先ほど成田議員の方からも御指摘がありましたように、私、冒頭質問しましたような関連になるわけですが、やっぱり三役人事についてはせめてその二、三カ月早く議長に申し入れをして、できるだけ会派、党派の調整を行っていくということもしてほしいなあ、そんな思いをしておりますが、その感想についてお答えをいただきたい。

以上です。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 助役の任期の問題でございますけれども、法上は一応4年ということになっておりますけれども、府からの派遣助役につきましては、大阪府との申し合わせによりまして原則2年ということになっているわけでございます。

私個人的には、4年はちょっと長いといいますか、そういう気はあるんですが、3年ぐらいがいいんじゃないかという私の考えを持っております。それで、常々大阪府にもその旨は申し上げておるわけございまして、ちょうど吉川助役から次の福田助役にかわるときも、8月ということだったわけですね。ですから、8月というのは議会選任をいただくにしても定例会ではないということもありまして、2年を超えてできるだけ長くお願いしたいということは、希望として申し上げておいたわけでありましてけれども、今回も8月末が一応2年ということございましてけれども、御無理をお願いしてことしいっぱいということで、4カ月なんです、2年4カ月ということになったわけでございます。

私もできるだけ長くという希望はあったわけでございますけれども、その2年を超えて4カ月という、1つの私が当初お願いした部分について、大阪府としてもその希望はちゃんと守りましたよというようなこともございましたし、また大阪府としても優秀な職員でございますので、できるだけ早く府政の方で働いていただきたいという希望もありまして、12月末ということになったわけでございます。

それと、その申し合わせを仮に変えようとするれば、1市だけではやっぱりいけないというふうに思っております、府下、府からの派遣の助役を受け入れてる市の首長が、意見が一致して、例えば2年じゃ短いよと、3

年なら3年ということで足並みをそろえていかないといけない部分かなというふうに思っております。この件については市長会長、貝塚の市長が今市長会長をされておられるんですが、この前もお伺いして、もう少し何とか長くできないかという話も相談もさしていただいております。それにはやはり1市だけではなくて、派遣を受けている市長が同じ考えであれば、市長会としても取り上げて、部会で検討する課題だなというふうにおっしゃっていただいておりますので、今後そういう動きもしていきたいというふうに思っております。

それから、御指摘いただきました行財政改革を行うという中では、やはり経常収支比率が非常に高いということは、とりわけ人件費削減ということに着眼しないとなかなか改善できないというのは、私も十分承知をいたしているところでございます。ですから、そういうことを念頭に置きながらの運営ということになるんですけれども、それも踏まえた中でもやはり極めて大切な時期ということを踏まえて、あえて2人制の続行ということを判断をさしていただいたところでございます。今後の課題として私も受けとめさせていただきたいというふうに思っております。

それから、御指摘がありましたせめて二、三カ月前というのは、そのとおりでございます。私もいろんな議員さんからもそういう御指摘もいただいておりますので、今回いろんな事情で性急な話になって非常に申しわけないというふうに思っているところでございますが、今後十分、いろんなことを含めて早目に御相談もしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（巴里英一君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 意見だけにかえさせていただきますが、特に任期の問題に御指摘を申し上げたいと思いますが、一般市民の感情から申し上げますならば、せっかく助役さんとして大阪府から決心して来ていただいたと。それであるんなら、先ほど申し上げましたように市長任期が4年ですから、4年じゃなくてずうっと泉南に住んでほしいなど、泉南の市民として活躍してほしいという願いや期待もあると思うんですよね。

ところが、今のやり方ですと、そら大阪府や国の考えもあるでしょうけれども、2年間——わずかと言うと大変僭越な言葉でございますけれども、2年間くらいじゃどうかなというふうな疑問は、やっぱり市民の感情の中

にはあるのではないか。それよりも一たん、自分が泉南市の助役として、我々は逆立ちしたってそんなことできへんわけですから、助役さんとして出向して来ていただいた、泉南市民として生涯を、泉南市で骨を埋めるというくらいの決意、決心をやっぱりこれからの時代はしてもらわないとどうかなあというふうな1つは感じがあります。

ですから、そういった意味で、まだまだ大阪府と泉南市の事務事業なり、あるいはいろいろな行政課題の積み残しがあるわけでありますから、そういうことも含めて、助役がいいとか悪いとかということではなくて、国なり大阪府から迎える場合はやっぱり一度迎えたなら終生をともにするというくらいな決心をもって、泉南市のために活躍をしてほしい、そういう環境づくりをしてほしいなど。

以上です。

議長（巴里英一君） ほかにございませんか。———稲留君。

23番（稲留照雄君） 4人の先輩が質問したんですが、私は基本的に大阪府と一定の距離を持っておく方がいいというふうに思っております。9月の議会でそのように述べたわけでありますが、提案される以上、最適任者ということを言われました。私も経験上どういう人を推薦されるか非常に注意をいたしまして、こういう略歴のほかには知っておくべきことは何かということをお考えまして、いろいろと知識を得ておきました。

市長は、この遠藤さんという方、どの程度知った上で推薦されているのかということをお聞きしたいんですが、一般的にはほかの市長は助役という人を選ぶときに一体どういうことをしてきたかということを知ると同時に、意にかなう人を頼みたいということを使うのであります。そういう意味では今後、助役を副市長と呼ぶかどうかのような論議があるときに、市長が、事故とは言いませんが、不在のときに市長そのものの役目をしなければいけない人について、果たして市長がどのくらい知っておられるか、お聞きしたいというふうに思っております。

その前に、8月でしたか、代表者会議の中で上林助役が、福田助役は任期が来ておりますが、今しばらく延ばしてほしいというふうに言いました。そのときに、はっきり言いますと、府に帰る場所がないからもうしばらくというふうに蛇足をつけたんですね。市長が先ほど御無理をお願いして延ばしていただきましたということには大きな矛盾があると私は思います。

そこで、その遠藤さんという方の略歴についてこういうふうにかかれれば、どなたもこれだけ見て、人事案件ですからまあまあということできっと考えるでしょう。しかし私は、助役という立場の人を選ぶ場合にどうしてもしておかなければならない問題があると思います。

1つは、大学卒業のときに卒論の論文はどのようなものを書いたのか。論文のテーマはどんなだったのかということは知っておく必要があると思います。

それから、この方は平成2年から4年まで福祉部障害福祉課におられました。この当時この係長をやっておられて、実績としてどういうことに参画されたのかということをお聞きしたいと思います。

平成4年から8年まで企業局におられました。恐らく泉南市もかわりがあったと思いますが、どういうことに参画されたのかということ調べて最適任と言われたんだと私は思っています。そういう意味で、もし遠藤さんという方が、市長が選ぶに当たってこの人が最適任であると言われるなら、こういう程度のことは調べられたんじゃないかということで、御質問したいと思います。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今の御質問でございますけれども、私は、遠藤さんは企業局に最近長く在職されておられます関係上、特に泉南市と企業局というのは、りんくうタウンを含めて非常に関係が深いわけでありますので、以前から存じております。ですから、今初めて府からの推薦があったという中でお会いしたというわけではございません。以前からその仕事ぶりというのはある程度存じておりました。

それから、大学での卒論は何かということでございますけれども、それは私は知りません。そこまでは存じておりませんので、御理解を賜りたいというふうに思います。

それから、どういう仕事をしてきたかということでもありますけれども、その経歴にもありますように、府市交流で、商工のときだというふうに思いますが、大阪市に派遣をされて港湾局の方に行かれておったということを知っております。その後福祉部の方に行かれまして、障害福祉課、こちらの方の調整係長になられたということございまして、その中では障害福祉課の長期計画ということの策定に取り組んでおられたというふうに

聞いております。

それから、その後企業局へ移られたんですが、主に企業誘致といいますか、特に海外の企業をこのりんくうタウンにということで、台湾でありますとか香港でありますとかシンガポールへよく、その誘致活動といいますか、そういう形で上司とともに出張をされておられるわけでございます。

それから、平成7年には大阪府の職員表彰規定によりまして20年の勤続表彰を受けておられます。

最近におきましては、新聞報道もあったかというふうに思いますが、りんくうタウンへ初の台湾企業の誘致ということで奮闘をされておられまして、ごくごく最近それがまとまったというふうに聞いているところでございます。

特に泉南市は、確かにりんくうタウンの分譲という面では思った以上におくれているのも事実でございますし、企業誘致のチームを市と、それから府と、そしてりんくうセンターとでつくっておりますけども、今後やはりこのりんくうタウンへの企業誘致なり働きかけというのが一番大切じゃないかなというふうに思っておりますので、そういう意味ではそういう仕事に携わっておられた方ということで、ノウハウなりあるいはいろんな事業者との関連からしても、極めて心強いのではないかというふうに思っております。

それから、私が注文をつけましたのは、特に泉南市は6万3,000市民、多くおられるわけでございますけども、特にそういう市民の生活の向上あるいは市民対応ということで、そういうことが十分可能な人、それから当然、市民の代表である議会との意思の疎通を十分図れる人をお願いしたいということ、それから課題であります空港、それからりんくうタウン等、空港関連について一定の知識なり経験がある人というようなことをお願いしてまいりました。また、本市の課題であります行財政改革に取り組める人というような注文を出した中で、遠藤氏ということになったところでございますから、私どもも十分その辺は、府も私の願いを聞き入れていただいていた人選じゃないかというふうに思っているところでございます。

議長（巴里英一君） 稲留君。

23番（稲留照雄君） さきに質問した方の中に、泉南市は新しい市だから人材が確保されていないということもあるというふうな発言もございまし

た。しかし、私はかねがね申し上げておりますように、政治というのはある意味でエゴだと思います。要するに協調も非常に大切ですが、大阪府の職員は非常に優秀だということはわかりますが、先ほど言いましたように、やがて副市長と呼ばれるような助役の立場の人を、2年間来ていただいて、それが何となくプラスであったということではないかと思うんですね。市長は大きなプラスがあったと言っても、それを数式化することもできませんし、御答弁の中で市の発展とか市のニーズの多様化とか、そういうものに対応しますというふうにお答えになっていましたけども、あくまでも私たちのまちを私たちのまちとしてつくり上げていくのには、アドバイザーだけで十分ではないかという考え方を基本的に持っております。泉南市は大阪府からお見えになっている非常に優秀な人材がたくさんおりますけれども、助役までは私は必要ないというふうに思っているところです。

市長が御提案されたわけですから、それについて賛否を言えばいいですけども、人となりはおおむねわかりました。しかし、私はむしろ泉南市に、若いまちといえども、何十年と勤めた職員がたくさんおります。そして、その人たちの中から1人は助役におりますが、2人は私は必要ないと思います。また部長級も、せっかく30年かあるいはそれ以上頑張られた方の上に、指導者といえども、アドバイザーというような立場ならまだ話はわかりますが、議会の議員の質問に先頭を切って答弁をするというような人は、私は必要ないというふうに思っております。これは私の意見です。

市長の御答弁の内容は、非常によくわかりました。わかりましたが、先ほどから少なくとも3人の議員の意見は、こういうやり方について問題があるということでしたので、そういうことに留意されて今後行政に当たってほしいと、このように思います。

以上です。

**議長（巴里英一君）** 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———成田君。

**5番（成田政彦君）** おはようございます。日本共産党泉南市会議員の成田政彦でございます。私は、議案第1号に対する反対討論をいたします。

まず、この議案の市長の出し方なんですけど、これはやはり議会でよくもんで、よく論議された中でこの問題は出すべきだろうと思います。

2つ目は、これは府から来なかったら何もないのか、これは重要な問題

であります。今日、地方自治が叫ばれとる中で、市民こそ主人公、また市においては市の優秀な職員が市民と一緒に行政を進めていく、こういうことは極めて重要であります。もう市制をして数十年たち、優秀な人材はたくさんあります。若い市だから人材がないという議論はもってのほかであります。私は、優秀なこの市の職員が、この市の今市民から要求されておるこういうことを実現していくには最もふさわしいというふうに考えます。

それから、泉南市の行政の問題なんですけど、この助役2人制については、今日の時点では私は必要がないと思います。また、悪しき横山府政を引きずった、そういう情報もまあ必要はなかろうと思います。

以上、反対討論をします。

議長（巴里英一君） ほかにございませんか。———小山君。

3番（小山広明君） 賛成の討論があったのですが、ないので、反対の討論を続けてやらさせていただきます。

先ほどの質疑の中でも申し上げましたけれども、堺市においても2人で行っておられるわけでありまして。1人で十分——十分と言ったら語弊があるわけですが、ぜひこういう状況の中では1人でひとつ頑張ってください。市長の力強い決意のためにも、やはり福田助役がお帰りになるわけでありましてから、その後は1人助役でやってほしかったなと思います。

こういうふうな状況では、向井市長の行革という中身が少し危惧されます。当然、行革は、今の国のレベルの中でも、省益という中で国民のことよりも省益が優先されるという批判がありますが、これは地方においても同じ状況を生む土壤があることは当然であります。

人件費を問題にするときに、より弱い立場、既にアルバイトや嘱託が切られておる状況があるわけでありましてけれども、まず管理職の部分にメスを入れなければならないのは当然であります。そのことは直接には市民のサービスの低下にはならないわけでありましてから、そういう点では管理職のトップにある助役人事の中でやはり発揮をしていただかなければ、その後に続く部長クラスや課長クラス、係長クラスにどうしてメスを入れることができるでしょうか。

そういう中でもしそのようなことを断行するならば、行政マンのやはり大きな不信を買うことは当然であります。言うまでもなく管理職は判断を

するお仕事でございます。そういう点でも今、各官庁の企業への天下りが問題になっておりますが、ある意味でこれは大阪府の地方への天下りの1つではないかと私は思うわけであります。当然、大阪府におれば政治家としての訓練をする場は少ないわけでありまして、このように本会議の中で地方自治体、本当に市民と直結した中での政治の場で政治的な訓練をするというのは、大阪府にとっては私は大いにメリットがある内容であろうと思います。

しかし、泉南市に立ち返るならば、2年で帰るというこの人事が、どれだけ優秀な人であっても発揮することができないだろうと。私はそういうことから考えるときに、やはり助役の1人は泉南市の中から、行政だけではありませんけれども、市民の中からも広く市長の補佐をする方を迎えるべきだろうと思います。特に泉南市長は行政に大変明るいわけであります。その分やはり市民の感覚がどこにあるかというのがなかなか見えない1つの欠点を私は持っていると思います。そういう点では、助役の1人は民間人の気持ちが行政に反映されるような、そういう助役人事のあり方を私は考えるべきだろうと思います。

記録を見ましても、市町村39のうち16人が大阪府から出向されております。そのうち町村が8人、市に至ってはわずか8人しか大阪府から出向助役を迎えておらないという状況であります。若い市だと、ある議員の質問の中には小さい市ほど助役を多く——多くといえますか2人置いてもいいんじゃないかと。堺は当然2人でもいいけれども、泉南市は逆に多い方がいいという意見もありました。私は、それは行政マンとの勘違いをしておるのではないかと思います。政治というのは当然、その市に住む市民の声を代弁をして市政に反映していくわけでありますから、まず大事なのは、市長、助役の三役は政治家であるべきであります。ということは、行政に明るいというのではなしに、やはり市民の思いがどこにあるかということ常を常に肌で感じる、そういう人をその場に私は配置するべきだろうと思います。

そのようなことから、私は市長のこの提案については、議会がぜひやはり正しい判断をするべき内容だろうと思います。事前の相談がなかったということがありますがけれども、事前の相談では市民の前にその議論が見えません。こういう市民に公開された場でこそ政治家助役の人事がどうある

べきかということをやはり大いに議論をして、市民がその判断に対してきちっとした情報が与えられるべきだろうと思います。そういう意味では賛成の討論がないのは大変寂しい、残念なわけであります。

以上の意見を申し上げまして、市長から投げられましたボールを議会としてどう考えるのか、この後に決定されたことが市民の皆さんに十分納得できるような結論になることを切にお願いをしまして、皆さんの賢明なる御判断をよろしくお願いを申し上げます。

議長（巴里英一君） 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（巴里英一君） 起立多数であります。よって議案第1号は、原案のとおり同意することに決しました。

ただいま助役選任について同意がなされました遠藤裕司君より、あいさつのため発言を求めておりますので、これを許可いたします。遠藤裕司君。

遠藤裕司君 ただいま選任の御同意を賜りました遠藤でございます。

何分にも至りませんが、今後泉南市政発展のために誠心誠意尽くしてまいりたいと思っております。今後とも皆様方の温かい御指導、御鞭撻を賜りますことを心よりお願い申し上げます。簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

議長（巴里英一君） 1時まで休憩いたします。

午前 11時56分 休憩

午後 1時05分 再開

議長（巴里英一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第6、議案第2号 報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（巴里英一君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第2号、報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について、その概要を御説明申し上げます。

提案理由でございますが、平成9年7月1日に施行されました泉南市総合福祉センター条例第14条による運営協議会委員の報酬及び費用弁償について、所要の整備を行う必要から、本条例を提案するものでございます。

改正内容でございますが、報酬及び費用弁償条例第1条、別表につきまして、7ページにお示ししているとおり改正をするものでございます。

なお、この条例は、公布の日より施行しようとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。どうかよろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（巴里英一君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって議案第2号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第7、議案第3号 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（巴里英一君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第3号、職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、昨今の公務員の不祥事を踏まえ、公務に対する国民の信頼を確保することを目的とした国家公務員退職手当法等の一部

を改正する法律が施行されたことに伴い、本市においてもこれに準じて職員の退職手当に関する条例等を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、一般職及び特別職の職員が在職期間中の行為に関し、その者が逮捕されたときまたはその者から聴取した事項もしくは調査によりその者に犯罪があると思料されるに至ったときで、一般の退職手当及び期末手当、勤勉手当を支給することが公務に対する信頼を確保し、退職手当制度や期末手当、勤勉手当の制度の適正かつ円滑な実施をする上で重大な支障を生ずると認めるときは、その支給を一時差しとめることができるというものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（巴里英一君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——  
——小山君。

3番（小山広明君） 今の議案の御説明で、大変重要な議案の改正ではないかなと思うんですが、その割には全く中身が、聞いてって一体何がどうなったのかわからないんですが、やはりもう少し詳しく議案の特徴などについてとか、また具体的なことについて御説明をいただきたいと思います。

議長（巴里英一君） 楠本人事課長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） 概要につきまして御説明いたします。

4条例の改正になってございまして、まず1つは職員の退職手当に関する条例、2点目が一般職の職員の給与に関する条例、3点目が特別職の職員の給与に関する条例、4点目が泉南市教育委員会の教育長の給料及び旅費条例、以上4条例について改正するものでございます。

理由としましては、1条から4条になっております。

それと、改正の内容でございますけども、助役からも御説明ありましたように、総論としまして一般職及び特別職の職員が在職期間中の行為に関して、その者が逮捕されたとき、またはその者から聴取した事項もしくは調査によりその者に犯罪があると思料するに至った場合、一般の退職金及び期末手当、勤勉手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、退職手当制度や期末手当、勤勉手当の制度の適正かつ円滑な実施をする上で重大な支障を生ずると認めるときは、その支給を一時差しとめることがで

きるという総括的な理由でございます。

具体的に各4条例について所要の改正をさしていただいています。まず、簡単に改正点だけ申し上げます。

まず、第1条の職員の退職手当に関する条例の一部改正についてでございますけれども、11ページから13ページ、御参照いただきたいと思うんですけども、1点目としまして見出し中、いわゆる第2条の2の見出しでございますけれども、現在ではなじまなくなっております「小切手による」を削除させていただきます。

2点目としまして、第2条の2に2項を追加いたしまして、退職手当の支給日について、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならないということを新たに規定させていただきます。

3点目としましては、第12条の1項中の「起訴」の考え方につきまして、詳しく新たに明記されております。内容が、禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法に規定する略式手続によるものを除くということと定義をいたしております。

4点目としましては、第12条の2といたしまして、退職手当の支給の一時差し止めについて新たに規定されてございます。第1項では、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができるというケースを規定いたしております。また、第2項から第11項までに関しましては、一時差し止めに当たっての手続等を具体的に規定しております。

その中で特に目立ちますのは、第5項で一時差止処分の取り消しについて規定されております。中身としましては、公訴を提起しない処分があった場合、もう1点が起訴をされることなく、その者の退職の日から起算して1年を経過した場合、この2点の場合については取り消しができるということでございます。

次に、第2条の一般職の職員の給与に関する条例でございますけれども、ページ13から16に記載しております。

まず、23条の2を追加いたしまして、第1号から第4号で期末手当を支給しない職員について規定してございます。4点ございまして、第1号から第4号までそれぞれ、1号は懲戒免職の処分を受けた職員、以下4号の一時差し止める処分を受けた者で、禁錮以上の刑に処せられたもの。以上4点が規定されております。

次に、23条の3を新たに追加されまして、第1項では一時差しとめることができる場合を、また第2項から第9項におきましては一時差しとめの手続等について、退職金と同様に規定してございます。

また、24条の第3項を加えまして、勤勉手当の支給について、第23条の2の期末手当を支給しないケースと、第23条の3の期末手当の一時差しとめを準用し、期末手当と同様に一時差しとめを適用させることとするということで、読みかえ条項でございます。

次に、第3条の、3つ目の条例でございますけども、特別職の職員の給与に関する条例についてでございますけども、16ページでございます。まず8条におきまして、特別職の職員について一般職の職員と同様に退職手当の支給の一時差しとめを適用させるために、退職手当の額及び支給方法に表現を改めまして、また公務災害という表現がございましたけども、公務災害については、御承知のとおり地方公務員災害補償法に基づき適用になることとなりますので、明記する必要がないということで削除させていただきます。

次に、最後の第4条の泉南市教育委員会の教育長の給料及び旅費条例についてでございますけども、16ページでございます。第3条2項の本文について改正をしてございます。教育長につきましても一時差しとめを適用させるために、従来は「手当の額」という表現でございましたけども、「手当の額及び支給の方法」、この表現に改めさせていただきます。

以上が主な内容でございます。

議長（巴里英一君） ほかにございませんか。———小山君。

3番（小山広明君） 大変行政用語でずっと説明をるるされて、もう1つ実感的にわからない部分もあるんですが、一応こういう事件を起こした場合に、今までは退職金とかそういうものが、事前に辞表を出して、それを退職を認めて、表上は本人の都合でやめたということで、それがこういう条例なり法律の上から支払われておったことから、国民なり市民の批判の中でこういう条文改正が出てきたと思うわけなんですけども、確かに行政の方はこういうふうに条文に沿って説明されるのはよくわかるんですけども、こういう条例の改正はやっぱり市民の言葉で、一体この条例の改正について具体的にはどうなったのかというのを、1つ例を出して説明をして、こういう法律なり条例がほんとに市民の理解するものになるということが僕は

必要だと思うんで、間違いのない説明としてはよくわかるんですが、もっとわかりやすい説明をしていただけたらなと思います。

きょうは用意してないと思いますからあれですが、やっぱりちゃんとした間違いのない説明と同時に、もうちょっと市民の言葉で、条例の改正によって市民生活なり市の状態がどうなるのかというようなことを例を出して言って、今回の改正によってこうなったんだよと、我々もある意味でわかりやすく説明できるような議案の審議のあり方をしていただきたいと思うんですが、その面について、今後の条例の出し方も含めて、ひとつ御答弁いただきたいと思うんですが。

議長（巴里英一君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 議員御指摘のように、我々といたしましてもできるだけ市民にわかりやすくするような形の説明ということで、今後とも心がけていきたいと思っております。

議長（巴里英一君） ほかにありませんか。———林君。

14番（林 治君） 簡潔に行いたいと思うんです。この条例の提案は、先ほど福田助役が提案理由の説明の中で言われましたけども、そこを少し砕けて言うていただくとよくわかりやすかったと思うんですが、昨年厚生省の岡光前事務次官ですね、これのいわゆるああいう不祥事について、ああいう事件を起こして退職金がそのまま当たるんかというようなことで世論が相当沸騰したこと、まだ記憶に新しいところですが、そういう点では今度こういう条例が国の方でもつくられ、また泉南、全国地方自治体でこういう条例が提起されたということは、それは世論にこたえたことだというふうに思うんですが、ただここで1つ問題として、一般的に公務員は、国家公務員もそうですが、争議権等が剥奪されておりますから、しかし、正当な労働組合としての運動ですね、そういったことについての不当な処分ということで争ったりすることは多々あることなんです、間々泉南の組合活動にもかかわって、こういった組合活動の云々のことでこれを適用するということではないんですね。その辺ちょっと確認をしておきたいと思えます。

議長（巴里英一君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 今、議員御指摘のように、そもそもこの条例の目的自体が、国におきまして昨年事件のときに、一般国民に対します退

職金の食い逃げ的な行為、それがそもそもの直接的な発端であるということをごさいますして、第12条の2におきましてその点についての表現がなされているところをごさいます。

議員御指摘のように、これの件につきましては、本来的にそういう目的をごさいますし、また起訴をごさいまするが、禁錮以上の刑という1つの規定をごさいますして、いわゆる一般的な略式的な刑ですね、そういう点は当然対象にならないということをごさいますし、手続上からいってもそういうふうな一般の組合と理事者側との行為について、こういうことはあり得ない状況ではないかと、そういうふうに思っております。

〔林 治君「結構です」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——林君。

14番（林 治君） 議案第3号についての賛成の討論を行います。

ただいま質疑の中でも明らかになりましたように、今回のこの条例の提案は、あの岡光前厚生省の事務次官、国の最高の地位にある者が、全国の地方自治体やまた国民の皆さんが、高齢化社会の中で福祉施策の充実を求めて頑張っているときに、事もあろうに厚生省の事務次官が不祥事を起こした。私どもは、政・官・財の癒着を断ち切ることが、そのためには企業団体献金の禁止などが明確にされることが大変大事だと思っております。こういった法や条例によって、今回いわゆる高級官僚の不祥事をそのまま、先ほどの公室長の言葉をかりれば食い逃げというような退職金の支払いがあってはならないということから行われるということについては、まことに時宜を得た条例として賛同するものであります。

また、正当な労働者の労働組合運動に対する不当な干渉行為にならないということの確認も得られましたので、そのことをもって賛成いたします。

議長（巴里英一君） 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって議案第3号は、原案の

とおり可とすることに決しました。

次に、日程第 8、議案第 4 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（巴里英一君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第 4 号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、特別職に支給する給与のうち期末手当の支給率を明記いたしたく、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

改正の内容でございますが、これまで期末手当の額につきましては、一般職員の期末手当及び勤勉手当の支給の方法により算出した合計額と表現しておりましたが、今回、同条例に支給率を明記しようとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（巴里英一君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——真砂君。

12番（真砂 満君） 簡単に何点か質問させていただきます。

今、福田助役の方から御説明をいただきまして、月数を一般職と分けて条例で明記をしていくということでございますので、よくわかりました。ただ、気になることがございますのでお答えをいただきたいと思うんですけども、これは今回の人事院勧告とのかかわりはどうなのかという点が 1 点。

それと、今回の人勧で指定職の取り扱いが勧告として出されました。その関係はどうなっているのかという点と、泉南市における特別職と国で言われる指定職との関係についてどのようにお考えなのか、その点。

それと、12月の支給に関することだけに言及させていただきますと、特別職、後で出てきます議案に関係もありますけれども、教育長の給与の関係もそうなんです、月数でいいますと2.5カ月、我々議員及び一般職員は期末、勤勉両方合算して2.55カ月、この差ですね、その辺について出てきておりますので、どのようなお考えなのか、お聞きをしておきたいと思えます。

議長（巴里英一君） 楠本人事課長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） 御指摘のまず第1点目でございますけれども、人事院とのかかわりがあるのかということでございますけれども、人事院勧告に伴う議案につきましては、後で御提案申し上げております。だから、今回の条例改正のねらいとしましては、先ほど助役が説明しましたように、一般職の例によるというところをきちっと明記させていただくということにしておりますので、直接人事院勧告とはかかわりがございませんので、よろしく。

それと、今回人事院勧告で指定職については凍結するという国の方針が出たわけですが、本市につきましては、これに値する特別職——国の指定職ですね——はございません。となりますと特別職とのかかわりですが、指定職とは関係ございませんので、その点よろしくお願ひしたいと思えます。

それと、12月の支給率をお示しされたんですけれども、いわゆる2.5カ月、これは現行の条例改正をさせていただくということで、支給率を明記させていただくということで、現行の2.5カ月ということで明記させていただいておりますので、人事院勧告の2.55、0.05アップということは後の議案にかかわってきますので、よろしくお願ひしておきます。

議長（巴里英一君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 条例で明記することによって一般職の例によらないということにするということはよくわかりました。よくわかったんですけれども、ちょっと最後の方、よくわからなかったんですけれども、結局は特別職は、具体には今回の支給は2.55カ月だったんですか。僕は2.5カ月だったというふうに思うんですけれども、そこがちょっとよくわからなかったんです。ですから、どういうんですか、我々2.55カ月いただきました。一般職の方も勤勉手当を入れて2.55カ月、特別職の人だけが2.5という

解釈でいいだろうというふうに思うんです。間違ってたらちょっと言っていたきたいなと思います。

人勸で言われるいわゆる指定職は泉南市にはないと、そのとおりだというふうに思います。ないと思います。ですから、今後いろんな形で、前回の行革のときもそうだったんですけども、とりあえずはそのあたりからいろいろ値切りとか凍結とかして行って、だんだん一般職にはね返していくというのが従前からのやり方でございます。私としては、労使いろいろお話し合いの中で決定をしていただくということは、従前からの姿勢を踏襲をしていただきたいというふうに思っておりますので、そのあたりについての考え方もあわせてお示しをいただきたいというふうに思います。

議長（巴里英一君） 楠本人事課長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） まず第1点目ですけども、今回のこの条例改正でございますけども、先ほど言いましたようにいわゆる支給率を明記するという事で、2.5を明記さしていただけてます。ただ、人事院勧告の関係でございますけども、2.55の勧告が出されました。それに従って、後の議案でお願いするわけですけども、特別職につきましては、今回2.5から2.55に上げるということの御提案はさしていただいております。本来ならば確かに御指摘のとおり、人事院勧告については従来、特別職も当然含めてのアップということでございましたけども。ただ、この条例とは直接人事院勧告とはかかわりございませんので、その点だけよろしく願います。

議長（巴里英一君） 真砂君。

12番（真砂 満君） よくわからないんですけども、結局人勸とこの条例、たまたま同じ時期に来てるからということで私の方がちょっと混乱をしているのかわかりませんが、結果としてやはり特別職の皆さん方は2.5カ月の支給でしかなかったということでいいわけですね。今回の12月の分はね。管理職手当の場合も含めてそうですし、既に10%のカットをいただけてると。我々議員の方は純然たる、今まで人勸そのままの分をいただけてるといってございまして。その辺はもう少しいろんな面で議論をする中で、きちっとした答えを出すべきだというふうに考えておりますので、こういった出し方じゃなくて、もっと広い意味での議論を経た後で出していただきたいなというふうに思います。

最後、もう1点お答えいただいておりますので、その答えをいただいて終わります。

議長（巴里英一君） 楠本人事課長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） 先ほど御答弁申し上げました12月の2.5カ月、これを人勸とのかかわりで2.55と申し上げましたけども、これは間違いでございまして、いわゆる0.05の人事院勧告の分につきましては、3月の期末手当が対象でございますので、ちょっと1つ勘違いしてございましたので、御訂正させていただきますので、よろしく願います。

議長（巴里英一君） ほかにございせんか。———小山君。

3番（小山広明君） 今回の改正が、今までは一般職の職員の分を算出した、いわゆる出した合計額となっておったものを、今回はこうして率にしたということは、結局、職員は人事院勧告で勧告されて、それを実施してきておる。そして自動的に特別職がそれに連動したというのを、この条例改正によって連動しないというように理解してもいいのかどうかですね。ここをちょっと御説明をいただきたいと思います。

この条項で、議員の分も多分こういう率の明記になっておると思うんですが、議員と同じ扱いにこの条例の内容がなると、このように理解をしていいのか、そこをちょっとお答えをいただきたいと思います。

議長（巴里英一君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 以前から議会におきましても、特別職の給与に関しまして一般職に準ずるという形の項につきまして御論議を得てきたところでございますけれども、議員御指摘のように今回別項として定めていくということの趣旨でございます。

〔小山広明君「議員も同じですね」と呼ぶ〕

市長公室長（細野圭一君） 議員も別途でございます。

議長（巴里英一君） 小山君。

3番（小山広明君） この改正によってやはりこれからの特別職なり議員のいわゆる給料、報酬というものが根本的に変わってくるというようにも理解できるんじゃないかなと思いますね。やはり議員なり特別職はそれなりの責任を持って、財政状況において議会、市民の理解を得なければ動かせないというように理解してもいいのかどうか。

今後そうなってくると、今まで言われておったいわゆるそれ相当の報酬ということで、実態的には部長よりも議員の報酬が下がってはならないとか一般に言われておりますね。それから、市長の給与についてもそういうバランスから、やはり職員の給料と連動するようなことを我々一般に聞いとるんですが、そういうことは一応概念的にはなくなって、独自に市民が理解しない限りそういう報酬については決められない、そういうことに入ったというように理解していいんでしょうかね。そうならばこの特別職の報酬なり議員の報酬について、基本的に市の行政当局はどのようにお考えになっとるのか、そこをちょっとお答えをいただきたいと思います。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今までは、最近余りないんですが、例えばいわゆるボーナスと言われる部分がプラスアルファなんかあった場合、一般職がプラスアルファになれば特別職もプラスアルファがつくとか、そういう連動性があったわけでありまして、今回はそうじゃなくて、それは別途の議論と。ですから、職員は職員で改定をお願いすると、我々は我々、議員さんも議員さんという形をお願いすると、こういう形になるということでございます。

それから、我々の報酬といいますのは、御承知のように報酬審議会等へ諮問させていただいて、そしてその答申によって議決を得て改正していくと、こういうことでありますから、一般職の給与体系とはまた全く違うということでございます。よろしく申し上げます。

議長（巴里英一君） 小山君。

3番（小山広明君） 踏み込んで御答弁がないんですが、だからそういう点では呼び名にしても報酬ということになっとりますから、やっぱり財政なり市の運営の責任というものの報酬の関係、職員の場合はある意味で労働者ですから、やはり1つの命令を受けて仕事をするわけですからね、直接的な責任は命令の中ではありますけれども、政策的な責任とかそういう判断における責任というのは直接ないわけですから、生活給という部分が大変濃いと思いますね。そういう点では、特別職も含めてやはり責任と報酬の関係ということになったというのが、今回の改正の1つのポイントではないかなと、私はそのように思いますね。

そういう点で、これから市長が、報酬審議会などにいろいろの具申をし

て、特別職の報酬のあり方はどうかということをしていくわけですが、その場合にやはり独自の特別職の判断ということがやっぱり入ってくるわけですから、今後この条例の改正によって、市長の特別職における報酬のあり方ということを含めて基本的にここでお述べいただきたい。

議員の問題は議員で、議員が自分で決めるわけになかなかいかんわけですから、それは市長が諮問して、市民の公平な委員の中に諮問をして、市民に決めてもらって、そして最終的には議会の中で議決をするという手順をとるわけですからね。そういう報酬のあり方も十分市民の皆さんにも理解をしていただく努力もしていかないと、なかなかこの制度がきちっと理解されたものにならないと思いますので、やはりこういう条例の改正によって、市長の1つの考え方をこういう公の場で示しておいていただきたいと思いますが。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 我々特別職の報酬につきましては、客観的にいろんな各界各層の市民の皆さんあるいは学識経験の方に入っていた報酬審議会で、客観的に御判断をいただいているところでございますから、基本的にはそれを尊重するという立場でございます。

ただ、現在のように置かれてる状況等を判断して、我々自身どうするかというのは我々自身が決めるべき問題だというふうに思いますけども、それにつけても議会の御承認というのが要るわけでありますから、今我々がやっておりますような暫定措置についても、我々はそれなりに覚悟を決めてやっているわけでございますけども、議会の御理解も得た中でやっているということですから、ある意味では独自性を出してるんかなというふうに思っております。

議長（巴里英一君） ほかにございませんか。———小山君。

3番（小山広明君） 意見にしときますけども、ちょっと私が聞こうとしておることとはずれておるんですけど、やっぱりこういう給与と報酬というものは、かつては奉仕的な立場という歴史もあるわけですから、議員にしても市長にしてもですね。だから自分の身銭を切って活動しておった時代もあるわけですし、そういうことのイメージも当然市民の中にあるわけですね。

しかし、やはり今まで職員の給料が上がればそれに連動して上がったこ

とから、独自にこの問題を議論するものとして提起したわけですから、そういう立場の報酬のあり方についてはやはり市民の理解も絶対必要なわけですから、市長も日ごろから報酬のあり方について、市民にもそういう説明なり理解を求める努力をする中でないと、この条例が私は生きてこないと思うんですよ。そういうことを言っとるんで、あくまでも市長が諮問をするわけですからね、市長のそういう基本的な姿勢が市民に理解されておるということが大事だと思うんで、そういうことを1つ言いたかって、そのことのきちっとした答弁が私から見れば余りないので、ひとつ私の意見としておきます。

**議長（巴里英一君）** ほかにございませんか。———以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**議長（巴里英一君）** 御異議なしと認めます。よって議案第4号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第9、議案第5号 泉南市教育委員会の教育長の給料及び旅費条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

**議会事務局次長（馬場定夫君）**

〔議案書朗読〕

**議長（巴里英一君）** 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

**助役（福田昌弘君）** ただいま上程されました議案第5号、泉南市教育委員会の教育長の給料及び旅費条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、特別職の期末手当の支給率を明記したことに伴い、教育長に支給する期末手当の支給率をこれに準ずる措置を行うとともに、諸手当の支給区分の一部を改正いたしたく、泉南市教育委員会の教育長の給料及び旅費条例の一部改正について、地方自治法第96条第1項

の規定により議会の議決を求めるものでございます。

改正の内容でございますが、教育長は地方公務員法上は一般職の地方公務員となっておりますが、その職務の責任と特殊性にかんがみ、一般職の職員と区別されることから、一般職の成績給の性格を有する「勤勉手当」を削除し、期末手当に振りかえるものでございます。

また、期末手当の額については、「一般職の職員の例による」と表現をしておりましたが、「特別職の職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による」という表現に改めようとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

**議長（巴里英一君）** これより質疑を行います。質疑はありますか。——  
——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**議長（巴里英一君）** 御異議なしと認めます。よって議案第5号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第10、議案第6号 泉南市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

**議会事務局次長（馬場定夫君）**

〔議案書朗読〕

**議長（巴里英一君）** 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

**助役（福田昌弘君）** ただいま上程されました議案第6号、泉南市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、大阪府より移管を受けましたりんくう南浜2号緑地の供用開始に伴いまして、テニスコート等の公園施設もあわせて供用開始することから、所要の措置を講じるため本条例を提案するものでございます。

主な改正の内容でございますが、35ページから36ページにかけてお示しのとおり、有料公園施設の使用を追加するものでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、条例改正についての説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（巴里英一君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——  
——島原君。

17番（島原正嗣君） 簡潔に3点ばかりお伺いをしたいと思います。

1つは、ただいま助役さんの方から御説明がございました大阪府の委託に関する公園の問題だと思っておりますが、31ページの第15条で有料公園施設と、こういうふうに記載をされているわけではありますが、この有料公園という施設は本市には何カ所程度あるのか、今助役の説明がありました1カ所だけなのかどうか、それが1点です。

それからもう1点は、33ページの第27条の管理委託施設について、本市の現状についてどのような管理委託をするような状況にあるのか、お伺いをいたしたい。

それから、34ページでございますが、都市公園を占用する場合の使用料、これいろいろ別表に書かれておるわけではありますが、別表第13条関係ですか、いろいろと占用使用料の電柱1本につきとか電話柱、標柱とか書いてるわけではありますが、これは1つは、例えば関西電力とかN T Tとか、そういうとことの一般に言う本市の市道を占用してる使用料との格差ですか、その整合性は一体どうなってるのか。

それから、ここに記載されるような電柱とか電話柱とかいうものについての実態が把握されてるのか。わかっておれば、今すぐ出せと言ったってなかなか出にくい問題があると思うんですが、その現状について御答弁をいただきたい。

以上です。

議長（巴里英一君） 山野事業部次長。

事業部次長（山野良太郎君） 島原議員の御質問、3点ほどございました。お答えを申し上げます。

まず、31ページの15条でございますけれども、有料公園につきましては、別表第2に掲げるとおりということでございますので、35ページ

の別表第2といたしますと、りんくう南浜2号緑地ということで、有料公園につきましてはこの1件でございます。

それと、33ページの管理委託でございますが、ただ、詳しい内容といえますか、今手持ちで持っておりませんが、管理委託につきましては、現在シルバー人材センターと、それと各自治会に委託をしている公園がございます。

それと、34ページの占用の場合でございますけれども、これは御指摘のありました道路占用料と同額ということでございます。これは以前、公園条例につきましては、旧別表第1と第2がございましたけれども、1つにまとめたものでございまして、この金額につきましては道路占用料等と同額でございます。

本数等につきましては、現在持っておりませんので、お答えにつきましては御容赦願いたい。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 31ページの関係はわかりました。

前後しますが、31ページの有料公園施設の関係は、当面1カ所だと、こういうことですが、将来的には例えば岡田の陸橋のどこ、新しい橋がついてるわけですが、下がった左側に、泉佐野から来ますと左手に、余り大きい公園ではありませんけれども、あれは公園というのか子供の遊び場みたいな感じのものをつくってるんですが、これは大阪府の施設だと思うんですが、泉南市に管理委託されてないのか。管理委託された場合は、今提案されている条項との関係はどうなのか、これが1点です。

それと、第27条関係のシルバー人材センターの関係と、それから各自治会とか言っておりましたけれども、この委託については、また後で結構ですから、一体どういう委託の方法にしてるのか、ちょっと資料の提出を議長、お願いをしたいと思うんですが、大体何か所ぐらいあるのかですね。わかっておれば、わからなかったらまた後で結構ですから、御答弁をいただきたい。

それから、34ページの都市公園の占用料の問題であります。これは一般に本市の言う市道に占有する電柱とか電話とか等々があると思うんですが、この場合は34ページの別紙に記載をしてるのは、例えば大阪ガス

の配管等は公園の中は通らんとおもいますが、そういうものの対象にはなってるのかなってないのかですね。ちょっとそこらあたりを御答弁を再度いただきたい。

以上です。

議長（巴里英一君） 山野事業部次長。

事業部次長（山野良太郎君） 有料公園の件につきましてお答えを申し上げます。

現在できております岡田のりんくう南浜公園でございますけれども、公園の使用は原則無料ということでございますので、あの公園につきまして是有料公園の中には入りません。

あとのことにつきましては、課長の方から御答弁をいたします。

議長（巴里英一君） 湊公園緑地課長。

事業部公園緑地課長（湊 文明君） 島原議員の27条の自治会等の管理の委託の件でございますけれども、32公園で21団体に、自治会の方をお願いしているものでございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 島原議員。

17番（島原正嗣君） 今答弁ございました岡田の川にかけてる、樫井川の下橋の関係のおりて左側の公園は、これは管理は大阪府が直でやるのか、この公園の管理委託というのは、1つは泉南市にいつから管理をしてくださいと、こういう話になってるのか、まだ全然そういう話はあるのかないのかですね。あれも私は泉南市の財産ではないと思うんで、勝手に直接大阪府が管理していくのかどうかですね。またあそこで何かあった場合にはいろいろな問題が出てくると思うんで、そこらあたりをきちっと精査していく必要があるのではないかなというふうに思います。

それと2番目の、33ページにある市長が都市公園の管理に関する事務を公共団体に委託をすると、こうあるわけですが、今おっしゃられた32ある中で21委託をしていると、こういうことですが、具体的にはこの条項に掲げられておる都市公園の管理に関するいろんな事務委託も含めてでありますけれども、そういう内容についてもう少し御答弁をいただきたいと、思います。

それと、ちょっと勉強不足で恐縮でございますが、一般道路に立ってお

る電柱とか電話の柱とかですね。この料金と全く異なっていないという御答弁がございましたので、再度御確認をしますが、都市公園を占用する場合であれ泉南市の一般の市道であれ、すべてこの料金に間違いなく符合してるのかどうか、御答弁をいただきたい。

それと、ガス等の関係で、今入ってなくても将来的に入ってくる可能性もあるかもわかりませんが、そこらあたりの関連はどうなのか、あわせて御答弁をいただきたい。

以上です。

議長（巴里英一君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 島原議員さんの質問の中で、岡田にあります公園ですけれども、これは国体を前に府の方から移管を受けております。現在、市の方で管理をしているというのが実情でございます。

それと、33ページの管理に関する関係でございますけれども、先ほど申し上げましたシルバー人材センター並びに自治会等につきましては、除草とか清掃ですね、その辺の管理をお願いしてるということでございまして、運営等についてはまだお願いしてる所はございません。それは将来的にそういう団体ができた場合に、一括してお願いするということになるかと思っておりますけれども、現状としての管理というのは除草、清掃等の管理をお願いしてるというのが実情でございます。

それと、占用料関係で、電柱、電話柱等につきましては、現在道路占用料と同一金額ということで決定をさしていただいております。ガス管等につきましては、主にこれは地下埋設物の関係でございますので、公園の中に今のところ占用するという予測をいたしておりませんので、公園条例の中にはガス管等の埋設についての規定は設けておりません。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 島原君。

17番（島原正嗣君） これで4回目ですからもう終わりますが、除草も含めてシルバー人材センターとか各自治会に委託をしてると、こういうことですが、今部長が御答弁いただいたように、将来的にはやっぱり行政が責任を持って、きちっとやらしていくということが大事ではないかなと思います。

今、市道なり府道もそうですけれども、空き缶なりごみなり、私とこの

前の道路なんかもそうですけれども、市役所に電話して清掃してもらえる場合もあるわけですから、新しく道のついたところ——古い道でもそうですけれども、かなり乱雑にごみがほかされたり、定期的に清掃してくれてると思うんですけれども、そういう一定のおくれというものが若干見えるわけですね。

したがって、やっぱり定期的に1カ月に1回とかあるいは1カ月に2回とか、市道の清掃あるいは周辺環境整備も含めて、道路周辺の状況というものをもっときちっと整理をするようにせないかんと思うんですが、現在今おっしゃった2カ所に委託をしてるようでございますけれども、それはどういうことになってるんですか。その委託の内容というのは、例えば月に1回は道路をきちっと整理してくださいよとか、あるいは道路周辺の草とかごみとかを清掃してくださいよということになってるのか、それではなくて、ただ口頭で何となく市役所の方から言っていたらそういう業務に当たるということになってるのかですね、そこらあたりもう一回お答えをいただきたい。

以上です。

議長（巴里英一君） 湊公園緑地課長。

事業部公園緑地課長（湊 文明君） お答えします。

まず、自治会等の清掃のなにですけども、それは年間委託契約というのを結びまして、その中で、地元のなにでするので定期的に巡回というんですか、自治会の方々に見回ってもらって清掃なりをお願いしています。

そして、シルバーの方ですけども、シルバーでやっていると、大きい公園とかいろいろございますが、それは年に2回清掃、また消毒もございしますので、そういうのも順次お願いしてるところでございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） ほかにありませんか。——松本君。

6番（松本雪美君） 一部減額するということで使用料の減免が22条でうたわれているんですけれども、減免を受ける団体ですね、こういうのはどのような団体を示されるのか。

それから、今質問にもありましたけれども、前回の一般質問の中でも公園とか、それから道路の植樹帯、それから学校、そういうものに関しても管理をせねばならないんじゃないかということで、公園緑化協会などを泉

南市でもつくっていくというようなことも提案をさしていただいたんですけども、当然公共団体——27条の都市公園の管理に関する事務を公共団体に委託すると。事務と書いてますけれども、管理そのものについてこういう形で委託ができる団体なのかどうか、この点についてお答え願います。

議長（巴里英一君） 山野事業部次長。

事業部次長（山野良太郎君） 松本議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、第1点の22条に係ります団体ということでございますけども、これは、特に市長が認めるときは規則で定めるところによりということでございます。現在の施行規則というものがございまして、この第5条で決めておりまして、1つは官公署の主催する行事、2点目は学校主催の行事、3点目は各区主催の行事、4点目としてその他市長が認める行事というふうになってございます。

それと、27条の管理委託でございますけれども、先ほど島原議員さんの御質問にも部長がお答えをいたしました。将来的に管理をする協会といえますか、そういう公共的な団体ができた場合に、管理に関する事務、要するにすべてを委託をするということで、それができるようにということで、この1項を設けておるといところでございます。

議長（巴里英一君） 松本君。

6番（松本雪美君） 22条の方の減免の問題では、その他に当たる部分ですけれども、例えば体協なんかに加わっているテニスの協会とかテニスクラブ、それからスポーツ少年団とか文化協会やらPTAやら、そういう各種団体ですね、泉南市のいろんな行事に参加の協力をお願いするような、そういう団体、子供たちの団体ね、そういうものに対して当然減免をしていくことができるというふうに解釈をしてもよろしいでしょうか。

それから、公園緑化協会と一応名前をつけたとして、こういうものに委託ができるということですが、それじゃそれまでの間について、設立されるまでの間、先ほどの質問者のお答えでも、年に2回程度ぐらいしか公園の掃除ですか、草引きとかそういうものには取り組めてないということでしたが、1年間通じて本当に草がいっぱい生えたり枝が伸びて大変だという、そういう公園を利用する人たちの余りにもひどい公園の状況に対する苦情がどんどん私たちにも寄せられてますので、シルバー人材センターに

そういうお仕事をお願いするにしても、月に2回ということでは予算が決まっているということであるなら、これでは到底間に合わないのではないかと、そういうふうに思うんですね。やっぱり市民が一番触れる場所ですから、100%の市民が利用する、そういう立場に立ってこういう公園なんかはきちっとした管理をしていただきたいと、こう思うんですけど、もっと予算をつけて管理せよという意味では、どのようにお考えになっておられますか。

副議長（上野健二君） 山野事業部次長。

事業部次長（山野良太郎君） お答えを申し上げます。

まず、使用料の減免のところ、子供会とか、そういう各種団体にも適用されるのかということですが、現在もそれを適用いたしております。引き続きそういう考え方で運営をいたしたいというふうに考えております。

それと、管理の委託の件でございますけれども、できるまではどうするのかということですが、当面は体育施設については教委をお願いをすると、公園施設につきましては事業部の公園緑地課が管理をすること、当面は運営をいたしたいというふうに思っております。

それと、管理面が不十分ではないかということですが、我々、財政の許す限り、予算の範囲内でできる限り気持ちよく使っていただくことに努力はしておりますけれども、確かに行き届いてるところまではまいりませんが、今後も予算の範囲内で、我々できるだけ努力をして気持ちよく使っていただけるようにしたいというふうに思っております。

〔松本雪美君「結構です」と呼ぶ〕

副議長（上野健二君） 和気議員。

13番（和気 豊君） 先ほどからの答弁のやりとりを聞いておられますと、この条例を受けた規則を配付しておいていただければ、質問しなくてもいような事項があるというふうに思うんですね。例えば、減免規定とかあるいは管理の問題、必要な事項は別途規則で定めると、こういうふうになっているわけですから、30条でね。それを見れば、細かい規定というのはあえて質問しなくても一目瞭然だと、こういうふうに思うんですが、私がこれから質問することについても、規則がないがゆえに、出ておらない

がゆえに質問しなければならないということで、ちょっと時間のロスになるわけですが、必要なことなんでちょっと聞かしていただきたいというふうに思います。

今回は、公園の中に初の有料施設が設けられると、こういうことになるわけですが、それと同時に夜間照明設備もここに設置をされるということになるわけですが、その辺の市民からの需要関係はどういうふうになるのか。

それから、当然ここにつくるということになれば、もう1つ教育委員会所管の類似施設があるわけですが、この関係の照明は一体どうなるのかと。利益をやっぱり公平に全市民に与えていくと。地域的にかなり差があれば当然2カ所のところに、まんべんなくと言うたらおかしいけど、2つの施設につくって、夜間もということになるわけですね。需要が少なければとりたてて言うことはないわけですが、その需要等をどういうふうに見込んでおられるのか。

それから、1,000円と、あるいはナイター設備の500円と、そのほかロッカー使用、シャワー利用100円ずつ、こういうのは他市と比べてどの程度の水準になっているのか、お聞かせいただきたいというふうに思っています。

それと、双子川浄苑は確かに1,800万近いお金を、囑託の方に委託費を払って管理をしてもらっているわけですが、双子川浄苑の類似施設ですね。これと同じような委託の仕方をされるということになればこれなりの金が要るわけですが、そういう点でも需要をどの程度把握して、このいわゆる委託の適法性を考えておられるのか、その辺をお示しをいただきたい、というふうに思います。

できれば、利用されている方の地域別な振り分けみたいなものもあれば、これはあえてここで求めませんけれども、後日で結構ですので、ひとつ資料としてお出しをいただきたい。これは議長にひとつ要請をしておきたいというふうに思います。

以上です。

副議長（上野健二君） 湊公園緑地課長。

事業部公園緑地課長（湊 文明君） まず、和気議員さんの質問の第1点でございますが、夜間照明の関係の御質問と思うんですけども、その前にで

すけども、私どもの公園緑地課の方、まず使う前の手続というんですか申請の仕方というのを考えております。その中で、現在教育委員会、体育館の方で、双子川浄苑の方ですけども、テニスコートとかそういうのを一応申請して、手続を行っておりますので、公園緑地課も同じように市民の利便性を考えて、その中で手続をお願いする形となっております。そのように考えております。

その中で、例えば夜間使う場合でございますけども、500円をしてもらうんですけども、カードですね、テレホンカードじゃないですけども、そういう形を買っていただいて利用していただくということを考えております。

それと、1,000円、500円の他市等と比べてでございますけども、これも近隣都市をちょっと調べた結果なんでございますが、ほとんど変わらない。阪南市もほとんど泉南市がこれから決める中身でございますけども、ほとんど変わってないということで、参考にさせていただきます。

それと、需要の予測でございますが、今のところ予測を、申しわけないんですけども、ちょっと考えておりません。

以上でございます。

**副議長（上野健二君）** 和気議員。

**13番（和気 豊君）** ただで運営管理をしていただけるわけではないわけですから、当然運営管理していただいた方に委託費を支払わないかと。双子川浄苑の場合は180万近い委託費を払っているわけですから、それなりの委託費が今度新たに支出されるということになるわけで、当然そういう立場からいけば、利用者が少なくともやっぱりそれに近い額を支払わないかんわけですから、例えばどれだけの需要者があるかという予測ぐらいは的確にして、その支出がむだでないようにと、こういうこともやっぱり考えておかなければならないというふうに思うんですよ、これはね。

それからもう1つは、双子川浄苑類似施設には夜間照明がないわけですから、やはり本当に夜間照明をもっと、夜しか利用できないという昼間働いておられる皆さんからの要望が多ければ、当然りんくう南浜のこの公園だけではなくて、もう1つ双子川浄苑にもということで考えていかないかんわけですから、その辺の需要予測は極めて大事だというふうに思うんで

す。

それから、細かいことがいろいろ質問として出てますので、これは規則で明記されるようなことだというふうに思いますので、規則があればあえてこういう質問は要らなかったわけですから、その辺の細かい規則についても改めて資料としてお出しをいただきたい。まだできておらなければまだですが、既に規則はあるわけですよ。公園設置条例を受けた規則というのはあるわけですね。そこへ有料施設の規定を盛り込むだけですから、それは当然できるというふうに思うんです。そして時間なんかもその規則の中には盛り込まれているわけですから、例えば夜間の施設利用はどの程度の時間帯に御利用いただくのか、こういうこともやっぱり明記せないかんわけでしょう。規則でうたわないかんわけでしょう。だからそういう改廃した規則、細かい規定を新たに盛り込んだ規則をお出しいただくと、こういうことはすぐやってください。

お答えいただきたいと思います。

**副議長（上野健二君）** 中谷事業部長。

**事業部長（中谷 弘君）** 和気議員さんの再度の御質問でございますけれども、りんくうの今回提案さしていただいております公園というのは、周辺には市民グラウンドまたはサッカーコート等ございますので、休日にはかなり人が集まってくるというふうに我々予想いたしております。現実にはこの公園には約100台以上の駐車場設備もございますので、道路アクセスも大変よろしゅうございますから、かなりの人が土・日に集まってくるというふうに考えております。

現実には、双子川浄苑のところにありますテニスコートにつきましても、日曜日等は満席抽せんという形をとっておりますので、当然市民の利用者は分散できて、十分利用できるんではないかというふうに考えておりますし、現実には夜間照明も今回府の方へお願いしてつけていただいているということでございますから、夏場についてはかなりの利用を我々としては予定いたしております。現実にはまだ数字的にはどうかというところまでは至っておらないわけでございますけれども、その体制は新年度からとっていかなきゃならないというふうにも理解いたしておりますし、駐車場等も、なみはやグラウンドですか、それとサザンスタジアム等も駐車場がない施設でございまして、当然今回引き取った公園の駐車場を兼用して使うという

ことですから、当然管理棟もつくっていただいているわけですから、そこで集中して我々としては今後管理していくという考え方でつくっておりますので、やはり人的な配置等も我々将来的に考えております。ですから、使用料だけではなしに全体の運営状況の中で当然人的なものについても考えていくということで、我々としては対応したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、規則については、大変遅くなって申しわけないんですけども、現在改正中で、現在お出しできる状態にはございませんので、でき次第各議員さん方にお知らせしたいというふうに考えております。

それと、テニスコートの夜間の使用についても、横のスタジアムと同じような時間帯ですね。約9時ごろまで夏場は使いたいなというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） ほかにありますか。———松原君。

2番（松原義樹君） 私、テニスをやる側からしたら、皆さん方ほんとにそういうふうに聞いていただいてありがとうございます。

まず、府で工事を進めてああいうふうにしてくれたんですが、その後市が、移管してもらおうということがわかつたわけですね。その時点で、設計とかそんな時点からあのものをどんなふうにしてもらうかとかいうようなことは決まっちゃったんかどうかということ。

例えば、今回市に移管ということがわかってるんですけど、どの時点で市が話ができたかわからんですけど、きょう現在のりんくう南浜の分は、いわゆるハードコートというんですか、コート自身が、はっきり言うたらこんなじゅうたんの上という状態じゃなくて、コンクリートの上に色を塗って線が引いてあると。また、それと同じような使い方を、国体というああいう特別な状況やったからわからんでもないんですけど、コートの真上にテントがあり、車もまたその前後には入っていたというような状態があると思います。ですから、少なくとも状況があったとはいえ、コートをつくるときに、最初できたらオムニコートとか、そういうような意味で何かできなかつたかどうかということ。

それと、場所を考えていただいたらあそこの前後には堤防も——堤防という言い方はおかしいですが、風防のための土塀というんですかね、こう

というのは大体テニスコートにはつくるんですけど、それができなくても風よけのためのネットというんですか、もっと目の——きょう現在ののはボールが飛ばないためのものですから、その中に風が入ってこないように、あれで約4メートルの高さのものがあるんですけど、ああいうものについてやるというか、そういうような状況はなかったでしょうか。

以上です。

議長（巴里英一君） 事業じゃございませんので、条例ですので、その点。

2番（松原義樹君） わかっています。

議長（巴里英一君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） コートの方の質問だったと思いますけれども、実は先ほどの議員さんの質問にもお答えしましたけれども、あそこの場所はグラウンドと球場2つございます。それと公園ということで、大変多くの人が集まってくるということの予測もつくわけでございます。ですから、現在つくっておりますテニスコートにつきましても、今言われましたオムニコート等ではなしに、アスファルトの上にカラーコーティングをしたというような形でございますけれども、将来的にはテニス以外の分にも暫定的に使えるような形ということで、そういう形の仕上げになったということでございます。その辺は御理解をお願いしたいなというふうに考えております。

それと、風よけ等については現実にはついておらないんですけども、双子川御苑のところもできた段階ではついていなくて、ネット的なものを張ったという経過がございますけど、今後ともそういう状況を見た中で対応してまいりたいというふうに思いますけれども、企業局との話の中での施設の提供ということで、ここまでということになったわけでございますので、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。

議長（巴里英一君） ほかにございませんか。———小山君。

3番（小山広明君） この公園、泉南市は公園が案外少ないと一般に言われるんですけど、山間部がありますからね、大都市の問題とは背景が違うから一概には言えないと思うんですけど、今後どんどんこういう形で公園の設置は、市民の要求としてもつくられてくる状況にあると思います。そういう点で、34ページ、別表の3条第1項第1号から云々の半日3,000円、全日6,000円というこの扱いについて御説明をいただきたいと思います。

条例をちょっと見ましても、物品の販売とか、いわゆる公園使用の主な目的であると思いますが、競技会、それからあとは募金とか署名活動とか一連に並べられておるんですけども、この使用料について実態的にはどういう運用をされるのか、ここを御説明をいただきたいと思います。

議長（巴里英一君） 山野事業部次長。

事業部次長（山野良太郎君） 小山議員の御質問にお答えを申し上げます。

第3条関係でございますけれども、半日3,000円、全日6,000円ということになっておりますけれども、これはどういうときにいただくかということでございますが、お示しのとおり物品の販売あるいは集会、盆踊り、あるいは映画会、募金、署名等の運動で、要するにその公園を全体的に使うということで、ほかの方々が使えないというような状態のときにこれをいただくということでございまして、ほとんど公園を占用するという場合にこういうふうに半日3,000円、全日6,000円をいただくということになっております。

以上です。

議長（巴里英一君） 小山君。

3番（小山広明君） 都市公園というのはさまざま、どういう規定であるか、ちょっと条文を読むだけではわからないんですが、例えばこの対象になる泉南市の都市公園というのは幾つあって、一番大きな面積はどれだけで、一番小さな面積はどれだけかと、ちょっとそこだけお示しいただけますか。

それから、例えば競技会なんかは全部公園を使うということはあるんでしょうけども、あとの項目は必ずしも全部使うということはないと思うんですが、そうすると全部使わなければ、例えば物品の販売とか、それから署名活動というのは、全部使わなければこの対象でないと、そのように理解したらいいのでしょうか。その場合にもこの都市公園条例でいきますと、市長の許可を受けなければならないということに私は入ると思うんですが、その場合にはそういう仕分けした運用をするということですか。例えば入り口だけでピラを配るとか署名活動をするとかというときには対象にならないと、そのように理解してもいいのでしょうか。

議長（巴里英一君） 山野事業部次長。

事業部次長（山野良太郎君） 3条関係の分につきまして、私の方から御答弁を申し上げます。

3条につきましては、先ほど申しましたように物品の販売等それぞれございますけれども、公園の全部または一部を独占して使用するときということになっております。すなわち、先ほどの入り口でピラを配るといような場合は、全部または一部の占有でございませぬので、使用料はいただかないということでございます。

議長（巴里英一君） いいですか、答弁。山野事業部次長。

事業部次長（山野良太郎君） （続）小山議員の御質問につきましては、入り口でというふうに私、聞こえたものでございますので、先ほどのようにお答えをいたしましたけれども、都市公園内においてということになれば行為の禁止ということにも入ってきますので、これは市長の許可が要ということでございますけど、都市公園以外でする分についてはこれには当てはまりませぬので、先ほどお答えをしたとおりでございます。

〔小山広明君「大小の公園、公園の数も言うといて」と呼ぶ〕

〔「原課で聞けよ」、「条例に関する議論だけに限定しようや」、

「原課で聞けることは聞いていかな晩までやらないかん」の声

あり〕

議長（巴里英一君） 湊公園緑地課長。

事業部公園緑地課長（湊 文明君） まず、公園全体の数でございますけども、八十数カ所ございます。その中で、都市公園の数でございますけども、12カ所ございます。

それと、一番大きい公園はどこかという御質問だったと思うんですけども、俵池公園が一番大きな公園で、2.3ヘクタールございます。そして、小さい公園なんですけども、ミニ公園とかいろいろございますので、資料が手元でございますので、申しわけないですけど、また後でお知らせします。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 端的に最終。小山君。

3番（小山広明君） 公園の大きさがまちまちだと思うので、一律的に3,000円、6,000円と決められとるから問題ではないかという視点で質問しとるんですから、この辺の御理解をいただきたいと思うんですが、だからそういう入り口の一部でそういう行為をするときには市長の許可を得なければならぬというのが、条例の趣旨なんですよ。だから全部使う場合

にも6,000円要って、一部使う場合でも6,000円という決め方はやはりおかしいのではないかと、こういうことが質問としては言いたいわけですよ。

今の公園の場合でも、大きな公園も小さな公園も一律に6,000円とか3,000円という決め方は合理性がないと、そういうことを言っておるんですよ。そこに明確に論点がわかるように答弁してもらわないと困りますよ。でないと、ただ原課で聞けとか、何かそういうやじも飛んでおりますけども、そういう意味で聞いとるわけじゃないんだから、やっぱり質問を最後まで聞いて的確なやじを飛ばしていただきたい。

行政においても、何を聞こうとしとるのかというのを察して、ちゃんとそのことに答えてもらわないと議論がだれますから、その辺きちっとやっってください。

議長（巴里英一君） 答弁いいですか。

〔小山広明君「だから答弁してください」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 山野事業部次長。

事業部次長（山野良太郎君） 大きい公園も小さい公園も一律ではおかしいのではないかというような御議論でございましたけれども、都市公園自体、原則として無料で使っていただくということで、ここに書いております集会等につきましては、例外的なものであるというように考えております。だから、もともとは皆さんに無料で御使用を願うというのが原則でございますので、私どもとしては使うときには一応一律でいただくというふうな規定になってございます。

議長（巴里英一君） 以上で……。

〔小山広明君「ちょっと待って、議長」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） もう4回、5回になってますので。

〔小山広明君「議論聞いといてくださいよ、それで終われるかどうか。一方的に切っても困りますよ」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） あなたも一方的に手を挙げてもらっては困りますので。

〔小山広明君「だから、議長と言っておるじゃないですか」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 指名権は私にありますからね。あと1回。小山君。

3番（小山広明君） 議長、中身の議論を精査してやっぱり指揮をやってほ

しいと思いますよ。私の質問に答えてないわけですからね。

競技場をやることもちゃんと入っとるしね、やはり当然普通の議論として、大きなとこと小さいとこと、本来的には無料だと、それはわかりますよ。無料だったら問題ないんだけども、6,000円というお金を取るわけですからね、それはやはり大きさに応じて値段を設定するというのが1つの合理的な決め方じゃないですか。そのことについて、いや、違うんだという答弁をするんだったら、僕はそれで1つの価値観としてわかりますよ。答弁になってないわけですよ、それはね。

先ほど言ったような、それでは署名運動をするにしても入り口でやる場合に、全部使う場合と入り口の場合と同じ、それだったらペナルティー的な料金の取り方になるじゃないですか。だからそれはちゃんと、考え方の違うのはわかるけども、やっぱり質問者に対してはそちらの考えの合理性なり意味をきちっと言わないと、議長からもこういう指揮をされるわけですね、私も。だからそれはやっぱり議事録にちゃんと残るわけだから、ちゃんとした議論が、1つの考え方がお互いに披瀝されて、そして後で採決の中で我々は判断するわけですからね。そういうことに耐えられる答弁をちゃんとしてもらいたい。

答弁になってないですよ、今の答弁は。今の一部入り口でやる場合と全体を使う場合の問題じゃないですかということについて、じゃ、あなたの答弁では、本来ただなんだから、そういうところを使わすんだからというんだったら、それはペナルティー的なやり方じゃないですか。そんなことないでしょう、料金を取る場合に。そういうことを言っとるんですよ。だから問題があればやっぱり精査をして、また議論するということだったらそれでわかりますよ。どうですか。

**議長（巴里英一君）** 山野事業部次長。

**事業部次長（山野良太郎君）** 再度のお尋ねでございますが、先ほど私がお答えを申し上げましたとおり、原則的には無料で使っていただくということでございますし、各自治会等の使用につきましては減免規定もでございます。これにつきましては、第3条にございますように、競技会とか集会、展示会、盆踊り、撮影会、映画会等々でございまして、これにつきましては、一律でございますけれども、半日3,000円、全日6,000円をちょうだいするということでございます。

議長（巴里英一君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———小山君。

3番（小山広明君） 議案第6号に賛成の立場で討論をさせていただきたいと思えます。

市民が大変喜ぶ公園の施設が合理的に運営されることは当然であります。しかし、若干議論の中でも明らかにしましたように、やはり1つの矛盾点もございます。そういうものについては今後議論を通して精査をし、合理的な、市民の理解できるものにしていただくことを要望いたしまして、賛成の討論にさせていただきます。

議長（巴里英一君） 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって議案第6号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第11、議案第7号 泉南市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（巴里英一君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 議案第7号、泉南市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につきまして、内容の説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、水道法の一部を改正する法律が平成10年4月1日に施行されますので、本市も法改正に準じ条例を改正する必要が生じたので、提案をするものでございます。

議案書の39ページから42ページまで改正の部分を列記していますが、字句の訂正や表現の変更も若干してございます。今回の改正の要点についてのみ説明を申し上げたいと思えますので、どうかよろしく願い申し上げます。

まず、先日御配付を申し上げております資料でございますが、給水条例新旧対照表でございます。この給水条例新旧対照表で説明を申し上げたいと思いますので、よろしく申し上げます。

最後のページで申しわけないんですけども、12ページでございます。この12ページは給水装置工事に係る仕組みで、改正前、改正後の対照表となっております。その枠の中で、太い線で囲んでいる部分が今回改正している部分でございます。

まず、改正前の現行の制度では給水装置の工事——給水装置の工事と申し上げますのは、水道本管から各宅内の方へ引き込みする部分の工事を指しているわけでございます。これにつきましては、現行では水道給水工事公認業者、市の公認業者が施工するということになってますが、改正後につきましては、右側でございますけれども、指定給水装置工事事業者、この事業者が施工するというように改正するものでございます。

その事業者の資格につきましては、現行では、左の部分ですが、日本水道協会の方から免状の交付のあった者が、今回の改正では厚生大臣と変わっておりまして、厚生大臣の免状の交付のあった者、すなわちこの枠の上に書いておりますが、給水装置工事主任技術者という資格を有している業者でないと給水装置工事の施工ができないと、このように改正をしております。

それと、ほかに大きな内容でございますけれども、今回の改正では全国統一的な資格制度という改正ですので、今回の資格を有する業者は、全国どこへでも水道事業者の——水道事業者といいますのは各市町村の水道事業管理者でございます。この管理者の指定があれば給水装置工事を施工することができるというように、大きく変わってございます。これはただいま説明申し上げております新旧対照表の3ページの第11条第1項の関係ということでございます。

その下の第11条第2項では、中間検査と完成検査を免状所有者の立会の上実施するというように規定してございます。

また、第12条では災害等による給水装置の損傷の復旧が迅速にできるように、本管からメーターの間については、法の基準の範囲内で給水管や給水用具の構造及び材質を指定することができるというふうに規定してございます。

次に、第19条の2の関係でございます。この資料の7ページでございますが、給水契約の申し込みにつきましてですが、これは現行の条例ではこういう規定をしてなかったということで、今回新規にこの規定をするものでございまして、水道事業者と需要者の契約の関係を条文化したということでございます。

なお、今回の法律改正によりまして、現行で規定しております泉南市水道給水工事公認業者規程につきましては、平成10年3月31日で全面廃止ということになってございます。

以上でございます。簡単な御説明で大変申しわけございませんけども、本議案につきましてはどうかよろしくお願いを申し上げます。

**議長（巴里英一君）** これより質疑を行います。質疑はありますか。——  
——和気君。

**13番（和気 豊君）** 数点にわたって質問してまいります。

まず、今回大きく改正された点は、公認業者の規定がなくなり、指定業者——簡略に言いますね、給水装置の事業ができる指定業者、これであれば、いわゆる本管からと言われましたけれども、本管を除く配水管取り付け口からいわゆる蛇口までと、この工事、メーターを含む、そういう仕事ができるのは、いわば指定業者であればだれでもできると、こういうことなんですね。

平成8年に既に法律改正が行われているわけですが、この法律改正が行われたその背景みたいなものね。先ほど退職手当の規定の中で公務員の不祥事等にかんがみたと、こういう背景説明をされました。今回そういう大きな、地元業者にとっては、従来は公認資格を持ってる地元業者しか仕事ができなかった。だれでも参入できると、こういうことになる。青天のへきれきの違いになるわけですが、その背景みたいなものについて少しお示しをいただけなかったんで、まずその点お伺いをしたいと、こういうふうに思います。

**議長（巴里英一君）** 藤岡水道部長。

**水道部長（藤岡芳夫君）** 今回の法の改正の背景と申し上げますか、経過についてでございますけれども、現行の制度では、水道事業者において条例とか規定で、今回の給水装置の工事を施工する事業者を公認とするような公認業者制度で実施しております。これを改正するわけで、今回の改正の

制度につきましては、問題点といいますのは、水道事業者、市、町、そういう自治区ごとにまちまちに指定要件が定められていると、そういうような状態であったので、業者が広域的な事業活動ができなかったと。そういう障害するというような形があったので、そういうことを排除するために平成8年の6月に法改正が公布されたと、こういうふうに聞いております。

それと、あとの点につきましては、今回のことで、施主さんと申しますか発注者の方が水道業者さんを自由に選定ができると、そういうふうに内容が変わった、こういう背景だと聞いております。

以上です。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） カルテル等を結んでおって独禁法等に抵触するおそれがあるとか、こういう場合であればこの法の改正はわかるんですが、従来どこの市でも公認業者の規定をつくって、いろいろ地元業者に優先的に仕事を発注すると。その見返りに例えば当番制をつくっていただいて、夜間でも不意の突発事故に備えて、いわゆる市民のサービスが不便を来さないように保障して、頑張っている寒中でも漏水事故等に対応してくれておったと。

それがもういわゆる市域の枠を取り払って、全国どこの業者でもその仕事ができるということになりますと、例えば市民にとって利害得失ですね。そういうサービスの提供を十分保障されるのかどうかと、こういう点はどうなんでしょうか。やっぱり従来はその見返りとして、そういうサービス提供をあえて頑張っておられたというふうにもとれるわけですが、そういう点で今回はそういう零細な——零細と言うたら失礼ですけども、超零細な業者の皆さんの市場に大手が参入できると、こういう機会を保障した条例になるんじゃないかと、こういうふうに思うんです。

すなわち、全国的に今大企業や、とりわけアメリカさんなんかの要請で規制緩和という方向がなし崩しにやられてると。これはいわゆる大店法の問題でも論議がありましたように、地元業者を逼迫させる以外の何物でもない、ということ、地元業者の皆さんからはいたく反対の声が上がっているわけですから、その辺で地元業者とのこの法改正を受けた条例改正に当たってコンセンサス等をどういうふうにとられたのか、その辺もあわせてお聞かせをいただきたいと、こういうふうに思います。

議長（巴里英一君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） おっしゃいますとおり大手の業者さんも含めまして、今回全国レベルでこの制度が始まるということで、どこへでもこの給水装置工事が可能になったということでございます。

住民さんにとってのサービスの低下、これにつながらないのかという御質問だと思いますけれども、これにつきましては、従来からの管工事組合の方と今回の法改正を聞いた時点で常に協議をしまして、水道管に関係する、要するに管割れとかそういうようなことがあったときには迅速にその対応ができるようにということで、この法改正後もそういうメンテにつきましましてはやってもらうということで、365日の24時間体制をとるということで基本的な合意をしております。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） サービスの低下をしないように協力はいただいていると。しかし、明らかに業者にとっては、大げさに言えば死活にかかわる問題というように思うんですよ、大手が参入してくるわけですから。やはり資本力等に物を言わせていろいろ、例えば材料費なんかの購入なんかについても、大手とあるいは零細な業者との間には格差がある。大手にとっては有利ですからね。そういうことで自由競争、市場原理が貫かれていく競争になってまいりますと、当然経営が逼迫されるということになるわけですから、その辺の話し合いについては、協力は要請したけれど、そういう不満の声あるいは悩み、不安、懸念、こういうものはどういうふうに吸収されたのかと、その辺をむしろお伺いをしたかったわけです。サービスの点はよくわかりましたが、答弁がなかったんでこの点は再度お答えをいただきたい。それ、ちょっと答弁漏れなんで答えていただけますか。

議長（巴里英一君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 申しわけございません。答弁漏れがございました。

現在の公認業者さんとの関係でございますけれども、これにつきましては残念ながら、市当局では余り今回の法改正につきまして、どうするこうするというような対策がないわけなんですけれども、ただ今回の法改正で現在の公認業者さんの方に経過措置というのがございまして、この経過措置というのは、現在の技術者、正式に申し上げますと給水装置工事責任技

術者という資格を有しての方につきましては、全国各地でこの経過措置に関する講習会を実施しております。

その講習会に参加されましてその課程を修了すれば、いわゆる今回のいうている国家試験を免除すると、このようになっておりまして、要するに経過措置によりまして同等の資格を有すると、このようなことがございます。これにつきまして、私どもは現在の資格を持っている業者さんにできるだけ参加をしてほしいということで、その辺について十分に事前協議をして、結果、全業者さんが今回の受講を申し込んだと、このように聞いております。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 議長、今御案内のように答弁になっておりませんので、できれば、次の質問に入りますから、いわゆる業者の不安や懸念をどういうふうにくみ上げ、対応したのかと、こういうことをお聞きしたんです。余り難しいこと聞いてないんですが、それについて、次の質問とあわせてお聞かせいただきたいと思うんです。

それから、4ページの13条に、旧条例では材料の検査というのがあるわけですね。工事に使用する材料は管理者の別途定める検査を受けなければならないと、こういうふうになってるんですね。これは良質な材料を使うように、管理者なり水道部が業者にそういう1つの義務を果たさせるための義務規定だと、こういうふうと思うんですが、今回は13条を削除ということで、材料の検査という条項がなくなってるんですね。

これはやはり規制緩和の一環で、こう言うと語弊がありますけれども、検査をしないわけですからそれなりに、粗悪とは言いませんけれども、材料についてもいわゆる検品をしない材料が使われてもチェックできないと、こういうことになってくるわけですね。そういうことで、この辺はまさに規制緩和の1つの抜け道になっているんじゃないかと、こういう条項が削除されている点、これも少し御説明をいただきたいというふうに思います。

それから、今度新たに中間検査、それから竣工時における完工検査というふうなことが、11条の2項に入っているわけですが、この中身について少しお示しをいただきたい。

ただ、これを読みますと、当然市の業務がかなり煩雑になってくるんで

はないかと。専門的な立会の能力を有している職員、事務職員ではなくてそういう技術職員がこういう現場で立会をしなければならないということで、大きな開発工事なんかが起こればかなり仕事に忙殺されていくのではないかと、事務量の増大につながっていくのではないかと、こういうふうと思うんですが、その辺の体制上の問題ですね。これには従前どおりの体制でいけるのか、間尺に合うのか、その辺もあわせてお示しをいただきたいと、こういうふうに思います。

議長（巴里英一君） 南工務課長。

水道部工務課長（南 省市君） 和気議員の御質問の中の間中検査と材料検査の部分についてお答えさせていただきます。

まず、材料検査、第13条の削除のところでございますが、今回の法改正によりまして、JIS規格もしくは日本水道協会の認証品の範囲内の製品であれば使用が可能という材質基準が法で定められておりますので、今回この13条の材料検査が削除になりました。

それから、中間検査等による職員等のことでございますが、この法改正によるということで、水道部職員で4名、今回の給水装置工事主任技術者の試験で資格を取っております。それによって中間検査、それから完了検査等に対応できるかと思えます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） ちょっと聞き及ぶところによりまして、JISマークのいわゆるパーツ、部品ですね、水道部品、水道パーツは数十品目あると。従来は泉南市が材料検査をやっておりますから、いわゆる数パーツと、こういうことで、事故があるときにはそういういわゆる部品調達の面でも速やかに対応できたところ、ところが、今回は数十パーツということになりますから、現場へ行ってから果たしてそこでそのパーツに十分対応できるかどうか。

持って帰って、またあけてみてから取りに帰らなあかんというふうな、漏水事故等のときには非常に機敏な対応が求められるけれども、そういうことが実際後手後手に回っていくと、こういうようなことも考えられるし、粗悪とは言いませんけれども、泉南市がきちりと、水道部がきちりと材料点検をした部品と違って、JISマークを通過しておってもかなりピン

からキリまでである、そういう製品が使われると、こういうことにもなるという、まさにこれも規制緩和の1つの盲点だというふうに思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。実際現場対応で問題ないのかどうか。

議長（巴里英一君） 南工務課長。

水道部工務課長（南 省市君） 指定の件でございますが、これに関しましては今回の条例改正の中の第12条でうたっております。災害等による給水装置の損傷を防止するとともに給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要と認めるときは、当該指定業者に対し、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置、すなわち材料等については指定ができるということで、この辺で市の方の対応は可能かと思えます。以上です。

〔和気 豊君「最後、もう1点だけ」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 端的に。和気君。

13番（和気 豊君） 先ほどの答弁漏れについてはどうでしょうか。ただだけませんか、答弁は。ただだけなければ、それはそれなりに討論の中で問題点として明らかにしていきたいというふうに思うんですが、ありませんか。

議長（巴里英一君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 先ほどの御質問で、地元の業者は死活問題であると、その不安とかに対してどのような対応があるのかという御質問だったと思いますけれども、これにつきましては、先ほども御説明を申し上げましたけれども、今回の改正は1つは自由競争になったというような内容でもありますので、水道部の方の対応としましては、今回の改正内容に対応するような内容については余りないというのが実情でございます。（和気 豊君「業者の声は聞きましたか」と呼ぶ）はい、業者とはもう数回にわたりましてこの内容につきまして協議を重ねております。あとまだ実質の取り扱いの内容が残っておりますので、あとまだ2回ないし3回の協議は必要だと、このように考えております。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 質疑の途中ですが、3時50分まで休憩いたします。

午後3時16分 休憩

午後3時52分 再開

議長（巴里英一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。質疑はありませんか。———小山君。

3番（小山広明君） この議案が出てきた背景は、説明でわかりました。水道法というのが、図書室にあるものをいろいろ調べてもなかなか出てこないんですが、業者にとっては公認制というのも大変な、種々問題があるということもわかりますし、しかし水道という常に血液のように流れておるものの管理という問題からすれば、自由競争だけで今までやってきたよさをカバーできるのかなというものもあります。

もう1つ、やはり公認制の問題性について、それなりに現場で改革案なりは、僕はいろいろあったと思うんですね。そういうものがこの水道法というものに生かされて改正されたのかどうか。そうではなしに、何か規制緩和という中で競争原理が持ち込まれてくるとなればやっぱりこれは混乱は避けられないわけなんです、水道法が変わって、議会でこれ議決、審議するわけなんです、もしこれを、いや、うちは公認制をそのまま続けまして、改革案なりはいろいろそれは議論していくということで、やはり現場に合った改正というのをやるべきだと思うんですが、そういうことは法的に可能なのかどうか。その辺ひとつ水道法と今回の条例改正の拘束力というんですか、縛りについてお答えをいただきたいと思います。

それから、この問題で具体的にはどういう問題点があると考えていらっしゃるのか、そこを1つお尋ねをしたいと思います。現実的には小さな工事というんか個人個人の発注形態は、私は今までの形態がそのままいくんじゃないかなと思いますが、例えば大きな団地とか大きな工事となりますと金額が大きいから、これはやっぱり大手が入ってくるという可能性は十分あるわけなんです。そういう点で、具体的にはこの問題からどういう影響があるかということを押さえていらっしゃるかをお尋ねをしたいと思います。

以上です。

議長（巴里英一君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 1点目の法改正と条例の関係でございますけれども、これにつきましては厚生省関連の法改正ということがなされておりますので、今回の条例につきましては、改正はしなくても、法は上位法ということの考えから、法の改正に沿って来年の4月1日からは市の行政が執

行すると、このようになると考えております。

それと、大きな開発に関する影響というんですか、それにつきましては、今回の改正につきましては、先ほど御説明申し上げましたけども、水道本管よりメーター部分の、要するにそのお家の宅地の中までの引き込みの工事ということになっておりますので、開発が大きいから小さいからというのは余り関係はしてないと、このように考えております。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 小山君。

3番（小山広明君） そうすると、市の条例改正しなくても、上位法が変わってしまうとそれでやれるんだという、こういう理解でいいんですか。そうすると、法律の中には、そこに触れる部分だけちょっと御紹介いただきたいんですが、例えば指定業者とすると、こういうふうに言い切っておるわけですね。

それから、先ほど本管からメーターまでというのは、距離にしてそれは短いすわね。道から玄関までですから。当然、水道工事と一般に言うのは中の配管工事と、こういうことになるわけなんですけど、この部分も恐らく何らかの技術を持ってないとできないということで、指定業者、そういう資格を持った業者がやると思いますから、理屈はメーターまででしょうけども、実際的には中の配管工事ということになりますからね。だから個々の1軒1軒の発注になりますとやっぱり近くの業者にオーダーすると思いますが、大手となるとそこも含めた工事金額になりますから、やっぱり競争していただいて安くするということになるんじゃないでしょうか。だから対象はやっぱり大手の大きな開発について対象になるなと思うんですね。

そうすると、やっぱりそれはボリュームが大きいですから、それは大手が、例えば兵庫県の業者が来てやるとなれば、メンテの問題で今までだったら公認ですから市がある程度責任を持つわけですね、公認しとるわけですから。そういう点で今後は自己責任で市民が業者を選ばないといけないといっても、なかなか専門的ですからね、この業者がいいのか悪いのかというのはなかなかわからないわけですから、そういう点での混乱が起きるんかなあと思います。

そういう点では、こういう法の改正に伴って、水道水は泉南市が供給し

とるわけですから、やはりメンテについては市が一定直営で見ていくというの、市民サービスからいけば別に問題ではないんじゃないかなと思いますよ。やっぱりそれは水道法、厚生省の方にもそういう具体的な対応については上げていただいて、最終的には市民に迷惑がかからないようなことも考えていく必要があるんじゃないかなと思います。

意見だけにしときますけども、そういうことで、水道法の理解はそれでいいんですね。結構です。

〔小山広明君「水道法の方でよかったらそれでいいし、もし異論……」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 先ほどの御質問の中で、今回の条例改正で提案を申し上げておりますけども、これにつきましては、業者の指定とか資格云々につきましては、全部法の方で改正をしておるということでございます。これらに関する材料の内容とか業者の指定の取り消しとか、そういうことも全部法の方で改正して規定してございますので、どうかよろしく願い申し上げます。

議長（巴里英一君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———和気君。

13番（和気 豊君） 日本共産党泉南市会議員団を代表し、議案第7号、泉南市給水条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論してまいります。

第1に、今回の条例改正が国の水道法の改正を受けたものであり、その改正の背景が規制緩和による中小企業市場への大手企業の参入を容易にして、その強大な資本力に物を言わせて、地元中小水道業者の切り捨てに道を開くというものであります。大型住宅及び共同住宅などの仕事は、大手業者の給水部門、あるいはそれにつながる業者が、他市からおっ取り刀で入り込んでくることは想像にかたくありません。

第2に、漏水事故など緊急な事態が出来たときへの対応について、業者には協力の了解を得ているということではありますが、業者が大手業者との競争に残っていればいいわけではありますが、淘汰され数が少なくなってきたときはどうなるのか、懸念がぬぐい切れないところであります。

第3に、工事に使用する材料の検査の条文を削除していることでありま

す。粗悪商品の持ち込みを容易にしてしまうのではという懸念もいたします。12条で構造や材質を指定できるという規定を言われましたが、問題は指定した商品がそのとおり使用されているかどうか、それを検査する条文が削除されていることでもあります。

第4に、工事の施工に係る着工後の中間検査や竣工後の完成検査の必要性を明記したことにより、それへの体制の強化が必至になることでもあります。業者の営業への圧迫のみならず、市財政にも一定の影響を与える今回の条例改正については、反対するものであります。

**議長（巴里英一君）** ほかにございませんか。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（巴里英一君）** 起立多数であります。よって議案第7号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第12、議案第8号 平成9年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

**議会事務局次長（馬場定夫君）**

〔議案書朗読〕

**議長（巴里英一君）** 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

**助役（福田昌弘君）** ただいま上程されました議案第8号、平成9年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明を申し上げます。

平成9年度大阪府泉南市一般会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

補正の内容でございますが、議案書の43ページをお開き願います。歳入歳出にそれぞれ9億6,458万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ195億7,558万3,000円とするものでございます。

それでは、歳出の主なものにつきまして簡単に説明を申し上げます。5

6 ページをお開き願います。

議会から始まる各項目ごとにそれぞれ人件費の補正をいたしておりますが、これは人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

次に、57 ページの人事管理費の職員手当等のうち、退職手当6,736 万円につきましては、定年前早期退職予定者2名に対する退職手当でございます。

次に、同じ57 ページ下段の企画広報費の需用費25 万円でございますが、これは大阪府の地域防災計画では、災害時における本市の毛布備蓄目標数は403 枚となっておりますが、現在備蓄数は310 枚と目標数に達していないため、この不足分について購入する経費でございます。

次に、63 ページをお開き願います。訴訟費の報償費93 万9,000 円でございますが、これは異議申立却下決定処分取消請求事件に係る弁護士報酬でございます。

次に、65 ページ上段の身体障害者福祉費の扶助費1,141 万7,000 円でございますが、これは身体障害者措置者数などの増加及び身障者日常生活用具給付数がふえたことに伴います補正でございます。

次に、同ページ、その下の精神薄弱者福祉費の扶助費1,660 万9,000 円でございますが、これは知的障害者措置者数の増加に伴います補正でございます。

次に、66 ページ上段、国民年金費の需用費1,536 万3,000 円でございますが、これは国民年金加入件数が当初見込みより増加したことに伴い、保険料として貼付する印紙に不足を生ずるおそれが出てまいりましたので、印紙を買い上げるための経費でございます。

次に、67 ページの保育所費の賃金999 万7,000 円でございますが、これは保育所職員の産休・病休職員がふえたこと、及び障害児加配を必要とする児童の入所などによりまして、アルバイト保母の雇用が増加したための賃金でございます。

先ほど申し上げました57 ページの退職手当の補正で、退職者2名と申し上げましたのは3名の誤りでございます。申しわけございませんでした。先ほど説明をいたしました57 ページ、人事管理費の職員手当等、退職手当のところですが、6,736 万円、早期退職予定者3名に対する退職手当でございます。申しわけございませんでした。

引き続きまして、68ページ上段の民間保育所対策費の委託料634万1,000円でございますが、これは民間保育所への途中入所児童が増加したことなどにより、委託料に不足が生じることに伴う補正でございます。

次に、71ページから72ページ上段にかけてのし尿処理費の工事請負費7億4,249万6,000円でございますが、これは稼働後17年を経過いたしました双子川浄苑につきまして、老朽化が進んでいることに伴いまして、当初の計画では平成10年度で基幹施設の更新工事を予定しておりましたが、国庫補助制度が今年度をもって打ち切りとなるため、当該改修工事を繰り上げて実施したく、補正をお願いをするものでございます。

次に、同ページ、その下の上水道費の投資及び出資金3,100万円でございますが、これは上水道事業の経営基盤の強化、資本費負担の軽減を図るため出資するものでございます。

次に、73ページをお開き願います。農地費の需用費600万円でございますが、これは水路、ため池、農道等の修繕を行うための経費でございます。

次に、74ページの道路維持費1,000万円でございますが、これは交通量の増加等により、市内各所の生活道路及び側溝ぶたなどに傷みが生じておりますので、これらの損傷箇所について修繕、補修を行うための工事費等でございます。

次に、75ページをお開き願います。公園管理費の工事請負費400万円でございますが、これは公園のベンチ、遊具、休憩施設などを更新するための工事費でございます。

次に、77ページをお開き願います。指導費の賃金153万円でございますが、これは市内小・中学校に通学する外国人児童・生徒が学校生活に支障を来すことのないよう、日本語指導を行うために雇用した語学補助員に支払う賃金でございます。

次に、78ページ下段から79ページ上段にかけての学校給食センター費の備品購入費569万円でございますが、これは給食センターのボイラーは設置後10年を経過しておりまして、老朽化に伴い機能が低下してきたため、急遽その取りかえに要した経費でございます。

次に、80ページをお開き願います。公民館費の需用費310万円でございますが、これは樽井公民館非常用発電機が故障したことによる修繕料

でございます。

次に、82ページの諸支出金849万8,000円でございますが、これは平成8年度一般会計決算に伴います剰余金を公債費管理基金に積み立てるものでございます。

次に、お手数ですが、50ページにお戻りを願います。第2表、債務負担行為補正でございますが、これは財団法人泉南市開発協会を解散するにつきまして、協会が保有しております用地を泉南市土地開発公社が引き取ることとなったため、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

また、地方債の追加につきましては、51ページの第3表、地方債補正に、歳入につきましては53ページから55ページにかけて記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（巴里英一君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——  
——小山君。

3番（小山広明君） 先ほどの説明の中で、退職金の方で2名というのを今までずっと御説明されてきておられて、今改めて3名という訂正があったんですが、こういうものは市民の中に、もう議案として出とるわけですからね、この本会議の場でこうして報告するというのはいかかなものでしょうかね、これ。金額も大変大きいし、なぜこんな間違いがあるのかなと思います。このことの説明をまずやっておいていただきたいと思います。

それから、議会の方で人事異動に云々という説明だったんですけども、これはどういう人事異動があったのか、御説明をしておいていただきたいと思います。

それから、双子川浄苑の改修問題ですが、国庫補助がもうつかなくなるという表現があったんですが、これはどういう内容なんでしょうかね。下水道が普及してきたからもうだめだというのか、これだけじゃなしに全般的に何か補助金が打ち切られる国の方向性にあるのか、その辺の説明をお願いをしたいと思います。

それから、先ほどの表現でもボイラーが10年経過しておるので急遽取りかえなければいけないという、そういう表現があったんですが、常に維持管理をしとると思うんで、年度途中にこういう機器の購入をするという

のは、もう少し、なぜこの補正予算でやらなければならないのかというのをひとつ御説明をしておいていただきたいと思います。

樽井の非常用電気設備についてもそうなんですが、やはりリサイクルの問題もあって、本体があるわけですから、できれば修理をしながら使っていくというふうなことが基本だろうと思うんですね、いろんな設備の。そういう点で年度途中のこういう新規の購入なり、また大きなこういう修繕というのはやはり問題があると思うんですが、この辺の内容も詳しく御説明をいただきたいと思います。

それから、最後の債務負担行為で、協会の方から公社の方に移すということで債務負担行為があるんですが、これはどれもかなり年数のたった土地でございますね。公社に移すことに関して、この土地の事業化、また整理といいますか、そういう問題での御報告をしていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 退職手当等につきましたの説明不足で、申しわけございませんでした。当初予算におきましては、定年退職等を含めまして5名を組んでいたわけでございます。それが現時点で8名になったということで、その増の3名のうちいわゆる定年前早期退職対象者が2名、それと死亡退職と申しますか、それが1名ということで、実質的には3名、そのうち早期が2名ということで以前御報告さしてもらったことで、説明不足で申しわけございませんでした。

議長（巴里英一君） 楠本人事課長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） 2点目の人事異動の関係でございますけども、4月1日に定期異動したわけですが、当初予算にはその辺の人事異動の増減、各部署における影響をさしてございません。だから、例年12月に各部署の人数の増減に伴って給料あるいは各種手当、共済費、こういういわゆる人件費関係の増減を今回補正さしていただいているということで、かなりあちこちあると思いますけども、そういうことですのでよろしく。

〔小山広明君「議会の分だけ聞いたわけですが。議会はそうではない……。これは議員のしょう」と呼ぶ〕

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） （続）申しわけございません。議

会費の関係ですけれども、減の理由としましては、途中で議員が2名減ったということで、24名になった関係で減額さしていただいたものです。

議長（巴里英一君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 小山議員の御質問のうち、補助金の打ち切りになった理由はどうかのお尋ねであったと思いますが、まず国の政策転換でございます。先日来一般質問で温暖化防止またはダイオキシン等の御論議をたくさんいただいたわけでございますが、国においても廃棄物の発生抑制を図り、資源の有効利用を図るための循環再利用型の施設、いわゆるリサイクル施設の整備とダイオキシン対策に重点が置かれるようになったため、10年度からの補助は打ち切ると、大阪府の環境整備課より連絡をいただいております。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 梶本教育指導部長。

教育指導部長（梶本邦光君） 給食センターのボイラーの件につきまして御答弁申し上げたいと思います。

御承知のように、給食センターにおけるボイラーは、調理器具あるいは調理がまの消毒に使ったり、食缶、食器の消毒に使ったり、調理全般に大量にお湯を使うことで、ボイラーは給食センターにおける心臓みたいな役割をしているというふうに思っておるところでございます。このボイラーは前回修理をして、かえたのが昭和62年ということで、10年の経過をしております。非常に老朽化をしております。故障がちであるということでございまして、10月の13日にかなり重症な故障が発生をいたしまして、泉佐野給食協同組合の方からも緊急にかえていただかないと給食がストップしてしまう可能性があるということを言われまして、さまざま関係の部署とも協議をさしていただきまして、年度途中でございすけれども、来年度予算まで待てないということでございまして、緊急に補正を組ましていただいたということでございまして、我々は子供たちが楽しみにしている給食を1日たりともストップさしたくないということで、緊急にボイラーの修理をする必要が生じたということでございまして、そういう必要から補正を組ましていただいたということでございす。よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

以上です。

議長（巴里英一君） 山内教育総務部長。

教育総務部長（山内 洋君） 80ページの公民館費の需用費の補正310万でございますが、これにつきましては、助役の方から御説明申し上げましたとおり、樽井公民館、もう既に8年経過しております、これは特殊建築物でございますので、非常時の自家発電装置、これについて作動しなくなったということございまして、修理の費用が相当かかるということでございます。当初予算で922万3,000円の予算計上をいたしておるところでございますが、それで賄い切れない部分でございますので、今回補正をお願いしたところでございます。

教育委員会にはたくさんな特殊建築物がございまして、例えば体育館とか図書館とか文化ホールとか埋蔵文化財センターなど、非常時の自家発電装置を皆備えております。常時、法定に基づく点検を行っておるわけでございますが、大きな修理については賄い切れない経常費のうちでございますので、補正をお願いしたいと思います。今後とも設備について、点検は十分に行っていきたいというふうに思っております。

議長（巴里英一君） 前田土地対策課長。

事業部土地対策課長兼土地開発公社局長（前田佐智雄君） 債務負担行為の中で補正予算を組ましていただいたんですけれども、その事業は非常に長期化してるということで御指摘を受けたんですけれども、議員御指摘のように昭和47年から48年にかけて購入した用地でございます。今回、公社にこの用地を移管することによって今後の事業化の模索を引き続き検討していきたいと、このように思います。

以上です。

議長（巴里英一君） 小山君。

3番（小山広明君） もう1つ、退職金のそれはわかりませんね。何でそういう間違いが——今の答弁では説明してありましたと言うたね。だからそれは我々、2名と言ったんで、市民の方からも2名で6,000何ぼというのはすごくたくさんですねというように僕は質問も受けとるんですよ。だから、議案書で今のを聞いたら、なぜそういう間違いがあったのかというのは理解できないですね、その程度では。だからやっぱり説明のときに、こういう金額について市民も敏感ですから、ちゃんと訂正でも、それは訂正があるのはわかりますが、なぜ間違っただかについてそれなりの納得のい

く説明をしてもらいたいと思いますね。これは答弁もう結構ですけどね。

国の政策で補助金が出なくなったというのは、単にこの事業だけではなしに、行政全般にそういうことなんでしょうかね。今の説明だったらそういうふうに聞こえるんですけどね。そういう国が地方にやってくる、こういう計画どおりやっておることができなくなるというありようというのは、大変問題だと思うんですね。確かに温暖化の問題はありまじょうが、実際にある施設の更新、補修、大規模な7億以上かかるものが、補助金が出なくなるとなったら、実際はできないわけですから、よく年度途中でこれだけの大きな予算が組めたなと思うんですね、お金がないという割には。

そういう点では、今部長が言ったような説明では私ちょっと納得できないですね。こういうやり方で国が来るとなればね。それは来年にしてもことしにしても一緒でしょうけど、やはり地方としたら段取り持って仕事して、年度当初にはちゃんと予算組んだるわけですから、それがそういう国の政策が転換したといっても、国もやはり年度、年度で動いとるわけですので、そういうことが本当であれば、ちょっと説明では納得できない。これは市全体の財政の問題でしょうから、一体今国が地方に対しての補助金の問題はどういう状態にあるのかということ、こういう大きな予算を組まないといけないときにはもう少しわかりやすく説明しておいていただきたい。

これ、じゃ補助金が出んからほっとくというわけにいかんわけでしょう、環境問題からいえば。たまたまこれ、もう12月、年度といってもないわけですけども、組めたからいいようなもんで、組めなかったらみすみす補助金がないというふうなことが生じるんじゃないでしょうか。この辺はそういう国と地方の補助金の関係についてのもう少し全体的な説明をした中で、この事業がこういうことで予算を組まざるを得ないという、そういう説明があって私はいいのではないかなと思うんですが、その点の行政のこういう問題についての議会に対する説明が、僕はちょっと不足しておると思うんですね、こういうことでは。ここをぜひもう少し詳しく御説明いただきたいと思います。

この年度途中の問題について、やっぱり維持管理をやっておって、耐用年数があるんでしょうから、使えるけれども、耐用年数の関係で計画的に年度当初の予算で組んでいくというのが僕は普通だろうと思うんだけど、

何か最後までやって大変になって、子供に迷惑かけられないとまで言われてしまうと、何でそこまでほっとくのということになるので、もうちょっとこういう設備物というのは、やっぱり耐用年数があるわけですから、そういうことで補修をしながら使い、そして早目に入れかえるものは入れかえていくという、こういう計画的な対応が必要じゃないかと思いますが、この面も年度途中でこういう大規模な修繕費が上がるというのは、日ごろからの維持管理をきちっとやってないんじゃないかなと、そういうふうに思いますので、この点はぜひ生かしてやっていただきたいと思います。補助金全体については、行政と国との大きな関係ですので、財政の方からひとつ御答弁をしておいていただきたいと思います。

議長（巴里英一君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 小山議員の再度の御質問でございますが、泉南市の国庫補助金全般がこうなるというのではなしに、今般廃棄物関係の補助金がこのようになったということでございます。ですから、他の行政につきましては、これほどの変更はないと私は思っております。

それと、突然補助金が切られると大変なことになるのではないかとこの御質問でございますが、今回現実に、平成10年度から廃棄物関連の国庫補助の打ち切りの指針が示されたことにつきましては、私どものみならず他の自治体におきましても大変苦慮されておると聞いておるところでございます。それにつきましては、大阪府を通じまして今までどおりの補助の採択をされるよう強く要請を行ってもらうことになっておりますが、現時点では10年度は補助採択できないという正式な文書でいただいております。

またそれと、小山議員御指摘のとおり、このように大規模な更新になりますと、当然当初予算で計上して事業に当たるべきでございますが、私も来年、10年度の当初予算でお願いする予定で事務を進めてきたところ、国の方から本年8月29日でございますが、補助打ち切りの通知をいただきました。そのため本市としてどのように対応したらいいのか種々検討を行っていたわけでございますが、本年10月27日付、国の方から9年度の補助金については追加要望が可能であると、また予算につきましては次年度へ繰り越しも可能だという通知をいただきましたので、急遽12月補正でお願いしているようなところでございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 小山君。

3番（小山広明君） 最後にしときたいんですが、こうやってフローというんか、全体図を見せていただいとるんですが、青いところだけが更新したわけですね。あとこれ、ほかの色が全部今回の対象に入っとるのかどうかはちょっとこれではわかりませんが、こういう施設は補修なり改修というのは大変膨大にお金かかるわけですね。今後、来年度から出ないというんですから、この更新が、うちも30年もまだくみ取り事業が要るわけですから、そういうものが、当初こういうものが設置されるときには一定の補助率がどうだとかということで新規のこういう設備事業が入るわけですね。それが年度途中で、ことしの初めに言うんだったらわかるけども、突然8月の29日に文書で打ち切りだと。そうでっかと言うとる問題じゃないんじゃないですかね。こんなことでは地方自治体の財政というのはガタガタになりますよ、これやったら。設備動いとるわけですからね。それは担当部長が答えるだけじゃなしに、やっぱり市の責任者が、こういう国のやり方についてはこうなんだと、御心配要りませんか、だれが考えたってこんなやり方というのはむちゃくちゃですよ。設備動いとる。ただ、来年設備の修理予定があったからいいですよ。これ、3年か4年たったらできないでしょう。

それで、あなたの言うのは10年度だけの打ち切りなのかね。今の答弁だったら、その後もずっと打ち切りという答弁だから、これは大変ですよ。こういう議論をしとるときに担当部長だけ答えておるといのは、どうかと思いますよ、これだけ大きな金額。それは普通考えたらこんな国のやり方、むちゃくちゃじゃないですか。そのことにやっぱり市長会もあり、いろんな意見を言う場もあるんだから、国が言うてくれば何でもはいはいと言うんじゃなしに、やっぱりこれはおかしいというときには、市長は議会にもちゃんと訴えて、決議も上げるなりして運動しないといけないでしょう、この問題は。担当部長がああやって答えて済む問題では私はないと思いますよ。

この問題はそういうことの視点で言って、答弁はまた部長、うずうずして立ちたがっておるようですから、もういいですよ、それはね。部長の答弁を僕聞きたいわけじゃないんだから、そういう国が地方に年度途中で重

大な政策変化を、何の議論を市民にも議会にも提示せずに、一方的にこういう補正予算で上がってくるということが私は問題だと思うんですよ、これは。

そういう問題指摘をして、市長はぜひ、こういうことがあるのであれば前の議会ぐらいにでもちゃんと議会に説明をして、国のやり方がおかしいときには議会にもそれこそ協力を要請してやらないといけないんじゃないですか、今、12月議会でこんなことが出てくるというのは。8月の29日に文書で来るとするというのであれば、こんな一市だけの責任じゃないですよ、これ。そう思いますわ。このことでは市長、答弁しといてください。部長に答弁してもろてもしゃあないんでね、僕も。そういう問題ですから。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 厚生行政の中のシフトだというふうに思うんですけども、特に廃棄物処理の中でもそういうダイオキシン問題等が非常に大きな社会問題になりましたから、やはり小規模炉の改修というのが大変大きな課題になっておるわけでありまして、そっちの方にシフトされたというふうに思うんですが、ただ御指摘のように年度途中でそういうことをされますと我々の方も大変困惑するわけでありまして、この点は我々としても非常に遺憾に思っておりますし、急遽いろんな手は打ちましたけども、なかなかそれはもう決まったことということもありました。

ただ、泉南市の場合は幸いにもそういう計画がありましたので、前倒しをしてとにかく追加要望に乗っからないとこれは大変な問題だということで、今回急遽いろいろ事務を急いでこの制度に乗ると。契約まで今年度やって、繰り越しという措置が生じるというふうに思いますけれども、そこまで国の方に容認をさせてるということもございますので、ひとつ御理解いただきたいと思います。

今後、国に対してはそういう急な政策転換というのは、これはやはり困るわけでございますので、重々申し上げていきたいというふうに思います。

議長（巴里英一君） ほかにありませんか。———島原君。

17番（島原正嗣君） それでは、時間の関係もありますから、簡単に1点だけ御質問いたします。

先ほど助役さんの方から御提案がございました50ページの債務負担行為の補正の関係ですが、これは皆さん御存じのように、一般財源を補てん

するためにこういう便法がとられて、法的にあるわけですが、問題は、この中に書いておりますように、1つは事業の事項の中に旧持ち家制度の関係の土地もあるわけですが、これは一体将来的にどうしていくのかですね。もうそろそろ——私の記憶では当時の部落解放同盟の方々に対する持ち家制度という方法で多分購入したというふうに思うんですけども、将来的にそういうことがなくならなければ、やっぱり支部と協議をして別の展開をしていくということにしないと、いつまでも放置をするというのはいかがなものだろうかというような考えがありますので、お答えをいただきたい、これが1点です。

もう1つは、この下の方に、枠の一番最後の項に、土地開発公社に委託した事業資金、これは損失補てんと。今山一証券などの公的資金の導入でいろいろ損失補てんの問題等があるわけですが、これとは中身がほとんど違うわけですが、先ほど御答弁していただいた開発協会の解散に伴うことなのか、損失にかかわる金融機関への補てんと、こうあるんですが、この金融機関というのは一体どういうことなのか。内容についてどこの金融機関を指すのか、あるいは市の銀行全体のことを指してるのか、もう少しそこらあたり説明を願いたいと思います。

以上です。

議長（巴里英一君） 前田土地対策課長。

事業部土地対策課長兼土地開発公社局長（前田佐智雄君） 私の方から損失補てんの内容について御説明させていただきます。

実は今年度、土地開発公社が用地取得を予定いたしておりますのは5億8,800万、この額を今年度の事業予定といたしております。そして新たに協会の持ってる保有地17億5,000万ですか、この額とそして今年度の事業予定、買収予定の用地費を足した額が50ページに記載しておる金融機関への損失補てんという形になっております。

ただ、債務負担行為は、あくまでも市が責任を持ってその保証をするという内容ですので、金融機関等に対する補てん、補償というんですか、そういうことではなく、市が責任を持って将来公社の持ってる用地を取得するというふうな内容になっております。

以上です。

議長（巴里英一君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 旧持ち家制度の件でございますけども、確かに当初取得いたしました目的からいいますと、現在はその目的そのものはなくなっておりまして、その今後の使い方といいますか活用方法につきましてさまざまな議論をしておるところでございます。その一定の基準をかつてつくっておりますので、その中でどういう活用ができるのか、さまざま検討を重ねておるところでございます。

その一部の土地につきましては、昨年からかけまして堀病院の方にも一部売却したのもございます。残りの部分につきましても有効に活用できるように、公社に引き受けてから、今の基準をもとに早期に活用方法を検討してまいりたいと考えておるところでございますので、よろしく願いを申し上げます。

議長（巴里英一君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 後でお答えになりました助役さんの御答弁については、ぜひひとつ、もう長い期間たっておりますから、その解決策を早急にやるべきではないかな。これは意見ですけれども、お願いをしておきます。もちろん当時の経過も御存じの部落解放同盟鳴滝支部の考え方等もあると思うんで、持ち家制度をもう全然やらんのかということについての協議もしておいてほしいなというふうに思います。

それと前段、公社の事務局長か、ちょっと名前忘れちゃったけども、前田部長か課長かわからんですが、しかし、この事項の内容は、金融機関に対する損失補てんと。一般的な議論は、私も長い間議員やってますから、いわゆる公社、協会の債務はもちろん、そのほかでもそうですけども、一般財源から市が補てんしていくということは、これはわかってるんですけども、損失に対する補てんとあるわけですからね、じゃ何が一体損失なのかというふうな定義も明確にする必要があるし、金融機関へのということですから、今おっしゃったこの補正額の限度額が5億8,800万程度のもので、先ほどは5億800万やとかと御答弁いただいたんですが、これとの矛盾はあるのかないのか、このことについて御答弁をいただきたい。以上です。

議長（巴里英一君） 前田土地対策課長。

事業部土地対策課長兼土地開発公社局長（前田佐智雄君） ちょっと先ほどの説明、数字的な誤りがあったと思うんですけども、今年度公社が用地

取得をする予定は5億8,800万、これに対して金融機関に対する損失補てんを公社でしていただいております。そして、今回新たに協会の持っている保有地を公社が取得しますので、その分を合わせて23億7,200万、これで金融機関に対する損失補償をするということです。

以上です。

〔島原正嗣君「結構です」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

上山君。

18番（上山 忠君） し尿処理費の中の工事請負費でちょっとお尋ねしたいんですけども、7億4,250万というかなり莫大な補正をやっておられるんですけども、この参考にもらいましたフロー図を見てもかなりややこしい工事になるん違うかと思うんですけども、1つとしては、そしたら今ある装置としての法定耐用年数は何年であるのかと。それと、更新計画ですけども、要は装置を稼働させながらの更新計画であるのか。それから、工事期間はどのくらいになるのか。それと、工事期間中、未処理水が外に出ていく可能性はないのか。そういう形で、また予算としては国庫補助をいただくということですけども、何%ぐらいの補助になっとるんか、ちょっと教えてほしいんですけど。

議長（巴里英一君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 上山議員の御質問にお答え申し上げます。

補助率といたしましては、補助対象内工事につきましては50%でございます。

次に、工事中の状況等でございますが、何分本処理場におきましては、1日も休止することができない施設でございますので、当然処理業務を行いながらの工事になってきます。また、工事中の水質等につきましては、現在の水質基準をクリアするよう万全を期してまいりたいと、このように考えております。

それと、双子川浄苑の設備についての耐用年数の件でございますが、通常厚生省の補助による更新工事につきましては、7年以上経過した施設に補助採択がされることになっておりますので、私ども7年が耐用年数ではなかろうかと理解いたしております。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 上山君。

18番（上山 忠君） ちょっとあと1個、工事期間はどの程度。

議長（巴里英一君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 答弁漏れがございまして、申しわけございません。

予算につきましては繰越明許費もお願いし、10年度で工事にかかりたいわけですが、現在私どもで予想しております工期につきましては6月から7カ月、このぐらいの期間を予定いたしております。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 上山君。

18番（上山 忠君） そしたら装置としては法定耐用年数は7年ということで、先ほど助役の提案理由の中で17年経過したよということで、かなり老朽化が進んでるといふような説明があったんですけども、しからは設備としてのトラブルで、年間何時間ぐらいの設備停止をされておられるんか、その辺わかっている範囲でお答えください。

議長（巴里英一君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 上山議員の再度の御質問にお答え申し上げます。

本双子川施設の今までの修理等に要する施設の停止期間は何時間程度なのかという御質問であったと思いますが、私どもは現在、月に何時間とか年間どれだけ休止したという統計はとっておらないわけですが、修理の金額ベースで申し上げますと、平均しますと年間2,500万程度の修理費を入れ、施設の改修を行ってる状況でございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 上山君。

18番（上山 忠君） あと1点ぐらいにさせていただきますけども、装置としての法定耐用年数は7年以上という説明でございましたけども、一般の民間の機械設備関係でいきますと、法定耐用年数の2倍を過ぎたらもう設備は更新という形になってると思うんですけども、17年、これが7年ですから、14、15と計画的にある程度設備の状況を見ながら、やっぱり年間予算の中で取っていくべき工事じゃないかと思います。特に補助金

が切れるから、ちょっと先倒しでやろうよというふうな考え方ではなしに、機械設備がどういうふうな状態でもって正常に稼働できるかというのは、日ごろの設備メンテナンスだと思っておりますので、今後……。

それと、これ今回7億4,200万ほど使うんですけども、下水が完備されるまでにあと何回ぐらいのこういう大規模改修が必要なのですか。その辺で。

議長（巴里英一君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 下水道が完備されるまでにあと何回ほどこの双子川浄苑の大規模改修があるのかどうかという質問であったと思いますが、実はこの整備計画を立てる前に下水道部とも種々検討を行っております。それによりますと、私ども余り遠い先のことまでは推計いたしにくいところもございまして、おおむね10年後の推計を出して検討に入ったわけですが、10年後といたしましてもなおかつ双子川浄苑での処理人口につきましては、3万5,000人から4万6,000人が対象になるのじゃなかろうかと、このように考えておりますので、まだ一度や二度は必要ではなかろうかと、このように考えております。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 成田君。

5番（成田政彦君） し尿処理費のことについてちょっとお伺いしたいと思います。

まず、このし尿処理費の7億の問題、この入札は随契になるのか一般競争入札になるか、それをまずお伺いしたいと思います。

2つ目は、この委託業務要綱の最後のページに、総括の中に腐食による処理水、配管からずうっと書かれて、臭気が少ない、充満云々で、最後は処理機能の確保に努力されることが必要であると、こう書かれとるんですけど、具体的にこれほど今の施設がこういう充満した作業——どこがどう具体的になっとるのか、こういうひどい状態に。そのことを具体的に説明してほしい。

それから3つ目は、今回の修繕は全体を100%としたら何%修繕するのか、今度7億かけて。それを明らかにしてほしいと思います。

それから4番目は、今回修理しない部分は今後どうなるのかと。今後修理——今回残った部分は今後一切国の補助が出ないとなったら、それに市

はどのように対応されるのか。

それから5番目は、現在市の下水道の普及率は12.8%です。30年かかって下水が整備されるんですけど、今後処理場に対する投入量は徐々に、もう12.8%ですから投入量が減っていくね、だんだん。ということは、この処理場の稼働率を100%として計算しとるのか。これ、どんどん減っていったら将来稼働率が、投入量が50%になった場合、そのときもまた全面的修理するのか、そういう将来的な投入量はどういうふうに計算されとるのか、今後。

その点と、それから6番目は、なぜ今回国が補助金を打ち切った——環境エコロジーとあるんですけど、国が補助金を打ち切った理由。なぜ国が補助金を打ち切ったんやと、今回。理由よ。厚生省がこういうし尿処理場に対しては今後こういう補助金を出さないと。ということは全国的にもうし尿処理場の建設は認めないんやと、そういうことになるのか。それはそうですね。全国的に見たら処理場、まだこういう下水のないところいっぱいあるから、こういうところに全部全国的に、泉南市でなくて全国の施設も全部補助金打ち切りやと、そういうことなのか。

その点、6つについてちょっとお伺いしたいと思います。

議長（巴里英一君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 成田議員の御質問にお答え申し上げます。

まず第1点目といたしまして、今回の工事につきましてはどのような方法で契約されるのかという問いであったと思いますが、まず私ども所管といたしましては、本日補正予算案を御承認いただきますと、すぐさま契約検査課の方に業者選定及び契約行為の依頼を申し上げます。その後の業者選定とかその具体的な件につきましては、担当部局で御判断いただけておと思っています。

次に、双子川浄苑の中で、どの辺がどのように悪いのかということでございますが、今回、私ども日々運転管理を行っておるわけでございますが、具体的にここが悪いというのではなく、全般的に修理・改修が必要だというようなことで、これにつきましては、第三者機関での調査もしていただいているところでございます。

次に、施設全般からいいますと何%の改修かというお尋ねであったと思いますが、これにつきましては、今回の工事は既に工事済みでございます

汚泥、し渣の乾燥焼却設備を除く……（和気 豊君「汚泥の何」と呼ぶ）  
汚泥、し渣は工事中ではないですけど、申しわけございません。

まず、今回の改修点につきましては、平成4年度に受け入れ貯留設備の一部を改修しております。また、5年度には受け入れ貯留設備の防食工事をやっております。平成6年度に脱臭設備及びオゾン発生装置を行っております。これ以外の水処理設備及び汚泥処理設備全般にわたるものでございます。

なお、先ほど申し上げました乾燥焼却系につきましては、今回の工事には含まれておりませんので、念のため御説明申し上げます。

次に、現在の下水道の普及率は約13%でございますが、先ほど上山議員さんの御質問にもお答えいたしました、10年後の試算ではなおかつ私どもの処理施設の約55%ぐらいの稼働は必要かと考えております。ちなみに、平成8年度の稼働では約87%ぐらいの稼働率になってございます。

次に、補助金が今後このように打ち切られた場合の対応等についての御質問があったと思いますが、先ほど来御質問ございましたが、これが永久に補助金がなくなるとは私は思ってないわけでございます、大阪府もダイオキシン等の緊急対策が済めばまた復活するのではなかろうかということで、国に強く要望していくという返事もいただいておりますが、本市における今後のし尿につきましては、公共下水道の普及状況に合わせ、し尿処理場の漸減に伴う施設の一部改修や運転方法に検討を加えることにより、費用のかからない方法を選択していかなければならないなど、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 成田君。

5番（成田政彦君） 僕の出した質問6点にあなた答えてない。全く答えてない。それでは、もう一遍質問。

まず、入札方法について、あなたは随契であるか、それから一般競争入札であるか、それはわからないと言ったんや。7億の事業ですよ。7億の事業について一般競争入札であるかどうかね、随契で、それが今わからないってどういうことですか、これ、これだけ7億というお金を出してきて。3,000万、4,000万と違いませ、これ。

それから2番目の、このフローを見て、どこがどうでどうかわからないと、そんな無責任なね。修理の問題で、どこがどこで具体的にわからないと。これ、色まで塗ってあるんです。赤、黄、紫、あと全部色まで塗って具体的に示されとるんですわ、ここ。そして、緑のところは更新既にしたとこというふうにね。そんな、どこがどこで、修理するのはわからないと、全体でやるんやという答弁ないわ。そしたら市が、この委託業務要綱には、ここに具体的に審査対象設備、装置の状況というのを調べられとるんですわ。どうなっとるんですか。そんないいかげんな提案するんですか、これまず。

それから3つ目、修理が全体の何%かわからないと。これね、昭和53年、54年では10億で修理したんですわ。それで、昭和62年から今日平成8年まで3億2,000万かけて修繕しとるんですわ、いろいろと。であるならばこの7億というのは全体の何%を占めとるのか、修繕のここ。全部なのか、まだ補修今後するやつは何%残っとるのか。この機械そのものが最初は10億円をつくっとるんですよ、入札。それで3億円既にかけて修繕終わったんですわ。今後将来的にどれだけ修繕するんですか、これ。残りは何%修繕——修繕をまだしない、今回修繕しないとも残っとると、それで今回修繕するとは何%かと。わかりますか、質問。

既に3億2,000万の修繕費を使っておるんです、10年間で。そうでしょう。使っておるんでしょう。その部分を引き去っても、そして今度7億ですから10億だ。結局、10億17年間でつぎ込むことになるでしょう。そして今後まだ残ったたら、今後どれだけまた補修費用が要るんやと、ここに。だから何%かということ明らかにしてくださいよ。今回の7億はこの機械全体の何%に当たるのか。

それから、下水道の問題ですけど、これは大きな問題ですわ。下水道は13%ですわね。今投入量が87%です。今投入量87%と言いましたかな、処理場の。今後これは減っていきますわな、下水の。それで将来的には五十数%まで投入量が減るということを言うてますわな。そういうこと。そうすると、投入量は徐々に減っていきますわな。その中の機械の更新を全般的に全部するのか。投入量、稼働率は低くなってくるんだからね、だんだん機械としては。その消耗も少なくなってくると思いますわ。そういう点の問題をどういうふうにね、投入量と計算してちゃんとそういうこと

は計算されとるのか、将来のこの設定は。

それからもう1つ、補助金の問題なんですけど、あなたは、いや、補助金はなくならないと思うと言われた。しかし、助役の説明はそうは言っていないわね。もう補助金がなくなるから駆け込み的にことしやらなあかんといい、これは説明が違いますがな。それで今度は新しい機械を買うん違います。修理ですわ、これはあくまでも。全体の60もないし、わからないけど。だからこれは修理ですからね。国は修理さえも全面的に認めないのかと、全般。それだったら、あなたがさっき言ったように今後とも補助は続くと思うと言うたけど、ちょっと矛盾しとるでしょう。補助を国は今後どうするんやとということについて、今は補助金が出ないと言いながら、今後は出るんやと、それで駆け込みするんだということは、あなたの言っことは二律背反性で、論理がちょっとおかしいんと違いますか。

それから、修理の問題でダイオキシンの問題ですわ。いわゆるダイオキシンは今回の京都会議では最大の問題になって、これをもう発生させないと。そういう例えばダイオキシンの三次処理、あの問題との観点から来とるのかどうかよくわからないんですけど、それを明確にしてほしいんですわ。具体的に何で今度の処理場で、どの部分が補助金打ち切りで、補助金をもう出さないんだと、どの施設には。そういうことは全面的にすべての施設に出さないのかね、補助金を。今度の施設、今後全面的にすべての補助金を打ち切るとするのは、すべての施設に補助金を出さないと言国が言うとるのかね。さっきの質問と一緒にですけどね、それはどうなとるんですか。

議長（巴里英一君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 成田議員の再度の御質問でございますが、補助金の打ち切りにつきましては、私、言葉足らずで、申しわけございました。

私は、永遠にはなくならないのではなかろうかと思っておるということでございます。それで、10年度はとにかく補助金が採択できないということがはっきりしたわけでございますが、何分ダイオキシン等の施設の改修が、緊急的な改修がほとんど終わった時点では、またこのようなことにも、厚生省におきましては施策の転換が行われるのではないかという御答弁をさしていただきました。

それで次に、この全体の機械の何%を改修するのかという御質問でございますが、これについては何に置きかえてパーセントを出すかというのが大変難しゅうございまして、私の方ではパーセントの出しようが現時点では持っていないというところでございます。

次に、下水道の今後の普及に関連する件でございますが、先ほども申し上げましたが、平成8年度では私どもの処理施設のキャパは100でございますが、8年度では87%の稼働をしておるということでございます。また、今後10年先の推計につきましては、55%から73%ぐらいの間ではなかろうかと推計をいたしております。そのようなところでございますので、ひとつよろしく御理解をいただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 私の方から、入札についての御答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、原課の方から業務依頼が来た段階におきまして、入札方法等について検討したいということでございますが、随契という考えは毛頭持っておりません。競争入札で実施したいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（巴里英一君） 成田君。まとめてください。

5番（成田政彦君） それでは、入札方法については確認しておきます。これは浅野工事なんだけど、これは随契でなく一般競争入札でやるということやね。一般競争入札やね。

議長（巴里英一君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 今私の方は競争入札で実施したいと答弁させていただきましたが、一般競争入札でやるとは言っておりません。それも含めて検討してまいりたいと、指名競争入札を含めて検討してまいりたいということでございます。

議長（巴里英一君） 成田君。

5番（成田政彦君） ということは指名競争入札をやるわけ。どういうこと。もっと具体的に説明してよ。こんなもん処理施設だからね、浅野とか荏原とか、大体そんなんだれも入れる工事と違うからね、こんなのは。

議長（巴里英一君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 原課の方から依頼の来た段階におきまして内容等を検討しまして、指名競争入札でやるか一般競争入札でやるか、その辺は検討していきたいということでございます。

議長（巴里英一君） 成田君。

5 番（成田政彦君） それはそれでいいですわ。

それと、さっき言われた具体的にどこがどうかかわからないということで、何％はどれを基礎にするかどうかかわからないということを使うんですけど、まず1つは金額でね、当時の昭和53、54年度は10億で入札しとるんです、これ。金額は10億、2年間で工事やとるんです。それで、今回のフローを見たら、今回何も塗ってないところもあるわね、何もまだ将来。これは、全体の何％を今度の工事はするのかと。

私がちょっと思ったのは、助役に聞きたいんだけど、今回の修繕は新品を買うのではないから、あくまで修繕ですわ。それで、もう国庫補助金がないから急いでこれをやりたいというふうに言うんですけど、部長の場合は、今後修理するときは将来的に補助金が出ることもあり得ると。

それから、国が補助金を出さないというなら、具体的にどういう部分に対してははっきりそういうことを言うのかね。説得力よ。7億の工事するんですからね。国が補助金出ないから今回急いでやったんやと、そういう説明したんや、ここではっきりと。しかし、それなら今後の残った部分ありますわな、白紙でまだ大分残るとところが、修理、修繕しなければならぬところが。これはどうかといったら、完全に国は補助金を打ち切るわけではないと、これはあり得ると、ここで言うたんや。部長は完全に打ち切られるのと違うと、そういう言い方したでしょう。そんなら何でこんな7億かけて全部補修するんやと、ここ。全部7億かけて補修するんでしょ、修繕を今。それでどこを修繕する、何％の修繕するんやと、これも答えられない。いや、何％の修繕、それはわからないと言っとるわけよ。しかし、ここには具体的に書いてあるわけよ、修繕するところが。

具体的に言ったらね、昭和62年から平成8年度まで具体的に毎年何千万かけて修繕しとるでしょう。これは何％ですか、この修繕は。これ、修繕しとるでしょう、10年間かけて。7年間の保証が終わった後、耐用年数が切れた後ずうっと10年間にわたって修繕しとるでしょう。これは具体的に何％ですか、そんなこともわからないで7億という修繕するんです

か。僕は修繕したらあかんと言ってないで。そんなことは言うてないぞ。

〔成田政彦君「論理的な展開を求めるんよ。矛盾しとるんやから、補助の問題も」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 何％というところかなりこだわっておられるようでございますけども、パーセントというのは非常に難しいといえますか、何をもち、例えば機械の数のうち何％なのか、あるいは全体の事業費のうち何％なのか、あるいは器具1個1個を数えて何％というのか、とり方によっていろんなとり方がございますので、その図でお示しした部分を修理するという御了解いただきたいと思っております。

それから、補助金の件でございますが、これはちょっと名前を今忘れましたが、そういう名称の産廃の補助金なんですけどね、その補助金自体はあるわけですが、今でもね。ですから、その中で要はシフトというか、内容についていろいろシフトされておられるのが現状でございます。その結果として、し尿処理場だけを更新する補助については、今回補助の対象にならない、10年度から補助の対象にならないと、こういうふうに通知をいただいております。

例えば、し尿処理場でも一部その機能を、リサイクル的なものを足したり、そういったものについては該当するということの方が言われております。したがって、先ほど部長が言いましたのは、そういう中身のところで、今後例えば10年後に更新する場合にこういう工夫をすれば、場合によっては補助の対象になるケースは出てくると、こういうことでございますので、御理解のほどをお願いいたします。

議長（巴里英一君） 成田君。

5番（成田政彦君） 理解するところによれば、今回の国の補助金が出ないのは、例えばダイオキシンとか公害発生、そういうものは今後国際取り決めでだめだと、だからそういう点には国庫補助金が出ないけど、それ以外のし尿処理場の機器については補助金が出るんやと。あんた言った。部分によって補助金が出ると。おれ頭が悪いから、あなたみたいに頭がよくないから答えてくれよ。

〔成田政彦君「だから全部出ないのか、きっちり答えてくれや。出ないという説明でなくて、今後出るのもあるんだと、そうき

っちり説明せえや」と呼ぶ]

議長（巴里英一君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 今回の補助打ち切りになった件につきましては、先ほど上山議員さんの御質問にもお答えいたしましたが、厚生省の政策転換のためでございます、廃棄物の発生抑制を図り、資源の有効利用を図るための循環再利用型の施設、いわゆるリサイクル設備の整備とダイオキシン対策に重点が置かれるようになったため、従来からの維持管理型の施設については10年度が対象外になったと、大阪府の環境整備課の方から聞いてございます。

それで、先ほども言いましたように、本市のみならず他の多くの自治体も大変苦慮いたしておりますとともに、大阪府では、11年、12年になるかもわかりませんが、従来どおり補助が出るよう強く要望は行ってきたいとの回答をいただいておりますので、私といたしましては将来的にダイオキシン対策の緊急施策がおおむね完了しますと、またこのような施設にも補助金のつく時代が来るだろうと考えておると御説明申し上げましたとおりでございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 成田君。

5番（成田政彦君） 最後、市長にお伺いしますけど、こういう維持管理型の施設には今後国の補助金が出ないと、こういうことになると、過去昭和62年から毎年2,000万から3,000万出してますわな。ずうっと国庫補助金がついて。すると、この修理が終わった後も多分この施設は20年、30年使うと思うんですわ。そうすると市は一方的に持ち出して、修理費に年間3,000万、かなり大きな金額ですわね、一般財源つき込むとなったら。ごっつい地方自治体に——いわゆる下水は進めるんですけど、完全に下水はカバーできないから、一般の処理はこの施設でやらなきゃならないと。地方自治体でそういう修繕はやらなきゃならないとなったら、下水の工事と非常に大きな矛盾した面が出てくると思うんですわ。

その点については、今後どういうふうに——これ、修繕はしなけりゃならないですわな、今後。新品にしない限り、永遠にこの処理場がある限りお金が要ると思いますわ。その点市長は、今後の補修にかかるお金、これはどういうふうに考えてますか。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほど部長が答えましたように、現在かなり老朽化したしておりますので、年間2,500万ぐらいのハードといえますか維持費が要ってるということでございます。今回、特にポンプ類あるいは破碎機というそういう機械類、パイプ類を改善するわけでございますので、毎年一定出しておるその一般財源についてはかなり減らせるというふうには思っております。ゼロにはならないと思いますが、かなり減らせるというふうに思っておりますから、それは1つ大きな効果だというふうに思っております。

それで、将来また新たなこういう大規模修繕が発生する可能性というのは当然あるというふうには思っておりますが、今回と前回の高度処理のかかる部分について改善をいたしますと、残っておりますのが脱水とかそれから焼却乾燥と、こういうようなところになってこようかというふうに思いますが、これは今のところ順調に稼働いたしておりますので、そのままいくということでございますが、こういうことになってくる、これらの修繕というのも当然可能性としてはあるわけでございますから、先ほどの質問者にもお答えしましたように、今回はそういう形で、こういうし尿処理施設の大規模修理について補助対象から外されるということでございますが、これは本市のみならず大きな問題でございます。

ですから、今後はやはり市長会とかそういうところとも話をしながら、これらの復活については強力に要請をしていくということによって、将来また復活、あるいは何かを付加することによって今後採択基準に合うということになってくると思っておりますので、そういうことの知恵といえますか、そういうことも働かしていかなければいけないというふうに思っているところでございますから、とりあえずはそういう復元についての取り組みを全力でやっていきたいと、このように考えております。

議長（巴里英一君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって議案第8号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第13、議案第9号 平成9年度大阪府泉南市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（巴里英一君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 議案第9号、平成9年度大阪府泉南市水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、内容の説明を申し上げます。93ページの方の説明書で内容の説明を申し上げたいと思います。

まず、収益的収入の方でございますけれども、これにつきましては、節、受託工事収益としておりまして、今回の補正の予定額が2,556万4,000円ということでございます。

対しまして、収益的支出の方でございますが、節としまして受託工事費とあります。これにつきまして2,324万円の補正をするという内容でございます。この受託工事の内容につきましては、下水道工事に関連しまして水道管工事で増ができたという内容でございます。

以上でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

議長（巴里英一君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——和気君。

13番（和気 豊君） 余り問題はないように思うんですが、ただこの提出された議案書、非常に不親切だというふうに思うんですよ。せめて備考欄ぐらいに、どこの随伴施工なのか、どの工事のね、そういうことぐらいは——例えば9年度の下水道工事何工区における随伴工事だとか、それからあと、やっぱりこういう議案ですから、登壇されたときにはその中身等についても詳しく御報告いただくと。2,324万円にもわたるいえば収益的収支の中でも大きな工事ですから、その辺は提案者として余りにも不親切ではないかと、こういうふうに思うんですよ。中身について、もうちょっとわかるように説明してください。

議長（巴里英一君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 今回の補正につきまして、和気議員の方から備考の欄にも、要するに工事の内容についての詳細がないという御指摘につきましては、今後はこの辺につきましては十分考えまして、その詳細も添付さしてもらいたいと、このように考えております。

なお、この詳細につきましては、工務課長の方から内容の説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（巴里英一君） 南工務課長。

水道部工務課長（南 省市君） 和気議員の御質問にお答えいたします。

公共下水関係の支承仮設工事でございます。おおむね4件の増でございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 場所、工区を。

水道部工務課長（南 省市君） （続）失礼しました。9の21工区、9の22工区、9の23工区、9の24工区でございます。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 水道事業収益ですね、これの補正予定額とそれからいわゆる受託工事費、費用の額ですね。200万ほど差があるわけですが、それと、今回の場合はあれでしょうか。いわゆる南海を横断するような工事はないのかどうか、その辺もあわせてお示しをいただきたい。21から24というふうに言われましても、どの辺の工事なのかということも私はわかりません。よろしくお願ひします。

議長（巴里英一君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 再度の御質問でございますが、この収入と支出の差の分でございますけれども、差額としまして232万4,000円ということでございます。これにつきましては、水道部の事務費としまして10%を下水道よりちょうだいするということで、この収入と支出の差が生じてるわけでございます。

工事の箇所につきましては、担当の下水道部の方より答弁を申し上げます。

議長（巴里英一君） 南工務課長。

水道部工務課長（南 省市君） 申しわけございません。9の21から24までの工事予定箇所でございますが、9の21に関しましては旧26号線、

堺阪南線の男里地内でございます。それから、9の22工区は樽井の大発タウン内でございます。それから、9の23工区は樽井のライオンズマンションの付近のところでございます。それから、9の24は樽井の公民館から和歌山側の旧村中でございます。

以上でございます。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 小山君。

3番（小山広明君） 今場所の設定はわかったんですが、大発タウンという旧26号の上になるんですね、山の上。もうそちらも区域が入るとるわけですか。旧26から下を基本的には整備していくということで、次の計画は実際的にはその上になると思うんですがね。そうすると、旧26から上というのはもう実施計画というんか、実際に工事に入っていくということになってると理解してもいいのかどうかですね。

よく道路の側溝に水道管の仮設が目立つんですが、あれは使ったのを一遍一遍ほうってしまうんじゃなしに、また次のところへあれを持って行ってやるのか、一遍一遍ほうってしまうのか、あの辺の工事の具体的な方法はどしどしとるのか、ちょっとお聞かせください。

議長（巴里英一君） 南整備課長。

下水道部整備課長（南 健志君） ただいま下水の整備区域についての御質問がございましたので、お答え申し上げます。

現在、本市におきましては、旧の国道26号線より浜手を重点的にという形で実施しておりますが、一部取り組み可能な地域につきましては、その外側といいますか、山手側につきましても取り組みを始めたところがございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 以上で本件に対する……。

〔小山広明君「まだ答弁してへんで。一回使った管はほうってしまとるのか、こうやとるのかということを」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） もう一度言ってください。小山君。

3番（小山広明君） 仮設の水道が側溝にはわしてあるのがよく見えるんですけどね。かなりごっついもんですが、あれは次に行くときに、それをまた使っていくような方法でやっていらっしゃるんでしょうか。一回一回ほ

うってしまうのでしょうか。

議長（巴里英一君） 南工務課長。

水道部工務課長（南 省市君） 仮設管を再利用してるかどうかという御質問だろうと思いますけども、ある部分はもう全然使えないという部分がございます。それと、設計の中で消耗品ということで全部消耗扱いしてる部分がございますので、部分的にはあと業者の判断で再利用するかどうかという、うちの方の工事での次の工事の再利用は一切認めておりません。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 小山君。

3番（小山広明君） これは重要なんでね。あれは大変大きな設備だと思えますよ。それはやっぱり一回使って、業者の勝手——見積もりはどうしてるんか知りませんが、新規でやっとなら業者が使おうと思ったら使っていると、こう聞こえるんですね、今の答弁からいったら。それはかなり違うわけですよ。ちゃんときめの細かな指導をして、使えるものはメインのパイプぐらいは使っていくと。その場合に新しく入札になった場合に、違う業者にそれが移管できるかという問題も具体的にあると思えますよ。そういう点でやっぱり材料支給を水道部がやるというようなことで、そこはちょっと関心を持って私は聞いたわけですから、何か今の答弁でいったら業者に任しとるとなったら、一体見積もりはどうなるとののかなという疑問がすぐわくわけやからね。そこはきちっと答弁してくださいよ、誤解のないように。これは大きな金額でしょう。

〔小山広明君「こんなでかいパイプを一回使うてほうってしもたら」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 仮設の水道管のことを御質問されてるんだと思えます。これにつきましては、先ほど工務課長が申し上げましたように、私ども消耗品として設計をしております。消耗品としての設計してる理由につきましては、仮設ということで各家庭への引き込みを現実にやってるわけでございます。その引き込みのところにメーターを設置しておりますので、管にどういうんですか、もんでいるというんですか、そういう形で…、どういように説明さしてもろたらいいか、要するにその仮設管を別の場所に使えるかといいますと、その家庭のもんでいる管が、スパンが別

の工事箇所へ持っていったって現実に使えないと思います。そういうような観点から消耗品としての設計をしておるということですので、どうかよろしくをお願いします。

議長（巴里英一君） 小山君。

3番（小山広明君） 技術的なことに立ち入って我々わからないんですけどね、あれだけでかい、あれはすごく硬質の管ですね。だからそれは工夫して、詰めるなりいろいろなことをして、大きなしんちゅうのバルブとか何かあるじゃないですか。だからそれは大きな、継続してずっと30年間いくわけですから、それはやはり全体的に安くなる方法を考えてくださいよ、やっぱり高いものですから。一回使ったら終わりですからね。それはやっぱりもう少し安く上がるような工夫をぜひやってもらいたいと。これは要望にしておきますけども、お願いします。

議長（巴里英一君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって議案第9号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第14、議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（巴里英一君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第10号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、平成9年11月14日に国において一般職の職員の給与等に関する法律の一部改正が閣議決定されたことに伴いまして、

本市におきましてもこれに準じて一般職の職員の給料及び諸手当の額を改正するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

追加議案書の3ページをお開き願います。今回の改正の内容でございますが、扶養手当につきまして、満16歳の年度の初めから満22歳の年度の末までの子がいる場合の加算額を1人につき月額「3,000円」を「4,000円」に、扶養親族でない配偶者を有する場合、1人については月額「5,500円」を「6,500円」に、また宿日直手当について、通常宿日直については1回につき「3,600円」を「3,800円」に、特殊業務に係る宿日直につきましては「6,600円」を「6,800円」に、常直につきましては月額「18,000円」を「19,000円」に、また3月に支給する期末手当につきまして「100分の50」を「100分の55」に、また給与につきましては、国の改定に準じて本市に適用した結果、平均1.21%の増の改定を行うものでございます。

次に、7ページをお開き願います。改正後の給与及び扶養手当につきましては、平成9年4月1日から適用するものとしまして、宿日直手当、期末手当につきましては、平成10年1月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（巴里英一君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——  
——小山君。

3番（小山広明君） 今の御説明で1.12%のアップという説明があったんですが、公務員の給料はなかなか外から見てわかりにくいんで、実際ちょっとモデル的にあれば、これぐらいの給料をもらっておった方が、今回の改正でこれぐらいアップするというようなことがあればお示しをいただきたい。

それから、号給とか1級とか8級まである、この扱いですね。これちょっと、いつもわからんまま見てるんですが、これをわからない者にわかるようにひとつ説明をいただきたい。これは何なのか、1から8級とか1から31号給ですか、この辺のちょっと説明をいただきたいと思います。

議長（巴里英一君） 楠本人事課長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） 1点目の1.21%の本市のアップ、これをモデル的にお示ししてほしいということでございますけども、本市職員734名の平均のアップでございます。

例えば、初任給でちょっと例を示したいと思います。大学卒で現行18万4,800円が、改正後18万7,000円、改正率が1.19、これはそれぞれのランクによって改定率が変わってきますので、例えばそういうことです。

それと、号給につきましては、給料表が議案書に載っていると思うんですけども、これは本市のいわゆる給料表でございます。何等級何号俸とよく言われるんですけども、例えば課長級でしたら6等級ですね。それで年数に応じて給料がアップしていくと。それが縦のライン、縦がいわゆる何号俸です。横がいわゆる補職、先ほど言いましたように課長6等級……（小山広明君「役職」と呼ぶ）役職、そういうように考えていただいたら結構かと思います。

議長（巴里英一君） ほかにありませんか。———小山君。

3番（小山広明君） そうすると、はっきりわかりやすく言えば、1級とか8級というのは、これは要するに課長とか部長とか次長とか、そういうことをあらわしておるということではないんです。今言った6級がいわゆる課長がここにあるということですね。

それから、号給は入った年数ですか。そやけど、卒業によっても違うんでしょうね。大学とか高校やったらどこから——始まる場所があるんでしょうね。

それで、役所の給料は役職によって余り変わらないと我々一般的に聞いとるんですが、そうするとかなりこれ、例えば1号給で2級から8級の差だったら倍ぐらい違いますね。同じ年齢でも倍も違うということがあり得ると、こう理解していいんですか。ここだけがひどいんで、ほかはそう差がないのか知りませんが、今一番上の1号給で2級と8級では倍ぐらい違うでしょう。37万6,600円に対して18万7,000円ですから、そういうふうに理解してもいいんですか。そこにまだ役職手当がつくわけですね、この上に。これが本給でしょう。そうすると、かなり役所の課長とか部長になると給料に大きな差があると。僕も民間会社におったんですが、これだと民間会社より大きいなという感じがしますね。そういう理解でい

いんですか。

議長（巴里英一君） 楠本人事課長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） 何号俸何等級の問題ですけども、先ほど言いましたように、大学卒でいえば改正後は18万7,000円ということで、号数からいえば2級の1号俸と、ここから起点に、在籍年数がたてば当然昇格の問題がありますけども、徐々に級が上がっていくと、それで昇格しなければ当然同じ級で当面移行していくと、そういうことで…。

議長（巴里英一君） 小山君、原課で聞けば大体わかることなので、余り詳しくは……。小山君。

3番（小山広明君） いや、原課で聞けばって、そういうことを言っとるんじゃないしに、やっぱり役所の給料のあり方というのは我々理解しとかないかんわけですけども、これを見ると同じ年齢でも職員と課長、部長になるとかなり、一番高いところで見ますと、さっと計算しても倍以上ですね。例えば18号給でいけば一番上と下——上下と言ったらおかしいけど、1級と8級では、22万6,700円の人が同じ年齢の人で53万9,300円になるという、こういうふうに我々理解するんですけども、そうするとかなり今回の役職の問題で、もっとスリム化しようとなりますと、同じ年齢でもそういうふうに、例えば課長代理が職員として経験を生かして頑張るとなると、給料の面でかなりこれは不可能だというような面が出てくるわけですね。

そして、同期に入った人が、給料的にも保証するために役職を与えていくという、そういう環境になっていくんじゃないかなと、そういうふうに思いますが。だから細かいことを聞こうとしとるんじゃないけど、やっぱり基本的に同じ年齢で経験があれば、課長でも職員でもそう大きな変わりはない、こういう理解は全く間違いであるということになりますね。この上にまだ役職手当がつくわけでしょう。

そういうことは、それは決めたことやから、しゃあないと言えしゃあないけども、今後人事の問題を弾力的に運用するためには大きな支障になると。その面は、これから給与のあり方、公務員というのは民間会社と違いますから、そういう点ではやっぱり生活給ということで、同じ年齢、同じような生活コストがかかる人については、大体同じような給料が保証で

きるようなシステムも同時に考えていかないと、年数が来たらどうしても役職につけていくということになって、今のよう役職者がかなり分母的に物すごく多くなるということが、こういうところからも言えるんじゃないですか。そういう理解でいいでしょうか。

議長（巴里英一君） 理事者側、誤解のないような説明をきちんとしていただけますか。細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） この表で申しますといわゆる職階と申しますか、一般職員、係長、課長、例に言いますと課長が6級であると。それと、例えば一般職員の方が、年齢が同じであれば同じ——例えば1級ですね。それで年齢が同じであれば同じ17号給のところという単純な比較ではないわけです。要するに経験によりまして等級がランク的に上がっていくというふうな対応がございますので、単純な、同じ年齢であれば職階的に比較できるということにはなってございません。

議長（巴里英一君） 小山君。

3番（小山広明君） 難しいことを言っとるわけじゃ……、例えば40歳の方で課長だという方は何ぼだと、その方で職員だったら何ぼだと、それだけポツと言うてくれたらわかるんですわ。それで、どれだけの差があるかといえはすぐわかるんですよ。それは言えませんか。同じ40歳で、仮定としてわかるでしょう。号給でわかるんでしょう、この年齢は。それから課長というのは6級でわかるんでしょう。それで、職員であれば1級になるんでしょう。それで、例えば40歳の人でこうだったらこうだというのをちょっと言うていただいたら、いや、そんな差がないんだといえは、僕が今まで抱いておった理解はそれでいいわけですわ。

議長（巴里英一君） 議場内がちょっとざわめいておりますので、きちっとした、わかりやすい答弁の方を。担当者が答えられないというのはおかしいですよ。お静かに願います。

細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 例えば4級の10号、その方が係長（「小山広明君「4級は係長やな」と呼ぶ）例えばとしますと、その方が課長に昇格する場合、その場合には5級の直近上位に上がるという形でございますので、8号の34万8,900円、4級の10号から5級の8号に下がるという形になっていくわけでございます、いわゆる号的には下がるわけです。

直近上位に上がりますけども……（「小山広明君「号は何をあらわすんや」と呼ぶ）だから号につきましては、同じ職階での勤続年数で1年ごとに上がっていくわけです。だから職階が上がるごとに同じ横に行くわけなしに、直近上位の等級のところといえば号が下がっていくという形になっていくわけですし、そういう仕組みになっているわけです。だから単純に同じ年齢であれば、係長と課長であれば、先ほど小山議員が申しましたように同じ、例えばで申します10号でもって単純には比較できないという形になっているわけです。（小山広明君「で、例えば。だから1つ言うて。40歳で……」と呼ぶ）ちょっと今モデル、標準的なやつは手持ち資料を持ってございませんので、後でまた説明させていただきます。よろしくお願ひします。

議長（巴里英一君） 小山君、そのくらいで。小山君。

3番（小山広明君） だから、我々が大変わかりにくい中でね、今も動くことをすぐ言うから。現在で同じ40歳の方で課長で、1人は職員だという場合に、どれだけの差が給与にあるのかなど。給料は、僕が前から言っとうようにこれは生活給やからね。課長でも一般職員でも、年齢が大体同じであれば大体同じ家族を持つとということ、やっぱり同じ金員を与えるべきだという考えを持つとですよ、僕は。だからそういう点でわかりやすい説明をしていただきたい。

それが先ほど言うような管理職の問題とも絡んでくるわけですから、ただ自然に管理職が多くなったんじゃないと思いますよ。そこには僕は理由があると思うので、そういうものはやっぱり取り払っていく努力もしていないと、なかなか理想を言ってもそうならないのでね、そういう実態の問題もちゃんとわかるように説明いただきたい。この問題、きょうここで解決するわけじゃないですけど、もう少しわかりやすく御説明をいただきたいと。会社の給料じゃそんなにややこしくないよ。もうピシッと決まるとからね、よろしくお願ひします。

議長（巴里英一君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって議案第10号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第15、議案第11号 泉南市議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（巴里英一君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第11号、泉南市議会議員の期末手当に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

一般職の職員の給与改正に準じて議員各位に対する期末手当の額を改正するため、泉南市議会議員の期末手当に関する条例の一部改正について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

11ページをお開き願います。改正の内容は、3月に支給する期末手当の額を報酬月額に「100分の50」を乗じて得た額から「100分の55」を乗じて得た額に改正するものでございます。

なお、施行日は平成10年1月1日からでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（巴里英一君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——真砂君。

12番（真砂 満君） さきの特別職の給与に関する条例改正の部分と絡んでおりますので、質問をさせていただきます。（「議会関係の質問のみ」の声あり）なるべくそうさせていただきます。

1つは、さきの特別職の条例改正の部分におきまして、一般職の給与改正に伴わない形での改正をするというのが趣旨であるというふうに説明を受けました。そういった趣旨であれば、今回の第11号については一般職の改正に伴って議会議員の手当が改正をされる。議員さんだけ別ですと、特別職はそうさせていただくけども、議員さんは別ですよというような提

案になってくるわけでありまして。同じこの12月議会で、特別職はそういう形で一般職に準じない、議員さんは準じるんですよというような提案をされると、我々の判断は非常に難しくなってくるわけでありまして。

特に議員とか特別職の給与については、さきの議案のときも答弁されておりましたように、当然審議会の中で答申をされて出てくる。審議会の条例を読んでみますと、報酬の額に関する条例を提出するときにはあらかじめ額について審議会の意見を聞くということになっておるわけなんです。今回については額ではなくていわゆる月数ですから、結果的には額と同じような形になってくるというふうに思うんですけども、なぜこういった形の提案になるのか、議員だけ別という形になったのか、そういった背景について御説明をいただきたいというふうに思います。

議長（巴里英一君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 一般的に今回は人事院勧告に基づいて、それを準用してるわけですが、さきの説明の中で一部申しましたが、今回の人事院勧告の中で特に特徴的なことは、3月期の期末手当が0.50が0.55と0.05アップになってるわけですが、この点に関しましては、国におきましては指定職については準用しないということで方針が出ております。

それで、さきに説明してございますように、指定職を正確に置きかえた場合、市においてはその職種はないわけですが、一応我々の理事側の判断といたしまして、それを準用して適用するという事の中で、今回特別職につきましては0.50、従前どおり対応さしていただいたと。そして、一般的に人勧の趣旨を尊重するという立場から、職員と議員につきましては、今回の人事院勧告の勧告案を適用さしていただいたということでございます。

議長（巴里英一君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 私はさきの質問で、12月で0.5が出てたかなと思って、勘違いして申しわけなかったんですけども、3月ですよ、100分の55に改正されるのは。申しわけなかったと思います。

ただ、今公室長が御答弁いただきましたように、確かに今回の人勧で指定職については適用除外という形の勧告が出されておりますし、泉南市ではそういった指定職に当てはまる職種はないと、この辺は共通の理解をさ

していただいているところでございます。

ただ、そういった指定職の適用がないにもかかわらず、特別職だけ同じような取り扱いをされたことに対しまして、なぜもう少し我々も含めて議論がなかったのかなというふうに思うわけです。こういった形で出されましたら、結果としては今回の人勧の指定職の準用を特別職だけしてるわけでしょう。我々議員については、そういったことをしないで一般職と同じ取り扱いをされているという形になってくるわけです。言い方は悪いか知りませんが、特別職だけええ格好してるやないかと、我々は一般職と同じ取り扱いかということになってくるわけなんで、その辺とられ方によると我々としても非常に厳しい部分が出てくるわけです。

ですから、さきにも言いましたように、我々議員と特別職については、報酬の額については条例の中で特別職報酬審議会という形の中で額が決定をされるということになってるわけですから、当然私は特別職と議員たる者は同じ取り扱いで検討されるべきだというふうに考えるわけなんですけども、さきにも言いましたように今回特別職だけそういった形で、議員はなぜ一般職と同じような取り扱いになったのか、そのあたりはどうなんですか。

議長（巴里英一君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 特別職だけなぜ実施しなかったかということでございますけども、従来から給与改定については国に準じてという中で、今回国の実施の方法が、指定職は適用しないという形で実施されたという状況がございまして、その中で確かに指定職そのものについては、市の中では該当するという職はございませんけれども、別建てのそういう給与形態をとっているかなり上層部の管理職ということになりますと、市の中では特別職は趣旨としてやはり実施すべきではないのではないかという判断をいたしました。

議員各位につきましては、国会の方でもこれは特段ございませんので、行政のその該当する部分はどこかといいますと、特別職であろうということと決定をさしていただいて、議案等の説明におきましてはそのあたりも十分意思として伝わっておらなかったのも、十分な御協議ができてなかったのかもしれませんが、そのあたりにつきましては、今後十分説明をさせていただきます、意思疎通を欠くことのないようにしてまいりたいというふ

うに考えております。

議長（巴里英一君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 最後にしときたいと思いますけども、今職員数並びに人件費比率の占める割合が泉南市は非常に高いというような議論がされておりますし、私もその原因は一体何なのか分析をしてるところでございますけども、いずれにいたしましても今私たちを取り巻く状況というのは、市民の目から見ると非常に厳しいものがあるわけでございますから、こういった条例が可決をする場合、我々に対する風当たりというのも非常に強いということも、私自身よくわかってるところでございます。

ただ、特別職の皆さん方につきましては、さきにも言いましたようにもう既に給与をカットされ、また手当をカットされ、管理職の皆さん方皆カットされてきてると。それ以上にされるということになりますと、もっと議論を深めた中でしていかなければ、部分的だけ先行して突っ走られると非常に困った問題だというふうに思いますので、今後こういった問題については、もっと事前に協議をされることを要請をしておきたいというふうに思います。

議長（巴里英一君） 小山君。

3番（小山広明君） 今議論があって、私が質問しようかなと思ってるよりはよく中身がわかったんですが、本来であれば市長らのこういう同じ内容が上がってくるわけですね、この条項で。

それで、指定職というのは一体何のことかなと、僕も全然わからなかったんですが、そういう点で泉南市においては市長、助役らを指定職と解釈して、今回の期末手当——3月らしいんですが、上げないということをお断したようであります。

当然、我々議会としても、やっぱり上げれる状態でないと私自身も思いますので、こういう面については、今どちらかといえば行政に対する批判もありますけども、議会に対する批判も大変強いわけなんです。そういう点ではこういう議案を出すにおいては、やはり問題提起を私はしてほしかったと思うんですが、いや、それは議会みずからやれよというように市長は恐らく言われると思うんですが、その点では市長、どうなんですかね。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） さきの質問者からありましたように、事前調整といえますか、趣旨の説明をもう少ししておくべきだったというふうに思うわけですが、我々の方はいわゆる人事院勧告を尊重するという立場でありまして、その中で国の方は指定職というちょっと別途体系の職種があるわけございまして、その人たちについては、この0.05については認めていないわけでありまして。

そこで、泉南市の場合どうするかということの議論もしたわけございましてけれども、今までは、先ほどの期末手当なんかは一般職に連動するシステムであったわけなんですけれども、さきの議案で一応分けると。これは以前小山議員からもそういうふうにした方がいいよという御指摘もありましたけれども、そういう形で分離をしたわけございまして。

その中で、指定職イコール特別職ではございませぬけれども、市の行政に仮に置きかえたとすれば、指定職に相当するであろうと思われるのが特別職ではないかということで、我々特別職と教育長については、この0.05については人事院勧告の趣旨に沿って今回は改正をしないという形にさせていただいたところございまして。

市議会議員の皆さんについては、特段そういう規定といえますか、勧告の中での分野でもございませぬし、従来から一般職と連動しておったということもありまして、今回改正を上げさせていただいたところございまして。その辺を御理解いただきたいと思うんですが、事前にそのあたりを十分説明しておけばよかったんですが、言葉足らずの部分があったかというふうに思いますので、その点は今後十分気をつけたいというふうに思います。

議長（巴里英一君） 小山君。

3番（小山広明君） そうすると、先ほど議決いたしました市長らの額というものを率に変えたということで、本来であれば同じ条件でここに上がってくるべき議案だという理解でいいんですね。

指定職というの僕ら耳なれない言葉ですし、それを人事院勧告を尊重する意味から、指定職というのは市長が入ると解釈されたようでありましてけれども、議員は全然入らないわけでしょうか。やっぱり一般職員と違うわけですからね、責任の持ち方についてもですね。そういう点では議会と行政の立場として、やっぱり市長がそうされたのであれば、我々だっ

てそうすることはやぶさかではありませんし——でないといびつな批判が出て、別な方向に世論が動くということもあるわけですから、お互いにこの問題については、泉南市のために我々は我慢しようということをアピールする方が、むしろ私は市民に対してもいいと思うので、ぜひこれからは、議会でどういう議決をするかわかりませんが、しかし、せっかく市長が責任を持って提案した議案を否定するというのは、我々心苦しい部分があるんですね、議会全体としては。私は否決するべきだと思いますけども、そういう点では優しい人たちが多いわけですから、市長が出された議案については理解を得るという日本の社会の1つのいい面もあるんじゃないですか。

そういう面からいえば、十分その辺はぶつかって、決議して決定するという方法も、もちろん僕も大事だと思いますけども、やっぱりちゃんと事前にしていただいて、今後議員がどういう判断をするか私も興味あるんですけども、私はこういう上げ方には反対であります。

議長（巴里英一君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———小山君。

3番（小山広明君） 議案第11号に、反対の立場で討論をさせていただきます。

今、種々議会の中でも議論がありましたように、この問題は市長が、指定職は市においては市長に当たるということで判断をして、本来であればこの議案が特別職の議案としても出てくる状況であったわけですが、出されないということで、我々議会としてもやっぱりこういう状況の中で、この期末手当の追加分については、私は辞退をした方がいいのではないかと、そのように思いますので、各議員の皆さんのひとつ御理解ある採決をよろしくお願いしたいと思います。

議長（巴里英一君） ほかにございませんか。———以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（巴里英一君） 起立多数であります。よって議案第11号は、原案の

とおり可とすることに決しました。

次に、日程第16、議案第12号 平成9年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第4号）から、日程第18、議案第14号 平成9年度大阪府泉南市水道事業会計補正予算（第2号）までの以上3件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案3件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、理事者から順次、提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

**助役（福田昌弘君）** ただいま一括上程されました議案第12号、平成9年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第4号）、並びに議案第13号、平成9年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、並びに議案第14号、平成9年度大阪府泉南市水道事業会計補正予算（第2号）について、一括して内容を説明いたします。

職員の給与改定に伴いまして、一般会計予算、国民健康保険事業特別会計予算及び水道事業会計予算に変更を加える必要が生じたため、3会計予算について、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

補正の内容でございますが、先ほどの給与改定の条例と関連いたしまして、一般会計につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,447万3,000円を追加し、195億7,558万3,000円から196億6,005万6,000円とするものでございます。給与改定についての改定率は1.21%、実施期間は平成9年4月1日にさかのぼることになっております。

また、国民健康保険事業特別会計でございますが、給与改定に伴うものとしたしましては64万9,000円、職員異動に伴うものとしたしまして298万4,000円、合わせまして363万3,000円を歳入歳出予算の総額に追加し、48億1,280万6,000円から48億1,643万9,000円とするものでございます。

次に、水道事業会計でございますが、収益的支出の予算額に246万6,000円を追加し、14億2,524万円から14億2,770万6,000円とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（巴里英一君） これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。———小山君。

3番（小山広明君） この中には今可決しました議員の0.05も入っとるんですか。

議長（巴里英一君） 楠本人事課長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） 議員のアップ分につきましては、当然反映さしていただいています。

議長（巴里英一君） 小山君。

3番（小山広明君） 今可決したからいいようなものですが、もしこれが否決されたらこの予算書は上げられないという、そういう理解でいいんですか。

議長（巴里英一君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 先ほどの議案が仮に否決されますと、今提出いたしております予算案については修正をさしていただくという形になります。以上です。

議長（巴里英一君） 小山君。

3番（小山広明君） 印刷してありますから大変でしょうけども、こういう微妙な議案については、2つ用意しとくということもこれから必要なんじゃないかな。今後、議会が予定どおり全部可決するとは限らないし、こういう予算を伴うものについては、議会の議論が活発になってくれば、やはり議論の結果どうなるかわからんことが今後十分予想されると思うので、こういう予算が絡んだものについての手法をやっぱり考えておく必要もあるんじゃないでしょうかね。でないと、審議の上でそれが採決に微妙に影響するということのもちょっと変な話ですのでね、そういう点で今後は議論を通して1つの議案が決まってくと。連続して出してくる議案については、その辺も含めないと、何か議会の形骸化にそういう対応が応援してしまうようなことになると思うので、今後こういう問題はどうするかということも今から議論しておく必要があるんじゃないかなという、意見だけ申し上げておきます。

議長（巴里英一君） ほかにありませんか。———以上で本3件に対する質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。討論はありませんか。———討論

なしと認めます。

これより一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案第12号から議案第14号までの議案3件につきましては、いずれも原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって議案第12号から議案第14号までの議案3件につきましては、いずれも原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第19、議員提出議案第20号 地方分権に伴う地方自治体への税源移譲等に関する意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して井原正太郎君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。井原正太郎君。

1番（井原正太郎君） 議長よりお許しが出ましたので、議員提出議案第20号、地方分権に伴う地方自治体への税源移譲等に関する意見書について、案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

地方分権に伴う地方自治体への税源移譲等に関する意見書（案）

政府の地方分権推進委員会は、現在まで第4次にわたる勧告を出しているが、去る7月8日に出された第2次勧告は、市町村の合併及び広域行政の推進等々を求めた極めて重要な勧告であった。勧告の内容は、おおむねこれまで自治体が求めてきたものに則しているが、地方分権に伴って不可欠な税源の移譲などについては、不十分な内容となっている。

真の地方分権であるためには、権限の移譲と税源の移譲は切り離すことができない密接不可分なものである。その意味で地方税の充実こそ、まず第一に図るべきである。また、自治体間の財政格差を調整するための地方交付税の役割は軽視すべきでない。さらには、補助金の転用基準の緩和や補助事業を中止する場合の補助金返還の免除等を求めた「補助金等適正化法」の改正も重要な視点であり、ぜひ実施すべきである。

以上の観点から、政府に対し、地方分権推進委員会の第2次勧告の早期実施とともに、地方税の拡充等、地方分権に不可欠な税源の移譲並びに補助金の適正化を速やかに図るよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成9年12月15日

皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

副議長（上野健二君） ただいまの提出者の説明に対し質疑等ありませんか。

———松本議員。

6番（松本雪美君） 第2次勧告が7月8日に出されたんですけれども、この中では自治体が求めてきたものにおおむね即しているのと、こういうふうに言っておりますけれども、地方分権について全体の問題として、おおむね認めてきたという立場に立って書かれた意見書ですし、地方税の財源の充実の確保については、こういう地方分権の問題提起されている中では、税源の移譲については具体的にどうするのかということが全く触れられていないということや、それから補助金の適正化について要望もしていますけれども、国庫補助負担金の整理や縮減が先行している中身になっており、この点について提案者は、地方分権について全体の立場に立ってどういうふうに考えておられるのか、考え方を示していただきたいと思います。

副議長（上野健二君） 井原議員。

1番（井原正太郎君） ただいま松本議員の方から、自治体が求めてきたものに即しておるというふうな解釈をしておるけれども、今後この地方分権というのはもっと具体的にどうあるべきかというふうに、僕は解釈したわけでありまして、象徴的なものにJRの民営化等でやはり大きな流れができてきた歴史もあるんですけれども、昨今国の財政状況あるいは地方の財政状況からかんがみても、今民間活力あるいは地方の特色をしっかりと生かしていかないと乗り切れないというのが社会の趨勢であろうというふうに、1つは理解しております。

そんな中で、国と地方の税の分布といいますか、そういうふうなことを見てみますと、国は入るのが6割から7割、地方自治の方は3割、ところが歳出の方については全くその逆転現象に現在なるとるというふうなことからしても、総論としてはもちろん地方分権、それから今求められております財源の移譲が伴わないと、それが非常にいびつなものになるというふうなことから、今回このような意見書に集約したわけでありまして、私ども公明としても全国的にこういうふうなことでひとつ推進していこう、また申し入れをしていこうというふうなのが今回の意見書の内容であります。

それと、国庫補助のあり方についても、一たん国庫補助が決まったとし

ても、1つの事業あるいはその事業に対する補助された予算そのものが、やはり縛りが非常にかかって、地方でもってその資金を融通できないというのが今の実情じゃないかなと。したがって、もっともっと地方の特性を生かすためには、そこら辺を融通できるような形にしなければならないというのが、この意見書の方向であります。

以上であります。

副議長（上野健二君） ほかに。———小山議員。

3番（小山広明君） 地方分権で熱心な井原議員に対して若干御質問さしていただきたいと思うんですが、税の徴収というのは確かに国が多く持っていて、仕事は地方がたくさんあるということですのでずっと問題になっておりますから、そういう点に着目をしてこういう意見書を出されるということについては敬意を表したいと思います。

しかし、泉南市の徴収率の悪さというのは、府下でもほんとに悪いという状況の中で、地方にこういう税を取る権限を与えるということも含めてのお話でしょうから、そういう点ではその辺の心配があるわけなんですけれども、基本的にはやはり地方に税を持ってくるということは、私も大事だろうと思います。

しかし、国の方も地方分権の流れから、実際に省庁再編の問題についても国民の期待されるものからほど遠い方向にも流れつつありますし、そういう点でこの意見書を出すに当たりまして、そういう地方分権を進める上での1つの取り組みについて、今後どういうものが一体大事になるのかというふうなことは、提出者として基本的に持っておられると思いますが、そこらをちょっとお話をいただければと思います。

議長（巴里英一君） 井原正太郎君。

1番（井原正太郎君） 小山議員からの質問に関しましては、おおむね賛同いただいたというふうに非常にありがたく思っておりますけれども、もっと具体的にどうあるべきかというふうな質問であったと思うんですけれども、やはり最近泉南市においても、税以外においても、1つ墓地をとってみても許認可権が大阪府、あるいは泉南市の市営住宅にしろ、やはりその許認可において府であるとか国の縛りが大変強く、本来この泉南市の独自性が極めて選択肢が小さいというか、そういうふうな状況にあらうかと思えます。総論ではみんな賛成していただけるような気がするんですけれども、そ

ういうふうな各論になってくると、やはりお互いの利権が絡んでくるような場合がたくさんありまして、なかなか思うように進まないのがこの地方分権じゃないか、このように私は理解しております。

ただいま申しましたように、我々もこの議会で悩んでおる市営住宅1つにしても、あるいは墓地建設1つにしても、その権限を持つところが上の大阪府であったり、国が非常に牛耳っておるなというふうなことを考えると、もっともっと地方分権、その権限、あわせて税の方も進めていかなければ独自性が出ないな、いい泉南市をつくっていかうとしてもいろんな障壁が出てくるなというふうなことを感じております。

以上であります。

議長（巴里英一君） これで最後に。小山君。

3番（小山広明君） 井原議員の政治家としての、やっぱり地方のことは地方で決めていくという、そういう視点を聞かしていただいて、大変敬意を表したいと思います。

この第2次勧告の中にもあるように、市町村が自由に税率を決めることができるという、申し出に基づきと書いてありますけども、そういう提言もなされておまして、それは額から申し上げますと市町村によって大きな格差が出てくるという、そういう時代もつくってくるわけであります。そういう点で、我々の議会も、また行政も含めた独自の能力ということがより必要だろうと思います。その基本になるのは、住民の積極的な行政に対する参加が私は必要だろうと思いますし、井原議員の地方分権にかける1つの大事な視点を聞かしていただきまして、私もこの意見書にはそういうことを踏まえて判断をしてまいりたいと思っております。

議長（巴里英一君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———松本君。

6番（松本雪美君） 議員提出議案第20号、地方分権に伴う地方自治体への税源移譲に関する意見書について、反対の立場で討論いたします。

第2次勧告が出されましたが、出されたということでのこの意見書の中身については、地方自治を今後守っていくということでは、多くの問題を残している中身であります。総論的には機関委任事務の廃止を具体化したことや、個別的な都市計画事務について市町村の権限を大きくしたことなど、一定評価もありますけれども、しかし多くの問題点があり、これを抜

きにはできません。

問題点の1は、新設される法定受託事務などによって法律が勝手に市町村に自治事務を受託させるなど、国の統制がこれまでよりも強まるのではないか。2つ目には、国の財政責任があいまいであり、自治体の財源が保障されないのではないか。3つ目には、自治体リストラを前提にした分権論になっているのではないか。4つ目は、市町村合併を当然のこととした分権推進論になっているが、一概に効果的とは言えないのではないか。5つ目は、必置規制の緩和と称して、住民の権利を保障してきた制度をなし崩しにしようとしていること、などの問題が挙げられます。

今回の意見書は、税源移譲と補助金適正化を要望するというだけのものであり、地方分権全体の問題をどうするかについては何もうたわれていないということ、こういうことも問題として指摘しておきます。

よって以上の理由で、反対の討論といたします。

議長（巴里英一君） ほかにございませんか。———小山君。

3番（小山広明君） 反対の立場で討論をさせていただきます。

井原議員の提案の趣旨については、私は理解するものであります。しかし、今分権が叫ばれておるときに、やはり国が持つことができなくなったことを地方に押しつけるという、そういう側面も持っていることは事実であります。そういう点で私たちは、地方が受けるにしても、もっと十分な議論をして、やはり国のそういうお荷物を地方が受けるということでないような、そういう環境づくりをきちっとしていく必要が私はあると思います。

確かに課税の実施権が地方自治体に認められていくという方向にはありましようけれども、一番住民に近いところでの行政が本当に主体性を持ち、国に対して本当に対等な立場で意見が言えるということがない限り、やはり地方の方に大きな問題がしわ寄せされると思うわけであります。

確かに墓地問題や住宅問題について、市自身が考えていくようにしていかなければならないのは、言を待つまでもありません。しかし、今の国の進めておるこの地方分権が必ずしも私たちの願いとするものでないことは、いろんな場で言われておることでもあります。もっとこの面について市民とも議論をする中でしていくべきだと思います。

一応時期尚早ということで、反対の意見をさせていただきます。

議長（巴里英一君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議員提出議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（巴里英一君） 起立多数であります。よって議員提出議案第20号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第20、議員提出議案第21号 温室効果ガス削減と地球温暖化防止策の推進を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して松本雪美君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。松本雪美君。

6番（松本雪美君） 議員提出議案21号、温室効果ガス削減と地球温暖化防止策の推進を求める意見書案を朗読して、提案にかえさせていただきます。

温室効果ガス削減と地球温暖化防止策の推進を求める意見書（案）

国際的な世論の高まりの中で、将来の地球温暖化問題に対し、国際的会議「京都会議」が開かれるなど、かけがえのない地球の環境を守る取り組みが進められ、議長国の日本政府としてもその責任は重大である。

世界の2500人の科学者で組織する国連の調査機関「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」は、このまま二酸化炭素が増え続けることで、21世紀に平均気温が1～3.5度上昇すると予測している。そして「世界規模で乾燥化・干ばつ・渇水や、逆に集中豪雨と洪水が多発したり、氷山や氷河がとけだしたり、海面が上昇して小さい島の国々の沿岸の陸地が大幅に水没する」との警告とともに、「病虫害発生地域の拡大や農業生産の減収、世界規模での食糧危機など、人類と生態系に取り返しのつかない被害を招く」とも厳しく指摘している。

実際、19世紀以降、地球全体の平均気温は0.3～0.6度、海面も10～25cm上昇し、乾燥化地域の増大や氷河の後退などが起こり始めていることも明らかになっている。

今、地球温暖化を防ぎ、かけがえのない地球を守り、人類の未来に対する責任を果たすことが求められている。世界第4位の温室ガス排出国であ

るわが国としても、国民・産業界・政府・地方自治体などが一体となって国内的な取り組みを強めなければならない。

よって政府としても、温室効果ガスのより高い削減数値目標への抜本的な見直しを図るとともに、国際的な森林保護や環境保護技術移転のための国際プロジェクトなどの環境外交を推進し、国内における省エネルギー対策やクリーンエネルギー開発など、わが国全体の総合的な行動計画を策定・実施されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成9年12月15日

泉南市議会

議長（巴里英一君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。———質疑等なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第21号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第21、議員提出議案第22号「周辺有事」を理由とした関西空港の「米軍への提供」に反対する意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して小山広明君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。小山広明君。

3番（小山広明君） 提案のお配りしております案文を朗読いたしますので、よろしくお願ひします。

「周辺有事」を理由とした関西空港の  
「米軍への提供」に反対する意見書（案）

防衛庁は、「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」見直しに関連して、「周辺有事」の際、米軍に提供する施設として関西空港など民間空港・港湾十数ヶ所のリストを運輸省などに提示しているという重大な事実が明らかになった。関西空港は、長年にわたる地元との協議を経て「公

害のない空港」「地域との共存」を目指す空港として運輸省の示した「三点セット」に基づき、その建設が進められ、また、昭和57年9月府議会において、知事の「軍事使用はない」という言明により、軍事使用の懸念など論外とされてきた。

ところが、去る11月4日、滋賀県饗庭野（あいばの）における日米合同演習に向け、10月30日から約480人にのぼる米軍兵が関西空港をフリーパスで入国した。

このような関西空港の「米軍への提供」は、地元住民との合意を根底から覆すばかりか、重大な憲法違反・基本的人権の侵害であり、泉州住民をはじめ広く大阪府民の生命を危険にさらすものとなる。

関西空港の米軍使用は、「有事」に必要な準備を「平時」から行うことを意味し、関西空港が常時、軍事管理下に置かれることになることが予想されるとともに、核兵器の持ち込みの恐れも考えられる。

泉南市をはじめ多くの地元自治体では、「非核・平和都市宣言」を行い、憲法の平和原則を尊び、常に「平和・基本的人権・環境保全」を住民とともに守ってきた地域であり、関西空港の「米軍への提供」を絶対に容認できない。

よって、地域住民、関西空港で働く人たち、及び関西空港利用者すべての暮らしと安全を守るため、関西空港の「米軍への提供」を撤回するよう要請する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成9年12月15日

泉南市議会

よろしく申し上げます。

議長（巴里英一君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。  
———質疑等なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（巴里英一君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、

本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（巴里英一君） 起立少数であります。よって議員提出議案第22号は、否決されました。

次に、日程第22、議員提出議案第23号 内需を喚起し景気を回復するための減税の実施を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して奥和田好吉君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。奥和田好吉君。

9番（奥和田好吉君） ただいま議長より指名を得ましたので、これより議員提出議案第23号につきまして、皆様方のお手元に配付いたしております文案を朗読し、その提案理由の説明にかえさせていただきます。

内需を喚起し景気を回復するための減税の実施を求める意見書（案）

日本銀行が平成9年10月に発表した「1997年秋の情勢判断資料」によれば、「消費税率の引き上げなどの影響から、景気は4月以降減速局面にある」とした上で、「内需減速の影響が企業収益や雇用・所得面にも徐々に及びつつある」とするとともに、同月の経済企画庁の「景気動向指数の推移」も景気の落ち込みと景気の先行きが極めて厳しいものになっていることを示している。

このような状況の中で、企業倒産や雇用の減少も確実に増大しており、さらに11月に入ってから三洋証券・北海道拓殖銀行・山一証券等の金融機関の倒産は、日本経済はもとより、世界の経済にも大きな影響を与え、日本の地位は大きく失墜した。

これはひとえに、政府与党の経済政策の誤りであることは明らかであり、政府は今日の経済不況・不安を払拭するために大胆な政策の転換を図らなければならない。そのために、景気に最も影響を与える消費を回復させるとともに、内需を喚起するための所得税を中心とした5兆円規模の減税を速やかに行うよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成9年12月15日

泉南市議会

以上でございます。各議員におかれましてはよろしくお願いいたします。  
議長（巴里英一君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。  
———和気君。

13番（和気 豊君） 2点にわたって質問させていただきます。

内需を喚起するための所得税を中心とした5兆円規模の減税、こうあるんですが、今大企業向けの内需というのはどんどん喚起されて、貿易高でも1兆円近い黒字が出て、平成8年度ですね。そういうせんだっての報告もありましたし、それから大阪を本社にする大企業の内部留保金がわずかに20社で14兆円、これに株式の含み利益なんかを加えますと、さらに膨大な利益が大企業に保障されている。

問題は、中小企業に対するそういう内需拡大が今極めて鈍化して、それがためにいわゆる景気回復の二大柱と言われている中小企業の設備投資、これが極めて低下している。この辺に今の景気の先行き不案内、まあ経済企画庁はいろいろ言葉を選んでおりますが、まさに足踏み状態というのがあるのではないかと、こういうふうに思うんです。

そういう点で、5兆円規模の減税の中には、まさか大企業、法人に対する法人税の減税というのは入っておらないというふうに思うんですが、その点もあわせて確認をしたい。

以上2点です。

議長（巴里英一君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） ただいま非常にすばらしい質問をいただきました。全くそのとおりであります。

9日の午前に経済企画庁長官は、9月以降4カ月連続で政府の景気判断を後退させた。景気停滞の理由としてこれまで掲げていた消費税率引き上げの影響を掲げるのをやめ、相次ぐ金融機関の破綻などによる企業や個人の不安感の高まりが、日本経済の回復力を弱めているという立場を鮮明にうたっております。

今の政府は、経済不況、この打開策が全くないというのが現状であります。迫り来る少子・高齢社会への対応をどう考えているのか、展望を欠いているのが現状であります。そんな政治の行き詰まりをどう打開するのか。今、景気回復するためには5兆円規模の減税しかないと思いますが、そのような状況であります。これを勘案して判断していただきたいと思っております。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 力説、強調されまして、その意気のほどは評価させていただきたいというふうに思いますが、まじめにやります。

消費税5%の引き上げによる消費不況、まさにこのことも景気を後退させている大きな柱でありますし、私が先ほど聞きました5兆円規模の減税の中には、政府・自民党が今提案しようとしている土地税あるいは法人税の引き下げ、こういうものが入っていないのかどうか。ここに「政府与党の経済政策の誤りであることは明らかであり」と、上記の情勢をそういうふうにくくっておられます。そういう点で政府・自民党が示しているこういう税対策ですね、これが5兆円減税の中には包括されていないのかどうか、そのことについてもう一度御答弁をいただきたい。

議長（巴里英一君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 中身については、私としても今細かく資料が手元にありませんので言えませんが、この5兆円規模というのは、要するにこの範囲内で御判断願いたいと思います。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） そういうことで判断をさせていただきますが、大企業にこれ以上上げたを履かす、こういう減税政策では困るわけでありまして。そういうことがないというふうに善意に理解をいたしたいと、こういうふうに思います。それで判断をさせていただきますと、こういうふうに思います。

議長（巴里英一君） ほかにございませんか。———真砂君。

12番（真砂 満君） 提案者には非常に申しわけございませんが、理解を得るために3点質問させていただきます。わかりやすく質問させていただきますので、ひとつよろしくお願いします。

まずその1点ですが、あなたが意見書案文として書かれた「政府与党の経済政策の誤りであることは明らかであり」というふうに言明をさせていただきますので、経済政策の誤り、具体例を挙げていただきたいという点。

それと2つ目に、「大胆な政策の転換を図らなければならない」というふうに結んでおられますので、お考えの政策の転換についての御説明をいただきたい。

それと、和気議員さんの質問の中にもありましたけども、5兆円規模の

減税の件なんです、なぜ5兆円減税なのか、その数字の根拠を明らかにしていただきたいのと、その財源についてどのようにお考えなのか。

以上、3点についてお答えいただきたいと思います。

議長（巴里英一君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 第1点目は、経済政策の誤りはなぜ政府に責任があるのか、そういう質問やったかな。平成5年度より経済対策を各党から叫ばれておりました。しかし、ことしの4月1日よりそれに逆行するような消費税のアップをいたしました。それから、拓殖銀行とか山一証券とか、こういう金融機関の倒産が相次いで、日本の金融機関の不安が世界にまで流出したという現在の状況であります。これは明らかに政府の失策だと言わざるを得ない状況であります。

2点目の5兆円規模のいわゆる根拠でありますけども、まず政府が今しなければならぬのは行財政改革であります。今の日本の経済不況を打開するには5兆円規模の——中身は、この書いている中身で御判断していただきたいと思います。

議長（巴里英一君） ほかにございませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議員提出議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（巴里英一君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（巴里英一君） 起立多数であります。よって議員提出議案第23号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第23、議員提出議案第24号 山一証券など金融機関の不始末に国民の税金を投入しないことを求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して和気 豊君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。和気 豊君。

13番(和気 豊君) 山一証券など金融機関の不始末に国民の税金を投入しないことを求める意見書。案文を朗読し、提案にかえさせていただきます。

山一証券など金融機関の不始末に国民の税金  
を投入しないことを求める意見書(案)

国民の不安がつのっている山一証券、北海道拓殖銀行などの相次ぐ破綻で「金融不安」が続いており、このことにかかわって政府・大蔵省の監督、指導責任は重大である。

ところが、大蔵省は今回の金融破綻の主たる原因が、山一証券の自主廃業にみられるように、総会屋への利益供与や「飛ばし」などの「暗やみ経営」からくる経営不振にあることが明白になりつつあるにもかかわらず、公的資金(税金)の投入を明らかにしている。

このことは、乱脈経営のツケを国民に回すことであり、全く筋違いの対応であると言わざるを得ない。

なお、山一証券をはじめ四大証券は、この間の総会屋への利益供与事件で経営陣が商法、証券取引法違反などに問われて逮捕者を出している。

大蔵省が「金融不安」解消のためというなら、何よりもまず証券・金融界全体の実態を国民の前に明らかにするとともに、「簿外債務」などをチェックできなかったズサンな検査体制についてもその責任を明らかにし、金融・証券会社への「天下り人事」の取りやめを含めて対応すべきことに早急に取り組み、そして何よりも金融界全体の責任で処理させるべきである。ましてや、公的資金の導入という国民にツケを回す対応は論外である。

ここに泉南市議会は、政府・大蔵省の公的資金の投入に強く反対するものである。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成9年12月15日

泉南市議会

以上であります。よろしく申し上げます。

議長(巴里英一君) ただいまの提出者の説明に対し質疑等ありませんか。

————奥和田君。

9 番（奥和田好吉君） 1点だけ非常に疑問に思うところがあります。

これは、大蔵省が今回金融破綻の主たる原因の山一証券自主廃業、これに伴った四大証券、この「乱脈経営のツケを国民に回すことであり」、なるほどよくわかります。しかし、山一証券のこの発端があちこちで大騒ぎになっております。問題は、この中で一番被害をこうむる、例えば自分の将来の老後のためにためたそのお金を全部預けておったのが、それがもし保証がなかったら一体どうするのか。私もそれを疑問に思います。

この間も、こっちの銀行ですけども、名前は言いませんけども、山一証券が自主廃業すると言うた途端にいっぱいになりました。これはそういう底辺の市民を守るためにはやむを得ない方向だと思いますけども、それを一体どうするのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 証券界のみならず金融業界の自主廃業や倒産にかかわって、国民、市民の不安というのは、まさに奥和田議員が言われるように増大をしております。銀行の不安解消については、2001年までは全額個人に対する預入金、これの保証は預金保険機構、ここから保証されますし、証券に至っては預託証券基金ですか、この基金から保証されるというところで、問題はそういうことに名をかりて、既に当初76年にこれらの法律、制度はできておりますが、当初出発したときには、まさに石油のあの危機ですね、オイルショック、そのことから来る国民の不安解消のために、国民の零細な預金を保護するというところで出発したわけですが、84年等の法改正、制度改正によって銀行あるいは証券会社そのものの経営を補てんすると、こういうことに変わりつつあります。

最近成立した預金保険法の改正も、まさに銀行そのものを救済するという方向であります。そのことで今、預金保険機構は既に赤字という状態になっております。国民のいわゆる零細な預金を保証すると、こういう立場はますます強めながらも、まだ十分に自力再建可能なこういう証券、銀行の経営を救済する。これはまさに税金が使われるわけですから、国民にツケを回す、こういう筋違いな救済方法であると、こういうことが全体の骨子に深く貫かれているということを再度御答弁申し上げて、今の質問に対する答えといたします。

以上であります。

議長（巴里英一君） よろしいですか。——奥和田君。

9 番（奥和田好吉君） 今回のこの問題については、昨年の2月の住専の問題とは全く異なります。これはいわゆる住専を担当しておった——これは国民がお金を預けたとかそういう問題ではないんですね。明らかにこれは経営者の責任です、住専の問題については。しかし、この問題については一般の市民がお金を預けている。これを全部が大騒ぎしたら、この金融不安がザーッと全国に広まったら一体どうなるのか。5兆や10兆のお金ではおさまりがつかんと思います。そうなった場合に一体だれが補償するのか。今の話では納得できないと思います。

議長（巴里英一君） それは答弁求めますか。意見ですか。

9 番（奥和田好吉君） 答弁を求めます。

議長（巴里英一君） 和気君。

13 番（和気 豊君） 7,000億近い住専の処理に国民の税金を投入した問題、そして今回の山一証券や北海道拓殖銀行における税金投入の問題、これは明らかに企業そのものを救済する以外の何物でもない、こういうふうに私は判断し、この案文を提案したわけであります。

議長（巴里英一君） 奥和田君。

9 番（奥和田好吉君） 企業の経営者の乱脈経営については、徹底して刑事責任を尋ねたらいいんです。

議長（巴里英一君） 意見ですね。——嶋本君。

26 番（嶋本五男君） ちょっと和気議員に1点だけお聞きしたいんですけども、銀行等に——預金保険機構と先ほど和気議員も言われたとおりなんですけれども、その和気議員の答弁の中でも、もう既にこれが赤字状態であると、こういうふうに答弁があったように思います。今度の公金の導入は、直接銀行にではなしに、こういうところに、保険機構等に出そうかという公的資金の導入であって、決して会社を救うためということではなしに、預金者保護を目的にして出されると、こういうふうに私どもは理解しておるんですけども、その点と和気議員はどんなふうにお考えですか。

今現在、赤字に近い状態なんですね、預金保険機構のなには。それをそのままほっとけば金融不安をますます助長してくると。それをいわゆる一般国民のなを助けるためには、そこへ公的資金を導入しなければならないと、こういう一般論があるわけなんですけれども、その点はどうぞ御解釈

してるんか、その点だけお答え願いたいと思います。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 今回の預金保険法の改正で、従来にはなかった、例えば最近京都で幸福相互と福德相互が合併されました。そういう合併については一切この公的資金の導入、預金保険機構からのお金は出されなかったと。今回、法の改正でそういうことがやられたわけですね。まさに法改正の中身は、そういうふうにいわゆる銀行経営の不始末、これを救済すると、こういう色彩の濃いものになっているわけです。

私は、いわゆる個人の零細な預金を救済すると、こういう歯どめが明確に法の趣旨にうたわれている、あるいは預金保険機構の改悪によってそういう問題が影が薄くなっている、こういうことが強調される中身であれば、これはそういうことについては大いに賛成であります、むしろそれがなし崩しに後退をし、経営そのもの、不始末そのものを糊塗するような、こういう救済については反対だと、こういうふうはこの趣旨の中でうたっているわけでありませう。

以上です。

議長（巴里英一君） 嶋本君。

26番（嶋本五男君） 和気君の考え方は、大体今の説明でよくわかりました。私と見解が異なると思いますけれども、和気君の御答弁は御答弁として受けとめながら、私は、今の金融不安は、いわゆる政府・与党がこの金融不安を解消するためには公的資金の導入もやむを得ないと、こういうことによって今銀行筋なんかも平静を保っているというふうにご考えておりますので、今和気君の答弁は答弁として了として判断材料にしたいと思っておりますので、それで結構です。

議長（巴里英一君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（巴里英一君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（巴里英一君） 起立少数であります。よって議員提出議案第24号は、否決されました。

ただいま可決されました意見書につきましては、議会の名において各関係機関に送付いたしますが、その送付先につきましては、議長に御一任願いたいと思います。

以上で本日の日程は全部終了し、今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。連日にわたり慎重なる御審議を賜り、まことにありがとうございます。

この際、来る12月31日付をもって退任されます本市助役であります福田昌弘君から、退任に当たりあいさつのため発言を求められておりますので、これを許可いたします。助役 福田昌弘君。

助役（福田昌弘君） 議長の温かい配慮によりまして貴重な時間を与えていただきましたので、今月末をもって退任するに当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

平成7年9月に就任をさしていただいたわけですが、ちょうどそのときの初めての議会が、総合福祉センターの契約議案をたしか御議論いただいた議会だというふうに記憶しております。その総合福祉センターが今や市民の憩いの場として活用されておるということを見ますと、非常に月日の流れというものを感じてるところでございます。

この間何とかやってこれましたのも、歴代の正副議長さん、それから各委員会の正副委員長さん、そして議員各位の非常に温かい御支援のたまものというふうに考えております。また、市長以下理事者の方々、そして議会事務局の方々の温かい御協力をいただいて今日まで来れたものだというふうに考えております。この場をおかりしまして皆様方に感謝をあらわしたいと思います。どうもありがとうございます。

私も助役就任以来、泉南市のために、泉南市の立場に立って取り組んできたつもりでございます。泉南市民の生活向上に1つでも寄与できるようにという思いでやってきたつもりでございます。百害あって一利なしというお言葉もいただきましたけれども、せめて百利とは言いませんが、一利

程度は何とか自分の力でやっていきたいというふうに考えて努力を重ねてきたつもりでございます。

なお、まだいろいろ山積する課題がございます。しかしながら、きょう議決いただきました後任の遠藤氏につきましては、現在泉南市ともかかわりの深いりんくうタウン振興課の課長代理という職務をやっておりますし、過去産業の振興あるいは福祉、港湾行政と非常に多種の事業に精通しておる人物でございます。後任を任せるに十分な人物、的確な人物だというふうに考えておりますので、変わらぬ御支援をいただけるようによろしくお願いを申し上げます。

この間さまざまな思いがございまして、こういう短い場ではなかなか申し上げにくいんですけれども、3つほど心に残ることがございます。

1つ目は、議員の皆様方の泉南市にかける愛情といいますか、そういうものをひしひしと感じさせていただきました。非常に遅くまでいろいろ立場の違いを超えて議論をしていただいたかというふうに思いますけども、これもひとえにそれぞれの各議員が泉南市のことを思っておられるということで、私としては非常に感銘を受けたところでございます。

それから、2番目としましては、皆様の議論あるいは市民との対応を通じまして、直接住民あるいは市民の考え方に触れたということでございます。私、公務員生活で大阪府庁という間接行政の立場にございまして、その中でもとりわけ人事行政という内部管理部門が多かったものでございますので、そういう直接住民の立場に立つ、あるいは視点に立つということは非常に少なかったというふうに思います。そういう中で泉南市に参りまして、本当に目を開かれたことが多々ございました。これについては、私の貴重な財産として残していきたいというふうに考えております。

それから3つ目には、何より増してこの泉南市、そしてそこに住む人々と知り得たということでございます。泉南市助役は今月末をもって終わりでございますけども、泉南市を第二のふるさととして、これからの職務にも精励してまいりたいというふうに考えております。

泉南市というのは、これからますます成長していくまちであるというふうに確信をしております。行財政改革やあるいは空港の全体構想、さまざまな課題が山積みでございますが、こんなときこそ議会と理事者が切磋琢磨しながら相協力して、1つの目的に向かってぜひ力を合わせて取り組ん

でいただきたいというふうに関心からお願いを申し上げておきます。

最後に、栄えある泉南市議会のますますの御発展と議員各位のますますの御活躍、そして御健勝、御多幸を心より祈念いたしまして、退任のあいさつといたします。

どうもありがとうございました。

**議長（巴里英一君）** 福田昌弘助役退任に当たり、私から一言お礼の言葉を申し上げます。

福田助役が本市助役として就任されたのは、去る平成7年の9月であり、光陰矢のごとしと言われますが、それ以来今日まで、はや2年余りが経過いたしました。まことに歳月の流れは早いものでございます。

その間あなたは、本市行政を遂行するに当たり、向井市長の補佐役として、天性の卓越した手腕、能力、統率力を発揮し、本市発展のため多大なる力を発揮され、その功績はまことに大なるものであり、私たちの喜びとするところであります。このときにあって、あなたが退任されますことはまことに寂しい限りであります。しかし、お引きとめするわけにもいきません。今後はさらに広い世界に身を投じ御活躍される方であり、頑張ってくださいと思います。

語り尽くせばいろいろと惜別の情がわいてまいります。何とぞ福田助役にありましては御健勝でますますの御発展をお祈りいたしますとともに、今後も本市発展のためになお一層の御指導、御鞭撻、御協力をお願い申し上げます、私からの感謝の言葉といたします。

また、議員並びに理事者各位におかれましては、健康に十分御留意され、御家族ともども幸多き新年を迎えられますことを心から祈念いたします。

これをもちまして平成9年第4回泉南市議会定例会を閉会いたします。大変長時間御苦勞さまでございました。

午後7時32分 閉会

(了)

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長

巴 里 英 一

大阪府泉南市議会議員

井 原 正 太 郎

大阪府泉南市議会議員

松 原 義 樹